

平成22年度研究報告書

「親子心中」に関する研究(1)

—先行研究の検討—

研究代表者 川崎二三彦 (子どもの虹情報研修センター)
共同研究者 松本 俊彦 (国立精神・神経医療研究センター)
高橋 温 (新横浜法律事務所)
上野 昌江 (大阪府立大学)
長尾真理子 (子どもの虹情報研修センター)

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

平成22年度研究報告書

「親子心中」に関する研究（1）

—先行研究の検討—

子どもの虹情報研修センター

目 次

| | |
|------------------------------|----|
| I 問題と目的 | 1 |
| II 方法 | 1 |
| III 結果 | 1 |
| 1. 戦前編 | 2 |
| (1) はじめに | 2 |
| (2) 「近時の流行親子心中の惨事」 | 4 |
| (3) 親子心中に対する諸家の意見 | 10 |
| (4) 「明治大正昭和年間に於ける親子心中の醫學的考察」 | 15 |
| 2. 戦後編 | 26 |
| (1) 「親子心中」という呼称 | 26 |
| (2) 何をもって「親子心中」とするのか | 32 |
| (3) 各種調査とその結果 | 36 |
| (4) まとめ | 59 |
| IV 考察 | 60 |
| 引用文献 | 65 |
| 資料1. 「親子心中」関連書籍の一覧 (2009年まで) | 73 |
| 資料2. 「親子心中」関連論文の一覧 (2009年まで) | 75 |

I 問題と目的

いわゆる「親子心中」によって子どもが死亡する事例は、児童虐待の一つの形態として、現在も「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」が実施している「子ども虐待による死亡事例等の検証」の対象となっており、その数は、他の虐待死亡事例件数と比較しても決して少なくない。したがって、虐待死の最たるものとさえ言い得るこのような死亡事例をなくしていくことは、私たちの社会に課せられた大きな責務であると言えよう。

ところが、「親子心中」に関する分析、検証には大きな困難が伴う。というのも、現在も「親子心中」に関する公式統計がないため、わが国における実態の正確な把握が事実上不可能である上、具体的な事例に即した検証を行おうとしても、加害者が死亡している場合には追跡調査の手がかりを失い、原因の追及等が壁に突き当たってしまうため、防止策を検討することも簡単ではないからである。

そこで、本研究では、あらためて「親子心中」の実情に迫り、今後の防止に寄与することを目的とする。

なお、本研究は3年計画で行うこととし、初年度（平成22年度）は先行研究を分析することを中心として取り組み、2年目は、おもに新聞報道による事例の収集と実態把握、最終年度となる3年目は、可能な限り詳しい事例分析を行うこととする。

ところで、「親子心中」という呼称は、過去多くの研究者が問題視し、各自がよりふさわしいと考える名称を提示して使用してきた。その具体的な内容に関しては<Ⅲ 結果 2 戦後編>の中で詳しく紹介するが、本研究においては、括弧付きで「親子心中」を使用する。その理由としては、多くの研究者が言い換えた用語が、いずれも十分な社会的認知を得るに至らず、現在も「無理心中」「親子心中」という呼称が広く使われていること、厚生労働省の「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」においても、「心中」という表現が使われていることなどに鑑みてのことである（ただし、煩雑さを避けるため本文においては必ずしも括弧を付けていない点をお断りしておきたい）。

II 方法

初年度の先行研究の検討については、「心中」「自他殺」などをキーワードとして国会図書館、Cinii及びMAGAZINE PLUSで文献を検索し、その中から、18歳未満の子どもを含んでいる文献を抽出した。また、戦前に発行されていた「社会事業」の目次を取り寄せ、関連文献を探索、収集した。加えてこれらの文献に掲載されていた引用、参考文献の中から必要と思われるものも追加した。こうして収集された文献を戦前編と戦後編にわけて分析、検討した。

III 結果

戦前編、戦後編に分けて次ページから、順次報告する。

1 戦前編

(1) はじめに

(i) 親子心中の流行

「親子心中」は、戦前においては大正末年頃から昭和の初めにかけて大きな社会問題として登場し、各界の関心と呼ぶこととなった。文献を収集していくと、この問題が本格的に議論され始めたのは、1927年（昭和2年）に、「社会事業第11巻第9号」がかなりのページを割いて、多くの識者の論考を掲載したあたりからではないだろうか。そこでは原胤昭が、「大正一三年以降の事件抜粹件数¹三百」について調査結果をまとめた論文「近時の流行親子心中の惨事」を提示し、「我々は何うかして親子心中の流行を防止したい。死に狂へる人の心を矯めたい」「今は唯だ之を公にして大方の先覺仁士淑女に訴ふるより外はない」と述べ、それを受けて各方面の論者が、それぞれの見解を開陳している。

「社会事業」は、その後1934年（昭和9年）の「第18巻第5号」にも本問題に関する論考を集めて掲載しているが、戦前における親子心中の研究でもっとも重要な著作と言え、先の「社会事業第11巻第9号」から数えて10年後の1937年（昭和12年）に公表された小峰茂之著「明治大正昭和年間に於ける親子心中の醫學的考察」（小峰研究所紀要邦文第五巻）であろう。本文146ページにわたる本格的な論考は、戦前戦後を通じても特筆すべきものであった。

そこで、戦前における文献研究では、おもに原胤昭が著した論考と小峰茂之の著作を中心に据えた上で、関連する文献を適宜加えつつ検討することとする。

ところで、「親子心中」あるいは「母子心中」といった表現は必ずしも適切ではないという指摘は、すでにこの当時からあり、「道伴れ心中」（麻生、1927）であるとか、「親子同伴死」（關、1934）、「兩殺症」（菊地、1934）などという言い方が用いられることもあった。では、そもそも「親子心中」という呼称はいつ頃から使用されるようになったのであろうか。この点については、<2 戦後編>であらためて検討することとして、ここでは戦前の文献で触れられているものをあげておく。香川県高松市の医師大西義衛（1937）は、「香川県に於ける親子心中は私の調査資料に基づけば大正八年が初めである」とした上で、「山名氏によると大正の末葉既に其の例を散見したが其の頃は新聞の見出しにも『二児を負うた母親の自殺』『三人と共に母親の投身自殺』等とか、親子心中なる語は未だ使用されて居らず、此語が新聞紙上に用ひられ初めたのは昭和の初め頃からであると」と述べつつ、「親子心中も、明治時代已に存在して居たものが、昭和年代に入るに及んで遽に大流行を極め、一社会問題として各方面から重視さるゝに至った此の意味に於いて私は恰も元祿時代が情死を産んだと同じく、吾が『親子心中は昭和年代に生れた一新自殺型である』と呼びたい」「而して吾昭和時代に生れた『親子心中』は此の『切腹』『情死』と共に日本（のみでなく恐らく世界的にも）特筆大書すべき新自殺型として、自殺研究者にとり多大の暗示と示唆を與ふる」ものだと述べている。

(ii) 三田谷啓「児童虐待に就て」

とはいえ、親子心中がそれまで全く注目されていなかったわけではない。たとえば、児童虐待につ

いて取り上げた論文の中では、その克服がすでに大きな課題とされていた。ここでは、その一例として三田谷啓^{さんだやひらく} (1916)「児童虐待^{ついで}に就て」を紹介しておきたい。これは、明治43年(1910年)8月から大正4年(1915年)2月までの4年6ヶ月を対象に、「日本全国の新聞中より抄録」した児童虐待事案について分析を加えたもので、児童虐待による死亡事例を中心に116例が収集されている。それらを詳細にみていくと、「親子心中」事案は決して珍しくないことがわかる。以下、「明治末期から大正初期にかけての児童虐待死亡事例」(川崎、2009)を引用する形で、その概要を述べてみたい。

「彼(三田谷)が特に関心を払ったのは、『親子心中』である。すなわち、『児童を虐待して次に自ら死亡するもの多し』『予の調査材料の中虐待者が生命を捨てんとせしもの(自殺者及び自殺未遂者)は實に五十五名に上る。其中自殺未遂者二十一名及び生死不明二名を減じたる残り三十二名は自殺の目的を果したるものなり』というのである。

自殺の経過については、『行爲の発覺を恐れて自殺するものもあるべし。或は自殺を斷行^{だんこう}するに方^{あた}り先づ子女を殺し置くものもあらむ』『或は嫉妬^{あつら}の如き原因にありてはアテツケ即ち面當^{つらあて}に暴行を敢てするものあり』などと述べている。以下、一覧表から抜粋していくつか紹介してみよう。最初は加害者実母の例。

- 夫死亡し家計不如意のため、長男(11歳)の咽喉を刺して殺せり。後自己も自殺を企つ。
- 家計不如意、實子(5歳と2歳)を毒殺(モルヒネ?)し、後自己も毒殺せり。
- 生活難。長男(6歳)を沼に投じ、次男(2歳)を負ふて投身。
- 夫の梅毒をはかなみ、母子(長男7歳)共に轢死。
- 夫が情婦を造りたりとて、絞殺(女児9歳、7歳、3歳)。次で自ら縊死^{いし}を遂ぐ。
- 夫と離縁し、先夫は後妻をとりしたため、精神異常となり。長女(12歳)と共に帯にて結び合ひ、瀧壺に入り投身母子共に死す。
- 夫は情婦^{ところ}の處へ行きしならむと思ひ憤怒の情を起し同夜我家にて児童(連れ子10歳・7歳、夫の先妻の遺児13歳・12歳・5歳)を火あぶりにせり。児童は驚き火中より逃げんとせしも妻は皆諸^{もろとも}共にやけ死ぬのだと云ひ12歳の兒を抱きて火中に投じ黒焦となれり。他の兒は死力^{つゝ}を盡して逃れ出たり。次いで実父による心中事例を紹介する。
- 商業の失敗。短刀にて(3歳男、7歳女)刺殺(二人共)。後自殺す。
- 家計難。毒殺。(長男8歳)親子3人共毒を呑んで死す。
- 實子(男)が白痴なるを不憫として刺傷殺。次で、自らも刺して死せんとし發見せらる。
- これらの子(6歳男、2歳男、10歳女)は妻が他人と情を通じて出来たる子なりとて喧嘩の果て、三人の子を殺し、妻を殺し後自ら井戸に投身せり。
- 長男病氣(肺病)のため刺傷死。次で自己も自殺す。

なお、『児童を虐待して死に至らしむるものは父母其主をなす』『養子殺し(貫子殺し)の場合にありては其目的^{ただ}只児童を緩徐に死殺するにあるが故に殆ど虐待者の自殺^{はか}を圖りたるものなし』との指摘があった」

こうした事例を吟味検討した三田谷は、次のように結論づける。

「児童虐待の原因が予の材料にありて生活困難に因するもの多きは社會上大に注目を要すべきことなり。而して此等の場合にありて虐待者も被虐待者も共に生命を失ふを普通とす」(三田谷、1916)

どうであろう、「親子心中」という表現こそ出てこないが、三田谷自身、これを大きな問題だと認識していたことは疑いない。以上を念頭に置きながら、以下では「親子心中」を正面から取り上げた論文を概観する。

(2) 「近時の流行親子心中の惨事」

監獄改良・出獄人保護事業の先駆者であり、わが国における児童虐待防止事業をも興したと伝えられる原胤昭が、すでに70歳を超えていた身でありながら親子心中についての論考を書き記した背景を、息子(養子)である原泰一^{*2}は次のように説明する。すなわち「明治から大正へかけて、七十餘年の大半を不幸なる同胞のために捧げてきた父胤昭が、人生の凡ゆる悲惨事に直面して來たその経験のうちにも、曾て斯んなむごたらしい出来事は一生に二度とあるまいと思ったと云ふ『家族心中』が、今この昭和の聖代に於て屢々繰り返されて居る」(原泰一、1927)というのである。

ここで言われている「一生に二度とあるまい」と考えた事例とは、明治20年頃、京都のある真宗の寺の老僧が、生活難から現世を捨てて後生を仏に頼もうと決意、老母と妻、4、5人の子どもを殺害して死にきれず徒刑に処せられたというものであった。

それはさておき、原(1927)・原(1928)^{*3}の調査内容を見ていきたい。

(i) 対象期間

まずは対象期間について。原(1928)によれば、「此調査は大正十三年春から本年即ち昭和二年七月頃滿三ヶ年間迄の數字である。素より東京と大阪の二三の大新聞に現はれた記事を蒐めたものであるから、之を以てその期間の全部であるとは思はない。更に多く地方々に隠されたる同種の悲劇があったことであらうと想像する。私の目に寫った事件は總計五百を超えて居たが、之を精査探求し、又は該地方の公私知人に問合せ等して全然精神異状から來たものと認めらるゝものや事件が甚だ不明瞭であったりするもの等約二百件を除外して適切であると思はれるもの三百件を得、之を基本數とした。(尤も此數字の中には未遂の事件も三四は加へられてある)」とされている。なお、各年次ごとの件数については、「資料の蒐集が主として新聞記事であるため、全国的なものとしては脱漏があるであらう」こと、「精神發作や事件の不明瞭等除外したものがある」ことなどから、明記しないことにしたという。

(ii) 加害者の人数及び年齢

事件の総件数は300件であったが、そのうち父が加害者だったもの75件、母によるものは245件であった。父母のこのような件数の差については、三田谷(1916)も「自殺者の性別は男子が女子よりも多きを通則とするに反して児童虐待者の女性の自殺するもの男子よりも多きは注目すべきとなり」と述べ

ており、一貫した傾向であることが推認される。なおこれらを合計すると320件になるが、このうちの20件は父母両方が親子心中に関与したものであったことによる。それにしても母によるものが圧倒的に多い。これは現在も変わらぬ傾向ではないだろうか。

次に加害者の年齢を父母別に示す。図1-1のとおりであるが、母は26～30歳がピークとなっている。また父の場合は、全体に母より年齢層が高く、20～25歳では出現せず、ピークも31～35歳となっている。なお、母の場合は20～30歳までの11年間で、父の場合は26歳～35歳までの10年間で、いずれも全体の5割以上を占めていた。

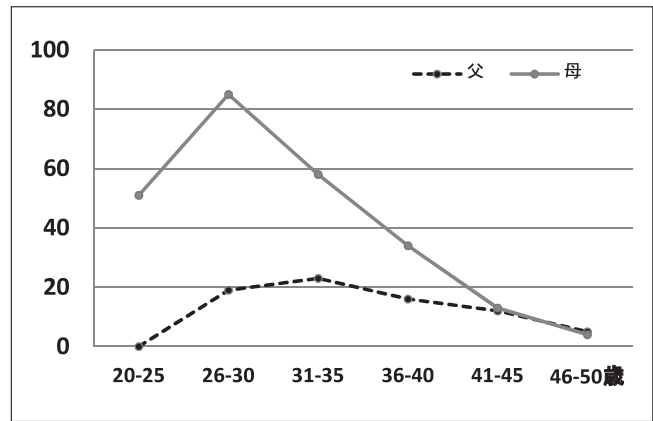


図1-1 原(1927)による加害者父母の凶行時年齢

(iii) 被害子女の人数及び年齢等

次に被害児童の状況を見ておきたい⁴。人数をみると、事例数が全体で300件であるのに対し、殺害された児童は549人にのぼっている。1件で複数の子どもが被害に遭っている事例があるためだが、それを示したのが表1-1である⁵。

表1-1 原(1927)による1件あたり被害児童数と事例数

| 1件あたり被害児童 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 | 計 |
|-----------|------|------|-----|-----|-----|-----|----|----|------|
| 事例数 | 166件 | 106件 | 33件 | 8件 | 4件 | 2件 | 0件 | 1件 | 320件 |
| 被害児童数 | 166人 | 212人 | 99人 | 32人 | 20人 | 12人 | 0人 | 8人 | 549人 |

中には1事例で8人もの子どもが殺害されている例もあったというのだから驚きを禁じ得ない。

次に、被害児童の年齢をみておきたい。図1-2のとおりである。

年少児童ほど被害に遭うことが多いが、高齢児も被害を免れていない点にも注意を払っておく必要がある。

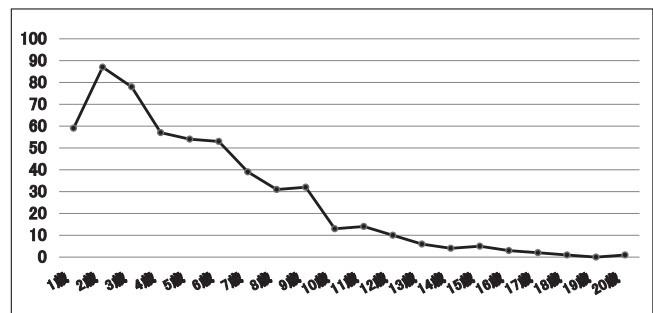


図1-2 原(1927)による被害子女の年齢

(iv) 血縁関係

次に、加害者との続柄、血縁関係について見ておきたい。

図1-3に示したが、ほぼすべてが実子となっていて、非血縁の関係にある児童は、549人中1人だけであった。なおその事例の加害者は、「妻の連子(8歳)の女兒を抱いて投水自殺したる四十歳の義父(貧困のため)」であった。それにしても実子が被害者となり、継子は心中の構図から免れると

いうのは、図示するまでもないほど明白な違いではないだろうか。加えて言えば、こうした傾向は現在も基本的には同様であると考えられるので、注目しておいてよいと思われる。

原の時代より少し下がるが、実子と継子の差が歴然と現れたとも言える当時の事例を紹介しておきたい。菊地（1934）は、母子心中によって子ども3人を殺害しながら、自らは死にきれず起訴された母親の公訴事実を次のように紹介する。

「被告人は東京市小石川区××番地印刷業横田三郎の後妻なる處^{けいし}継子の取扱ひに^{かん}關し夫三郎との間に^{えんまん}圓滿を^か缺き煩悶を重ねたる末遽に實子なる孝之當七年、かな女當五年、五郎當二年を殺害して自殺せんことを決意し、昭和八年五月十七日頃自宅附近の藥局にてカルモチンを買求め又遺書^{したた}を認めて準備を爲し同月十九日午前九時三十分頃夫三郎及^{けいぞく}継子幸、かずよ、みつ代等が階下にて作業せる隙に乘じ自宅二階六疊に於て殺害の目的を以て犯意を^{けいぞく}繼續の上かな女の頸部を白布にて締め窒息せしめ次第右五郎の頸部を細紐にて絞め窒息せしめ、更に右孝之の頸部を手拭にて絞扼して窒息せしめ、^{それぞれ}夫々其目的を達したるものなり。（全部假名）」

公判で母は、夫や継子3人に気づかれぬよう細心の注意を払い、実子3人に対して「お母さんは天國に行きますが一緒に行きませう」と誘い、それぞれが「ハイ」「え、行きませう」等と返事をした後で絞殺したと証言している。そして、「生き残ったのが残念で堪りません、彼の時死さへすれば此様な苦しみをいたさないものと思ふと助かったのが恨めしくなります。子供は……子供は一緒に天國に行きませうといふと喜んで居たのに、私許り生き残って、私の來るのを待ってるでせう。何處か門の入口のやうな處で、三人で立ってお母さんはどうした……どうしたんでせうと云って淋しがってるやうな氣がして……」と嗚咽したという。ところがここでは、母と継子との関係、母の継子に対する思いなどには全く触れられていない。そこに親子心中についての当時の意識狀況が、問わず語りに示されていると、筆者には感じられるのである。

(v) 配偶者の有無

さて、次に見るのは、事件を起こした時点で加害者に配偶者がいたかどうかという点である。図1-4及び図1-5がその結果だが、ここでは父が加害者の場合の妻との関係、また母が加害者の場合の夫との関係を示してみた。なお、原（1927）が「夫婦合意同死」とした20件は、両方の図に加えて表示している。

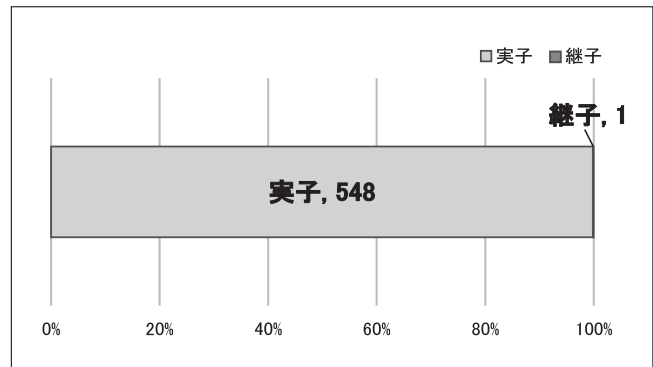


図1-3 原（1927）による加害父母との血縁関係

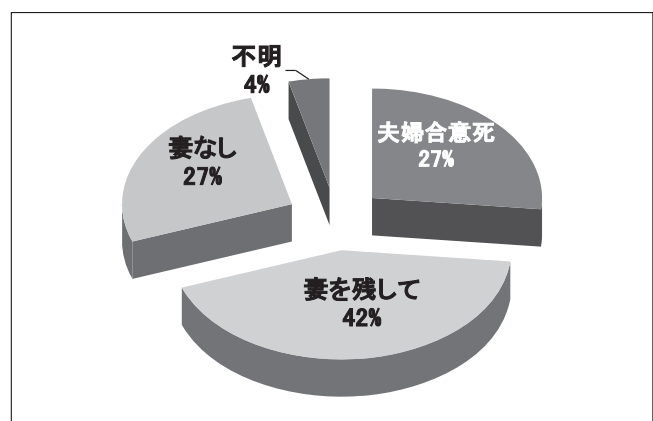


図1-4 原（1927）による父子心中における妻との関係 (n=75)

同じ20件であるにもかかわらずその割合が相違しているのは、事例数（父／75例、母／245例）の違いによる。

この図を見ると、夫（父）の場合、妻を残して父子心中した者が42%であるのに対し、夫を残して母子心中を図った妻（母）は81%と父子心中の倍近くにのぼり、母子心中では大部分が夫を残して実行していることがわかる。

なお原（1927）は、父母の両方が関係した親子心中を「夫婦合意同死」と呼んでいるが、現在の親子心中の中には、必ずしも夫婦が合意の上で実行したのではなく、父（もしくは母）が、一方的に母（もしくは父）を殺害して一家心中を果たそうとしたものもある。では、この時代にはそのような親子心中は見られなかったのか。残念ながら本稿を読む限り、その点には触れられていなかった。

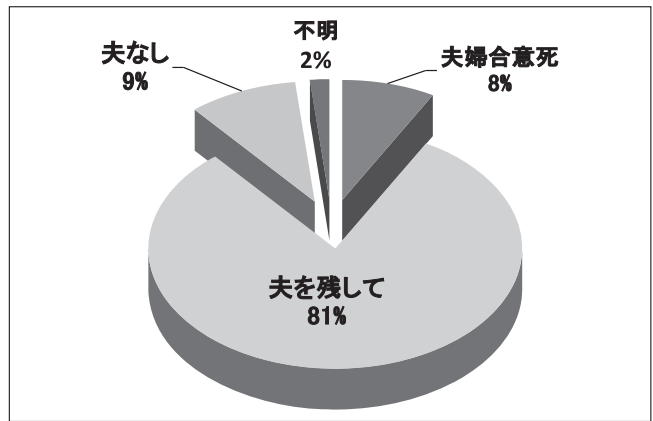


図1-5 原（1927）による母子心中における夫との関係 (n=245)

(vi) 殺害方法

では、亡くなった549人の子どもは、どのような方法によって死に至らしめられたのであろうか。それを表してみると図1-6のようになる。

心中であり、加害者である父母も死亡しているので、父母の自殺方法も含めて具体的な内容を概観しておこう（ただし、本図に父母の自殺方法は示していない）。まず「毒殺」。原（1928）によれば、被害児44人に加害者35人を加

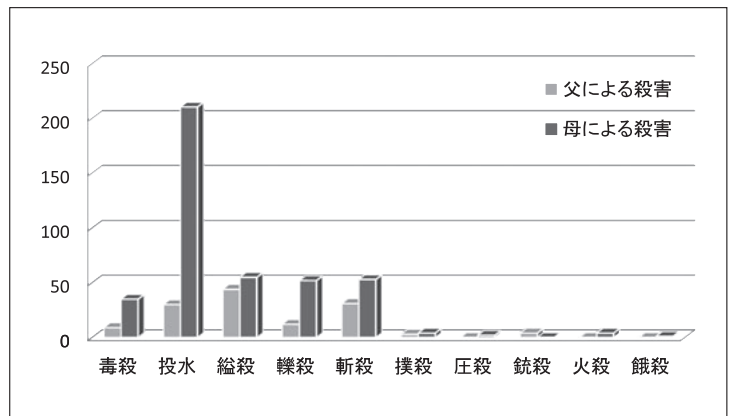


図1-6 原（1927）による被害児童の殺害方法

えると合計79人になるが、その中で「猫いらず」を用いて死亡したのが48人と過半数を占めていたという。原（1928）はこの点に注目し、「猫いらず」について次のように述べる。

「現在世間が此賣藥あるが爲めに如何に多くの煩雜な迷惑を蒙ってゐるかは深甚の考慮を拂ふべき必要がある。勿論此賣藥の販賣を制したりとて世間に自殺者絶ゆべしとは云はない」。しかしながら「若し猫いらずにして容易に手に入らざりしとせば、果して其者達は斯の如き薬品を選んだかどうか」

現在においても、自殺手段を遠ざけることで自殺防止に一定の効果があると言われていることを考えると、原（1928）の指摘も頷けると言えよう。

続いて「投水」。図を見ればわかるように、この時代の母による親子心中は圧倒的に投水が多い。ちなみに被害児は240人、加害者は133人であった。川、池、海、井戸などがその場所として選ばれて

いる。次の「縊殺」は被害児99人、加害者47人の合計146人。原（1928）は心中の一類型として「己が自殺に先立って子女を殺害したる方法」を挙げ、いくつか例示しているが、その中では絞殺が65人と最も多かったという。さて、「斬殺」も一定の割合を占める。被害児84人、加害者は51人だったが、用具としては剃刀、出刃包丁、短刀などが用いられている。また「撲殺」は「數に於て極めて僅である」とされているが、被害児7人が、藁打ち槌、金槌などによって殺害されていた。「^{あつきつ}壓殺」は、布団でくるんで窒息させるもので、2人の被害児はいずれも当歳（その年生まれの子）であった。「火殺の被害者は二件五人」であり、「一は賭博に負けた父が自宅に放火して九歳の男児と共に渦中に投じた」もので、他は「生活難に悩む寡婦が四人の子女を抱えて途方に暮れた揚句自宅に放火して焼死せんとして果さず、後日更に物置小屋に放火して自殺を計ったが再び果さなかった未遂事件*6」だという。また、現在ではネグレクトとも言い得るのが「餓殺」であろう。当時出現したのは1例のみだが、「夫婦不和合、實家の虐待から家出をした女が當歳の男児を抱いて山中に入り餓死せしめた」のだという。

(vii) 動機原因

次に心中の動機について。原（1928）は次のように説明する。

「兇行の動機又は原因に就ては客觀的觀察を以て正鵠を得たりとすることは決して出来ない。(中略)たとへ原因と目さるべきものが^{つた}傳はつたとしても、それは恰も貧困の原因の如く決して一二の事由を以て決定すべきではないであらう。何せ自分と自分の愛兒の生命を斷たねばならぬ程の重大なる原因動機である。貧に迫りたるが故なりとしても、又それに附隨する幾許かの原因動機があることは當然

表 1-2 原（1927）による心中の動機・原因

| 整理番号 | 動機原因 | 男 | 女 | 計 | 整理番号 | 動機原因 | 男 | 女 | 計 |
|------|------------|----|----|----|------|-------------|----|-----|-----|
| 1 | 不景氣のため失業困窮 | 5 | 4 | 9 | 21 | 實父母との不和合 | 1 | 0 | 1 |
| 2 | 營業失敗のため困窮 | 6 | 4 | 10 | 22 | 舅姑との不和合 | 3 | 9 | 12 |
| 3 | 生活難（事由様々） | 7 | 20 | 27 | 23 | 夫の死後の財産争ひ | 0 | 1 | 1 |
| 4 | 夫に置き去られ | 0 | 8 | 8 | 24 | 夫の虐待無情 | 0 | 11 | 11 |
| 5 | 妻に置き去られ | 3 | 0 | 3 | 25 | 借財 | 6 | 1 | 7 |
| 6 | 妻に死なれ育兒に窮し | 9 | 0 | 9 | 26 | 貸金の回収不調のため | 0 | 1 | 1 |
| 7 | 子女の養育に窮し | 2 | 2 | 4 | 27 | 前非後悔罪科を謝し | 2 | 9 | 11 |
| 8 | 夫の死に落膽追慕し | 0 | 10 | 10 | 28 | 過失を悔ひ | 0 | 1 | 1 |
| 9 | 妻の死に落膽追慕し | 3 | 0 | 3 | 29 | 無實の罪を反證し | 0 | 2 | 2 |
| 10 | 夫の大酒癖のため | 0 | 7 | 7 | 30 | 夫の非行を諫むるため | 0 | 3 | 3 |
| 11 | 夫の不身持ちのため | 0 | 27 | 27 | 31 | 夫の繫獄により困窮し | 0 | 1 | 1 |
| 12 | 夫の犯罪行爲のため | 0 | 2 | 2 | 32 | 犯罪行爲の發覺をおそれ | 1 | 5 | 6 |
| 13 | 妻の不身持ちのため | 4 | 0 | 4 | 33 | 賭博のため破産し | 1 | 0 | 1 |
| 14 | 子と斷縁するを悲嘆し | 0 | 3 | 3 | 34 | 子供の不具を悲嘆し | 1 | 5 | 6 |
| 15 | 亡兒を哀惜追慕し | 0 | 2 | 2 | 35 | 癩病を悲嘆し | 1 | 0 | 1 |
| 16 | 自己の病弱のため | 12 | 47 | 59 | 36 | 丙午生年にて入籍を拒れ | 0 | 1 | 1 |
| 17 | 夫の病弱のため | 0 | 10 | 10 | 37 | 再婚を強ひられ | 0 | 1 | 1 |
| 18 | 妻の病弱のため | 3 | 0 | 3 | 38 | 厭世 | 0 | 1 | 1 |
| 19 | 子の病弱のため | 0 | 2 | 2 | 39 | 原因不明 | 2 | 8 | 10 |
| 20 | 夫婦間の不和合 | 3 | 37 | 40 | | 計 | 75 | 245 | 320 |

*整理番号は筆者による。

であって、結局は正確に掲げ得らるべきではない」

そこで原（1927）はいくつかの原因事由を書き並べた上で、それぞれの事例を当該箇所当てはめたいに過ぎないという。それを表1-2に示したが、それでもなお、これらをもう少し大括りにして分類してみたくはなる。それは当時の識者も同様だったようで、彼らも縷々論じているので、この後で順次紹介することとしたい。

(viii) 加害者の職業

職業について、原（1927）の資料をそのまま写したのが表1-3である。ただし、ここで言われている職業のうち「女」とされているものの中には、夫の職業がかなり含まれていると思われるので、注意を要する。

表1-3 (1927)による加害者の職業

| 整理番号 | 加害者の職業 | 男 | 女 | 計 | 整理番号 | 加害者の職業 | 男 | 女 | 計 |
|------|--------|----|----|----|------|--------|----|-----|-----|
| 1 | 大學教師 | 0 | 2 | 2 | 16 | 獣醫 | 0 | 1 | 1 |
| 2 | 鐵道助役 | 0 | 1 | 1 | 17 | 工業技師 | 0 | 2 | 2 |
| 3 | 機關長 | 0 | 1 | 1 | 18 | 農 | 1 | 1 | 2 |
| 4 | 商業 | 1 | 1 | 2 | 19 | 辯護士 | 0 | 1 | 1 |
| 5 | 法學士 | 0 | 1 | 1 | 20 | 役場書記 | 0 | 1 | 1 |
| 6 | 元稅務局 | 0 | 1 | 1 | 21 | 警官 | 0 | 1 | 1 |
| 7 | 村會議員 | 0 | 1 | 1 | 22 | 青年團長 | 0 | 1 | 1 |
| 8 | 僧侶（住職） | 0 | 1 | 1 | 23 | 中學教師 | 1 | 2 | 3 |
| 9 | 官廳技手 | 0 | 1 | 1 | 24 | 會社銀行員 | 6 | 18 | 24 |
| 10 | 小學教師 | 1 | 4 | 5 | 25 | 農業 | 8 | 23 | 31 |
| 11 | 商人 | 15 | 45 | 60 | 26 | 藥劑師 | 1 | 1 | 2 |
| 12 | 職工 | 0 | 36 | 36 | 27 | 女給 | 0 | 1 | 1 |
| 13 | 小製造業 | 0 | 11 | 11 | 28 | 不定業者 | 12 | 28 | 40 |
| 14 | 日雇勞働者 | 19 | 13 | 32 | 29 | 會社重役 | 0 | 2 | 2 |
| 15 | 村長 | 0 | 2 | 2 | 30 | 不明 | 10 | 41 | 51 |
| | | | | | | 計 | 75 | 245 | 320 |

*整理番号は筆者による。

(ix) 心中実行時期及び地域

心中を実行した時期について、原（1927）には記載されていないが、原（1928）に、実行された時期が月別に示されているので、図1-7にそれを示す。本図によれば、春から夏にかけての時期が多いようである。

なお、心中の発生地域についても原（1928）に掲載されていたので、図1-8にそれを示す。

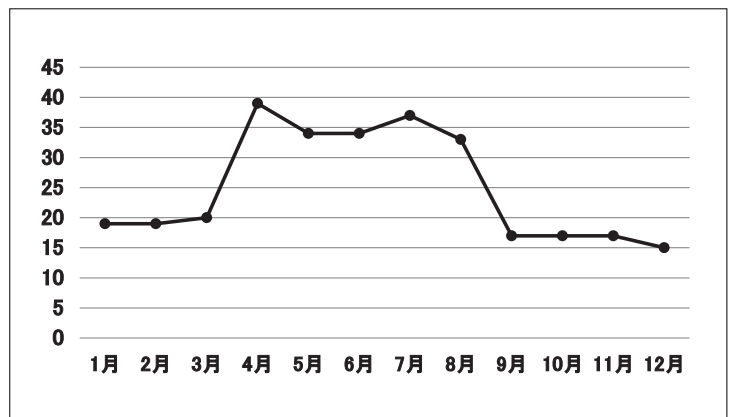


図1-7 原（1928）による月別実行件数

大都市とは東京、大阪、京都、名古屋、神戸、横浜の、いわゆる当時の6大都市のことだが、合計88件のうち、40件が東京、35件が大阪であった。

以上が、新聞記事をもとにして集められた「親子心中」の概略である。こうした行為に至る理由として原（1928）は、家族制度の崩壊や子どもを所有物扱いする観念などとは別に、社会事業の現状、孤児院が厭われている状況などをふまえて、次のように述べている。

「寧ろ其の人達に自分の死後、その愛兒を託すべき所なしと観念せしめた社會自らの責任を思ふのである」「正しくは是は現代社會事業家總てが慎重考慮を要する大問題である」

以下では、原（1927）の調査結果に対する識者の意見をみていくこととしたい。

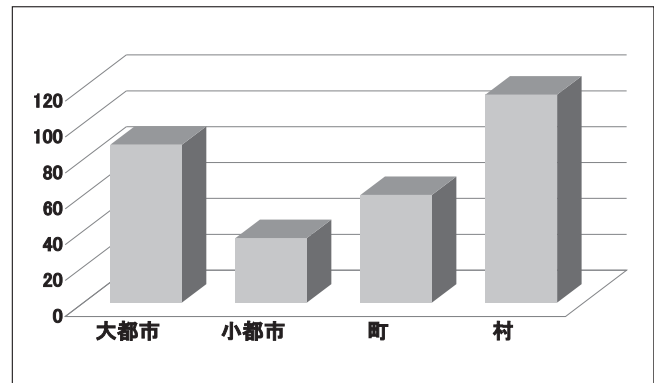


図1-8 原（1928）による地域別発生件数

（3）親子心中に対する諸家の意見

親子心中がこの時代に流行をするようになったことは、原（1927）の論考のタイトルが「近時の流行親子心中の惨事」とされていることにも象徴されている。「社会事業第11巻第9号」が、原のこの論考に対する9人の識者の意見を掲載していることも、当時の社会にとって、親子心中はやはり黙過できない社会事象だったからであろう。

では、なぜこの時代に親子心中が出現し、増大したのか。ここからは、その要因などを中心に諸家の意見を紹介する。これらの論評は、わが国における新たな現象として急速に増加しつつあった親子心中を、同時代の人々がどう見たのかを知る上でも、貴重な記録であると言えよう。

（i）原泰一の意見

まずは原泰一（1927）である。すでに述べたように、彼は胤昭の養子であり、貴族院勅選議員や日本赤十字社副社長を務めた救護法の大家として知られている。原泰一（1927）は、親子心中について国民の一部にある「自由競争場裡に於ける劣敗者」「今日の社會に於て當然淘汰せらるべき人々」といった見方を遺憾千万であると批判しつつ、「自己の病弱なるによるもの五十九人、連れ添ふもの若くは子供の病弱なるによるもの十五人、合計病弱によるもの七十四人である」（表1-2の16、17、18、19）とし、また「生活難によるもの二十七人、その他失業若くは事業失敗によるもの十九人、合計四十六人」（同1、2、3）と述べ、「何れも現実味ひつゝ、ある生存苦若くは生活苦と將來に襲ひ來る不安とが、彼等を死に追ひ込んだのである」と述べる。これは、生活困難が心中の主たる原因だとした三田谷（1916）の見解とも共通すると言っていいたいだろう。

加えて彼は、次の点にも着目する。

「夫の不身持ちその他の非行によるもの五十九人」（同10、11、12、24、30、31、33などが当てはまるだろう）であり、「返すがえすも男子の反省を求め、男子専横の世相に改良を促すべきところである」男の不徳を批判し、反省を求める意見は他にも見られ、この当時の見解の一つの傾向であったかも知れない。

（ii）林癸未夫の意見

経済学者であった林癸未夫も論考を寄せている。林（1927）は、知人から聞いた約10年前の悲惨な事件を引いて、「此種の實例に接して、いつも眞先に感ずるのは殺された子に対する同情よりも寧ろ殺した親に対する憎しみである」と述べ、「自分は死んでも、子だけは助けようとするのが普通の人情であり」「自殺者は天下に澤山あって、其少部分の者だけが子を道伴れにするのである」という。

そしてこうした分析の帰結として次のように結論づける。すなわち「これは普通の自殺者の心理とは異なる一種變態的な精神作用と見なければならぬ」「そこには世に例の多い貧困や、病弱や、不和合や、悔恨などではなくて、もっと特殊な個人的原因が潜んでゐなければならぬ」「親子心中の最大の原因は、母たる者のヒステリー的發作に在るのではないかと思ふ」というのである。

これらは、当時新たな現象として急増していた親子心中をどう受け止めればいいのか、むしろ受け止めがたい心情を、特殊な人間による異常な行為と考えることで納得させようとしたとも考えられよう。とはいえ、現在の時点からこれらの見解を批判するのは甚だしく妥当性を欠く。以下では、なるべく客観的にそれぞれの意見を紹介していくこととしたい。

（iii）山田わかの見解

婦人運動家、社会思想家として名高い山田わかは、親子心中の加害者として母親が非常に多いことに注目する。山田（1927）は、当時の社会風潮に思想混乱を見、その原因を「自己中心主義即ち俗悪な個人主義的思想」にあるとした上で、次のように述べる。「今のなまなか新思想に觸れた婦人の心の傾向は自己中心即ち俗悪な個人主義に傾いてゐますから、昔風の婦人が持つてゐたような犠牲の精神、又は、忍耐力を缺いてゐます。不満な生活は不安な生活となり、神經衰弱となり、ヒステリーとなり、遂には恐るべき悲惨事を生むことになるのです」

ではなぜ我が子を殺してしまうのか。山田（1927）は続けて次のように説明する。「もともと自分が死よりも外に道が無いように思ひつめてしまうような人命の貴さを知らない、思慮の浅い、親としての資格どころではなく、文明の今の世の人としての資格を缺いてゐる人々であるのですから、實に止むを得ない悲しい成り行きです」「自殺者自身にとっては、自殺と云ふことが主たる目的であって子供を殺すと云ふことは、前述の理由で、附帶出來事でありませう」

こう結論づけた後、山田（1927）は自殺に関する見解を開陳していくが、注目したいのは、三田谷や原泰一と違って、貧困問題を主要な原因としてはみていないことだ。すなわち、

「この痛ましき現象に対する原因を或る一部の論者は貧に、即ち經濟上の不平等に歸して居りますが前にも一寸云った通りそれは当たらないと私は考へます」

と述べる。なぜか。その根拠を山田（1927）は次のように説明する。

「貧の苦しみと云ふことは即ち衣食住にこと缺くと云ふことで、それは嚴寒の候が最も烈しい筈であるにも拘らず原氏統計のうちの兇行時の月別が示すように、（中略）晩春から夏にかけて漸々と上り初秋から冬にかけて徐々に下って居ります」「そこで、私は、自殺の近因は何であれ、遠因は近代人の一般的傾向なる輕佻な自己中心主義的思想であると断定しないわけには行かないのです」

（iv）市川源三の意見

東京府立第一高等女学校の校長を歴任し、女子教育の先駆者と言われた市川源三も寄稿しており、親子心中のおもな原因は次の3点であるという。

その第一は「日本國民の人格無視の弊風」であり、第二は「夫婦生活と、それに入る結婚の方法とが矛盾して居り」、加えて「男子の貞操觀念が薄弱なため妻を苦しめることが多い」からだという。そして第三に「今日のところでは、隣保相扶けるといふことも少くなり、家族制度もその名ばかりが残ってゐてその實がありませんので、自分が死んででは子供の養育を依托する道がありません」と述べている（市川、1927）。

（v）布川静淵の意見

「社會事業第11卷第9号」に掲載された^{ぬのかわ}布川静淵の本名は布川孫市。氏は日本の社会学創始者の一人だと言われており、この問題では、すでに他でも論じているという*7。氏がこれ以前に著した論考には「情死の統計的研究」「遺書より觀たる情死者の心理」などがあるので、親子心中へのアプローチも、情死に対する関心がきっかけであったのかも知れない。事実、布川（1927）は、「親子心中と云ひ、又は母子心中と云ふ名稱は妥當を缺く」「心中立てして死するは、^{れんあい}戀愛關係より男女が情死する場合を指し、當然親子の間には適用されぬ言葉であります」と指摘している。では、このような立場からは、原の調査はどのように見えたのであろうか。

布川（1927）がまず注目したのは、男女の差である。「母に多くして父に少なきことは、斯問題を特色づける根本を爲してゐます」というのだが、それは「盲目なる母性愛の性質に適ふ」からだという。すなわち、「我が生命と均しく感ずる幼兒を残存せば、後妻たる人の爲めに如何に虐待さるゝことであらう」「我が亡き後の愛兒の不運を想像すれば死んでも浮かぶ瀬がない」というのが母の心情だと説明する。そして、549名中1名を除き全て実子であることもそれを傍証している（筆者注：その1名も加害者は母でなく父）と見る。つまり「貰ひ子や連れ子ならば棄兒もし放任するでせう。可愛い實子なればこそ殺害する」というのである。

布川（1927）は、発生時期や地域についても言及する。季節については、「本邦に於ける一般自殺は、年初の一月より規則的に増進し三月より八月までが特に多い」「春より夏は精神病の多い季節」と述べ、親子心中もそれに符合することを確認する。また、地域的にも、「自殺は由來^{とかい}都會的所産」であるとして、原の結果も共通すると述べる（件数は「村」が多いが、村落人口が7割に近いことから割合では都會が多い）。その理由について、布川（1927）は「大都會は生存競争激しく生活の動揺が甚だしい、

刺戟多くして神経を過敏ならしめ」「人間の数は多いが^{みずしらず}不見不知の顔、恰も電車内の如く互に接近して居るが何れも初対面に均しく、隣接して住むも社会的には全く無交渉」「都會は旅客の如き心理状態を有する人々の集り」だとして「斯くの如き都會生活の特性が、種々の犯罪や悪徳を、多大ならしめるに至る」という。

布川（1927）は職業についても触れており、「子を殺す妻の夫には、大學教師や村長や中學教師等もありますが、^{それら}夫等は極めて僅少」「簡単に云へば下級社會に多い、と申して差支へありません」としている。

さて、心中の原因について布川（1927）は、「蒐集されたる數に就いて之を見れば、男は經濟的原因が主、女は夫婦關係家庭事情が主なることを示してゐます」と述べて、次のように解説する。

「男の場合を見るに、不景氣の爲め失業困窮、營業失敗、生活難、借財、自己の病氣、妻に死なれ育兒に窮する等が主」「即ち經濟的と^{しんたい}身體的と育兒難とで大部分」「男は生計維持の責任を有する位置にある、それが失はれた、又病氣の爲め働き得ない、即ち妻子を扶養する力を失った爲めであります」

「之に反して妻なる女の場合を見るに、自己の病弱の爲め、夫婦間の不和合、夫の不身持ち、生活難、夫の虐待無情、夫の死による^{らくたん}落膽追慕、夫の病弱、舅姑との不和合、夫に置き去られ、或は夫の大酒癖、子供の不具を悲嘆し等々、種々ありますが、是等は主要素であつて大部分を占め」「自己の病弱の爲めといふ外は、殆ど夫との關係にあります。經濟關係でなく家庭關係です」

なお、布川（1927）は、夫婦合意同死について、「之には夫の自殺に對する妻の諒解と同情のある場合に多く」「原因は種々ありませうが、^{こゝ}茲には夫婦の情合ひが保たれて居ります」と述べつつ、「此の場合も夫の身上が主で、夫の爲めに妻子が犠牲になる行爲であることの多いことを考慮せねばなりません」と指摘している。

(vi) 麻生正蔵の意見

「社會事業第11卷第9号」に掲載された原（1927）へのコメントで最後に紹介したいのは、麻生正蔵である。麻生は同志社で新島襄に感化を受けた教育者。麻生（1927）はまず、親子心中の性格を次のように述べる。「親子心中、又は母子心中とは言ふものゝ、實は多くは本當の心中ではない。さればとて無理心中でもない。それは道伴れ心中とでも言ふべきものであらう」「子供の爲めの自殺でなく、自殺のための道伴れである」

こう述べた上で、原（1927）が示した心中の原因の多くを、表1-4のように整理する。

ここで麻生（1927）が言う「道德原因」が、表1-2のどれを指すのかは具体的には述べられていないが、おそらくは、夫婦間や舅姑、実父母との不和合（表1-2の20、21、22）だとか、夫や妻の不身持ち（同11、13）、夫の虐待無情（同24）その他が含まれるものと思われる。

さて、麻生（1927）はこのように分類した上で、「道

表1-4 麻生（1927）による原因の整理

| | 男 | 女 | 計 |
|------|------------------|-----|-----|
| 經濟原因 | 25 | 32 | 57 |
| 健康原因 | 15 | 59 | 74 |
| 道德原因 | 33 ^{*8} | 143 | 175 |
| 計 | 72 | 234 | 306 |

徳原因は經濟原因の三倍強、健康原因の二倍半強を占めて居る。如何に道德が人心を支配して居るかを明白に教へるものである」と述べ、さらに「經濟的原因なるものは眞實根本に立ち返って見れば、殆ど總てが不道德に因由するものであると思ふ」とし、「かう考へて見ると、親子心中なるものは、極めて少數を除くの外、凡て道德原因から起り來る社會的不祥事である」と結論づけている。

(vii) 生江孝之の論考

さて、原（1927）に対する諸家の意見は以上であるが、「社會事業第11巻第9号」には、原（1927）が用いたものとは別個の統計によって親子心中を論じた者がいる。社会事業家であり、宗教家でもあった生江孝之の手になる「所謂親子心中の實相」がそれである。生江（1927）は、「長野聯盟子ども會の常務理事中野節氏より同問題に關する二ヶ年に互る貴重なる資料を得た」と述べ、その資料に基づき、親子心中が年々増加していることを指摘、月別件数や子どもの年齢等について言及している。以下では、その中で心中の原因として掲げたものを簡単に紹介しておきたい。生江（1927）は、「個々の原因を離れて全體として考ふる時に經濟組織や家庭制度が遠因をなして居るのを認むべきである」としつつ、更に考慮すべき重大な点として、次の4つを挙げている。

第一は「所有觀念の誤謬」「子供を自己の所有と見る封建的舊慣の潜在」、第二は、「人命輕視の傾向」「死は鴻毛よりも輕ろし⁹と云ふやうな思想が長く涵養されてゐる」、第三は「映畫の影響」。そして第四に「信念の缺乏」を挙げる。最後の点については、「事業に失敗し生活苦に陥った結果、精神異常を來すが如きはやはり信念缺乏に其の遠因を有するのではなからうか」と続けている。

以上で「社會事業第11巻第9号」に掲載された意見、論考の紹介は終えるが、この頃ようやく社会的な問題となっていた「親子心中」について、それぞれの立場の違いなども背景にしつつ、要因を探ろうとする動きは活発であったと言っていいだろう。ただし、ここまで見てきたように、この当時、親子心中の原因や背景についての一致した見解はなかったと言わざるを得ないのではないだろうか。

(viii) 關寛之（1934）

さて、小峰（1937）に言及する前に、それに先だって出されたいくつかの論考の中から、心理学者であり、かつ児童研究に造詣の深かった關寛之の意見を見ておきたい。

關（1934）はまず、親子心中という用語は不適當であると述べ、「その本質は親の自殺とその善意の子殺しとの複合であるから、同伴死といふべく、心中といふべきではない。故に余は以下『親子同伴死』の語を用ひる」とする。

關（1934）は、「親子同伴死、自殺及び情死の三種に就て考察し」、それらを比較することで「親子同伴死」の特徴を浮かび上がらせようとした点で注目してよいと言えよう。加えて心中や親子同伴死の歴史的研究などにも手を染めているが、ここでは割愛し、「親子同伴死の特異點」として掲げたものを引用する。概ね以下のとおりである。

「一 心中は男女結合の傾向を示すが、同伴死は夫婦離反を含み、男性反抗を含む。

二 同伴死は男女離反に反して親子結合を含み、男性を去って子に融合せんとする。

三 心中の場合は男女二人の外は排他的であるが、同伴死の場合は心置きないやう成るべく多くの子供を伴はうとする。故に遺書の必要はないのである。

四 心中及び自殺は死場所に關して劇的虚榮を含むが、同伴死には全くそれがなく、虚榮に代ふるに最後まで子の慰安をなし、世間に對する見榮がない。(以下略)

五 心中は多く男性から持ちかけるが、同伴死は女性が主體となる」

以上である。

(4) 「明治大正昭和年間に於ける親子心中の醫學的考察」

(i) 小峰茂之とは

ここからは小峰茂之(1937)「明治大正昭和年間に於ける親子心中の醫學的考察」について検討していきたい。小峰は明治16年(1883年)に神奈川県で生まれ、戦前の日本において最も先進的な精神病院とも言われていた王子脳病院院長として医療に従事し、大正14年(1924年)に小峰病院を開院、同時に財団法人小峰研究所を創設して、心中や情死など自殺に関する研究を活発に行った。著作も多数ある^{*10}。

彼は、今回紹介する「明治大正昭和年間に於ける親子心中の醫學的考察」を認める前、すでに「昭和二年より七年までの我國に於ける日刊新聞紙の親子心中記事を成るべく多く集めまして材料として統計」をとり、「社會事業第18巻第5号」(1934年)に「親子心中の精神醫學的觀察の概要」を著していた。したがって本論考は、いわばそのときの関心を深め、さらに大規模な調査を行ってまとめたものと言えよう。小峰は、「明治初年より刊行の新聞紙で今日に至る迄存続してゐるのは東京日日であり、余はこれによって發刊初號から大正年間に互る調査を開始した」という。そして、「明治五年から大正十五年迄の統計を、東京日日新聞によって調査し、昭和年間のもの、日日新聞及切抜通信社を通じ、或は地方新聞社を通じ、全国的に材料を集めて統計」をとっている。みると昭和9年(1934年)までのデータが示されているから、明治以来の約60年間にわたる親子心中のデータをふまえた論考ということになる。新聞記事をベースにしているとはいえ、これだけの長期間にわたる調査は、現在に至るまでまず見当たらない。その意味でも貴重な研究であると言えよう。

(ii) 殉死

さて小峰は、統計調査結果について論じる前に、古今東西の各種文献を渉獵し、親子心中に関する歴史上の記録を調べる。「余は如斯^{かくのごとき}悲惨事の我國及び、諸外国に於ける起源^{ならび}にその足跡を歴史的に探るべく、微力の及ぶ限り種々古文獻を蒐集し調査した」というのである。その結果、「多くの好例を發見することを得ず、甚だ遺憾」と言いつつ、次のように述べる。「唯東洋に於ては太古より殉死の風習が盛んで」「古代より戦亂^{せんらん}時に於て、敗戦の際、君主に殉死せる武將の家族の母子心中の例が非常に多く見られる」

そして、わが国における殉死に伴う一家心中、母子心中の事例を列挙していく¹¹。

ただし、こうした例も、徳川時代になると「僅かに二三に止るのみ」だとして、文献調査の結果を次のように報告する。「殉死、心中、自殺が古くよりあり殊に吾國では徳川時代に多かったのである。然るに親子心中は著しく少く、先輩諸氏殊に大西義衛博士は親子心中は大正昭和時代の産物であるとさへ謂はれて居るのである、當時と雖も貧民は多かつたにも拘らず、現今の如き生活苦に因する、又病苦に因する親子心中の實例は余の見聞せし徳川時代の歴史（正史、私史、實記）、歌舞伎狂言物、浄瑠璃物、小説、自殺に關する文獻及幕末時代の新聞紙、その他實話傳説等を探求したのであるが敷ふ程も見當ら」ない¹²。

なお小峰（1937）は、江戸時代に親子心中が少ない理由を「殺兒墮胎の影響による」として墮胎や間引きについて詳述し、また將軍綱吉の時代に殉死禁令が公布されたことなどを紹介している。

（iii）明治初期の親子心中

このようにして歴史をたどった小峰は、いよいよ明治期以降の親子心中について調査を開始する。根拠となる資料は、すでに述べたように新聞記事である。それによると、最初の事件は明治6年6月、東京銀座で発生したものだという。概略は以下のとおり。

「親子が一時に發狂して俱に自盡せしが兩人共淺庇（ママ）にて死に至らず母は三十八歳子は十九歳の男子で夫旅行中の六月十一日の夜俄かに發狂して共に心中を企てた」

小峰（1937）は、続いて第2例、第3例、第4例を挙げていくので、ここでは明治初期の親子心中の実情に迫るため、それらを順次紹介することとする。第2例は、先の例からちょうど1年後の明治7年6月、妻が最愛の娘の心臓を一刀で刺して殺害し、自らも喉を掻き切って自殺したというものだが、その事情は、次のようであったという。

「夫〇〇は征韓黨へ加りしを纔かに知りてうち驚き度々の諫も糠に打つ釘より胸の苦しさも官軍國に臨むの後、不日彼黨大敗なし夫も刑に死すると聞き今は此の世に望みなき玉藻の床も吹荒れて獨り音に啼く離れ鴛鴦天に憧れ地にかこち順逆二つの理を感じ三つにもたらぬ幼兒を夫が日頃愛翫せし七首をもて刺殺し其身も俱に打重なり自害せし」

第3例も明治7年のことだ。乳飲み子をかかえた30歳ぐらいの女性が川べりでまさに身を沈めんとしているところを、通りがかった車夫が抱きとめた未遂事件だが、巡査が事情を聞いたところ、「夫近來其徳を二三にするより此夜は互に口角爭論して此の短慮を起こせし」ものだったという。

さらに第4例を示す。こちらは明治8年の事案である。「明治八年五月十二日夜千葉縣下 舊 鶴舞藩の士族にて此ごろ家祿を奉還し、武州羽生町に寄留して荒物渡世を初める稻見忠〇四十六歳、女房おさ〇は三十八歳で夫婦が中に六人の子供あり、未だ七人に足らざれば心を許し難しと云ふ教の如き女房おさ〇は平常夫を尻に敷き口角絶へぬのみならず動もすれば暇を乞ひて出て行きますと口癖に罵りわめくを腹に据え兼ね乙亥五月十二日夜逆上して突然と起き出て仕舞ひ置きたる刀を取出し女房初め、一男二女を殺害し残る娘の三人に百貳拾圓の金を渡し、『女房が憎き振舞は汝等も兼ねて知りつらん又三人の幼兒も母亡き跡が不憫ゆえ我が手にかけて殺したるなり、葬式料の殘金を三つに分けて

汝等が身の落付を計るべし』と遺言をこまごまし終りて是までなりと咽喉のあたりを突き損じ」

このほか、やはり明治8年には、「孫のくまが習字不精なのを父が打擲^{ちようちやく}、老母は可愛さ一途に之を怨みつゝ、生永らへて呵責の罪を見んよりと孫を連れ、観音様に後世祈願して」12歳の孫とともに水中に身を投じた祖母の事例なども紹介されている。

こうしてみていくと、明治初期における親子心中は、戦国時代からの名残の殉死を彷彿とさせるものから、精神疾患を示唆する事例、後に原（1927）等に大きく取り上げられることになる「夫の不身持ち」に類する事例、父親による一家心中に近い事例、祖母による心中に至るまで種々のものがあり、現在に通ずると思われるような事例が、早くも出現していたと言えるのではないだろうか。小峰はこれらの事例をふまえつつ、収集した事例の数的な分析を行っていく。

（iv）件数の推移について

親子心中の発生件数がどのように推移しているのか、公式的な統計は、すでに述べたとおり現時点に至るまできわめて不十分であり、仮にあっても部分的一時的なものにとどまっているため¹³、親子心中を研究する者の多くが頼るのが新聞記事である。それゆえ多かれ少なかれ、正確さが犠牲になるのはやむを得ないことであろう。小峰自身も、昭和年間における件数の急増を前にしながら「余の調査例に遺漏もあり、又新聞紙に現れざる例もあるので、實数は尚、之より多数に上ること、推測される」と述べている。

ところで、後に小峰の本論文を検討した飯塚進（1982）「研究ノート 道連れ自殺¹⁴、今昔」には、小峰が、明治から大正年間の事例を東京日日新聞によって、昭和年間のを日日新聞及び切抜通信社等を通じて収集している点を捉えて次のように述べている。

「この点を看過して、いかにも昭和期に入って、道連れ自殺が急増したかのように受けとめている文献も見られるが、注意を要する」

飯塚（1982）の指摘は、同じ新聞記事からの情報だと言っても、大正時代が1紙だけを調べているのに対し、昭和年間は切抜通信社等も使って全国から情報を集めていることなどから、単純に比較はできないということであろう。そう考えると、確かに先に見た三田谷（1916）も、すでに明治末から大正初期の事例を分析して「此等の場合にありて虐待者も被虐待者も共に生命を失ふを普通とす」と述べて、親子心中が頻繁に起こっていることを示唆しているし、原（1927）の調査によっても、「精神異状から来たものと認めらるゝものや事件が甚だ不明瞭であつたりするもの等約二百件を除外」しても、「大正十三年春から本年即ち昭和二年七月頃満三ヶ年間」で「事件は總計五百を超え」ていた。ところが小峰（1937）によって原（1927）と同時期（大正13年から昭和2年までの4年間）の件数を見ていくと、親の部の既遂が163人、未遂は65人で、両方を合わせても228人にしかない。したがって、かなりの遺漏があると言わざるを得ないと思われる。同じように遺漏を自覚しながら、小峰（1937）は件数はなお多いことに重点を置き、飯塚（1982）は、それが大正年間と昭和年間の差に表れる可能性を指摘しているが、いずれにせよ新聞記事による統計の限界であると言えよう。したがって、以下の数値を見るときには、この点を含んでおく必要がある。

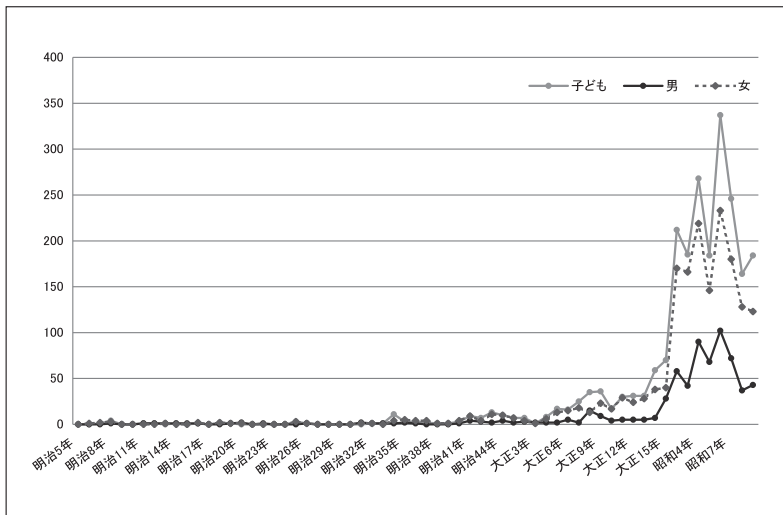


図1-9 小峰（1937）による親子心中件数の推移

図1-9に、明治から昭和に至る親子心中の件数の推移について、親の部（男・女）及び子どもの部を示した。なお、小峰（1937）は親の部、子どもの部とも既遂・未遂に分けて数字を計上しているが、ここでは子どもの死亡に重きを置いて、子どもの場合は死亡した者のみを示した。また親の部については、子どもを殺害した後、生存している場合もあることに鑑み、既遂・未遂の両方を加えた数

値を図示している。また、小峰の研究はあくまでも親子関係にある者の心中を対象としており、児童のみを対象としていたわけではない点にも注意を要する。すなわち、被害を受けた子どもの中には、成年に達している者も一部含まれている。ちなみに明治5年から大正15年までに死亡した471人のうち、20才以上だった子ども（既遂の部）は5人、昭和2年から9年までだと、1780人のうち（21才以上が）31人となる。したがって、以下で順次示す図表には、これらの成人も含まれている点を付記しておきたい。

さて、本図を眺めると、確かに件数の多寡については飯塚（1982）の指摘に注意を払う必要があるとしても、これまで見てきた他の諸文献なども勘案すれば、やはり大正末期から昭和にかけて、わが国において親子心中が増加しているということは認めてよいのではないだろうか。

（v）親子心中の社会的背景

小峰（1937）は、自らの調査結果に見られるこうした親子心中急増の社会的背景を、次のように分析する。

「大正の末年は歐洲大戰後世界的に襲來した經濟界不況の影響を受けて漸次に醸成せられた失業状態が愈々深刻の度を加へた時で」「斯かる状態の下に生活難は必然に招來され、之が悲惨なる親子心中を誘發激増せしめたる一因をなすものと推測される」

こうした背景を具体的に理解するため、小峰（1937）は、当時の諸物価高低の基調をなす米価の変動と親子心中の件数の推移とを同じグラフに重ねて示し、比較するという試みを行っている。そして、次のように結論づける。

「ほゞ親子心中と經濟關係の不離付即なる立場にあることは明かに肯定せらる」「米價の高低と親子心中の増減とは大體に於て一致してゐる様であるのは、米が生活の必需品であるので米價の高き時は生活難の爲に親子心中も多いのである」

こうした観点とも関連するのであろうが、小峰（1937）は、親子心中に至る者の社会階級について

調査し、「明治、大正年間に於ても既遂未遂ともに貧困階級が大部分を占め、富豪階級のものは父子心中一組ありしのみ」「昭和年間の千八百七十七名に就て見るも殆ど貧困階級のもので中産階級には僅かあるのみで、富豪階級には非常に少ない」「如斯、親子心中なるものは貧困階級の特産物」だと述べ、防貧法や失業保険などの救済策を熱望すると述べている。

この点に関しては、すでに指摘したように三田谷（1916）が生活困難を心中の主たる原因として考えたことや、原（1927）の論文に対する多くの識者が貧困問題を取り上げていることと共通する。なお、小峰（1937）は親の職業についても詳しく調べているが、「女親の中の妻が第一位で、殆ど大半を占めてゐる」としており、女親の夫の職業については不明であった。また男親については、明治大正年間では商業（既遂・未遂合わせて21人）、農業（同9人）が第1位、2位を占めており、昭和年間では、職人・職工（63人）、商業（同60人）、農業（同38人）などであった。

ただし、「貧困階級の特産物」という括り方については、慎重な判断が必要ではないかとも思われる。というのは、富豪か否かは別としても、原（1927）では、心中の実行者もしくはその家族に、大学教師、鉄道助役、法学士、村長、村会議員、教師、弁護士、役場書記、警官、会社重役など多様な職業が現れていたからである。

(vi) 季節及び月別発生件数

ここでは、小峰の調査の中から昭和年間における月別件数を取り出して検討する。大正年間の件数が少ないこと、また、大正末から昭和2年前半までの期間についてはすでに原（1927）が示しているのので、そちらと比較することを念頭に置いてのことである。図1-10に示してみた。小峰（1937）は「春及初夏に多く秋及冬季に少ない」と述べているが、これは原（1927）の調査による月別件数（図1-7）の推移と概ね一致するのではないだろうか。

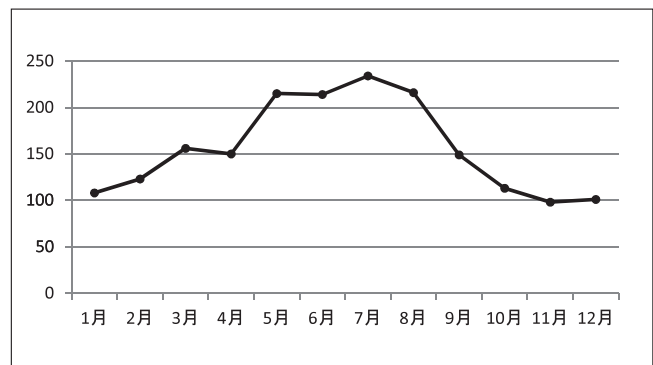


図1-10 小峰（1937）による昭和年代の月別発生件数（親の部/既遂・未遂合計）

この結果について、小峰（1937）は、「親子心中も亦一般自殺の如く、気候的關係によって増減せられるものと見られる」と述べ、気候風土が精神に及ぼす影響について、たとえばニューヨークの銀行における簿記の誤謬を月別に調査した結果なども引きながら縷々述べている。

ところで、この点について飯塚（1982）は、小峰（1937）の結果と比較しながら戦後の親子心中（調査対象は昭和50年～55年の合計

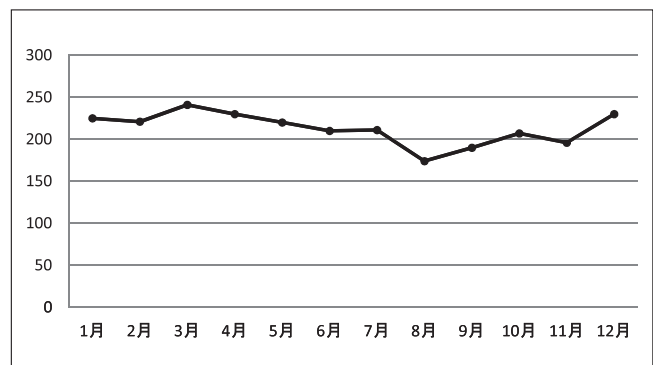


図1-11 飯塚（1982）による道連れ自殺の月別件数（昭和50～55年）

2555件)の季節的な動向を調査、比較しているので、図1-11に参考として示してみた。飯塚(1982)は、次のように述べる。

「自殺者は春から夏にかけて多い、というのが従来の定説であったが、この点、最近、大きな変化が起こっている。年較差が著しく減少している。同様なことは道連れ自殺にも現れている」「すなわち、戦前では7月にピークがあり、11月に最低を示しており、その間に倍以上の差が見られるのに対し、戦後では毎月の差が極めて小さくなる」「強いて言えば、春先にやや多く夏には少ないという、戦前とは些か反対の様相を示している」「小峰は、前記の傾向から気候との関連を論述している。しかし昨今の様式は、気候の影響をまともに被らなくなったのであろうか。これも一考を要する問題である」

なお、我が国一般の自殺における件数の季節的な変動が生じたのは、昭和30年代の後半以降ではないかと、飯塚(1982)は推論しているので付記しておきたい。

(vii) 男女及び年齢

加害者父母の年齢別件数を、既遂・未遂合計で示したのが図1-12である(年齢不詳の56人を除く合計1821人を図示した)。

図1-1に見られる原(1927)の結果と比較すると、ほぼ同じ傾向が示されているようにも思われるが、まずは男女差について。小峰(1937)は、「親子心中が自殺、情死の場合に比して女親に多い原因をなすものはなんであらうか」と問題を立て、論を展開していく。これまで多くの論者が指摘していることと共通すると思われるものも多く、たとえば、「女性は其天賦の育児本能から、母性として先天的に子供への強い愛情を植へつけられて居て子供を離れる事は手足をもがれる思ひがする愛兒本能がある」「愛するが故の心的機轉から道伴れにするのである」といった主張だとか、「女性は感情は緻密にして内訥的に傾き易く且つ、忍耐深く柔軟な一面、些細な出来事にも反應感動し冷静、公平なる理性の思慮判断を缺き易く直ちに激情の赴くまゝに實行に移るので男性に比して親子心中の多い結果になると思はれる」などの見解である。

ただし小峰(1937)は、女性が親子心中に至る第一の理由を、次のように言う。「現在の婦人大衆に生活能力のない事であらう。殆ど全部と云ひたい程に大多数の婦人は子供を抱へ生活を爲し得ない」「夫に生活能力の無い場合にも、又失業の際にも、若し妻に生活費を得る道があれば一家心中を遂げることは無いであらうし、夫が他に情婦を持ち、家を外に顧みない場合にも、痴情又は悲嘆の餘り愛兒を殺してまで死を思ふのは、やはり夫を離れては生活の途が無いからで(以下略)」

貧困問題や夫の不身持ちなどの家庭事情を母子心中の原因としてあげている者は多かったが、このように母親の生活力、夫に依存して暮らすあり方に焦点を当てた視点は、これまでには、あまり見か

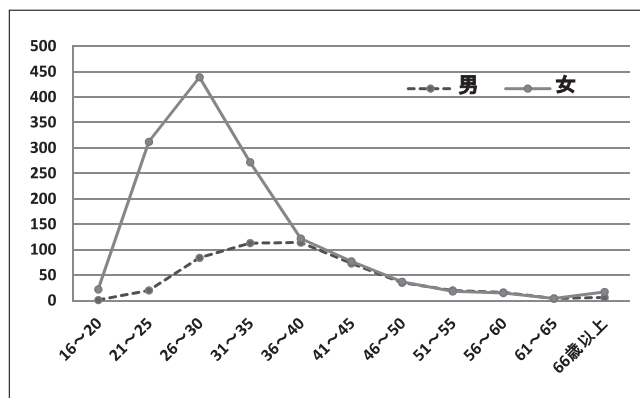


図1-12 小峰(1937)による父母の年齢(既遂・未遂合計)

けなかったように思われる。小峰（1937）は、これらの諸要因を示しつつ、「生きんとする意志」「生存慾」は人間だけでなく生物一般の本能である、とアメーバなどの例も引いて主張、その上で、「自殺は生物學的に特異性のある人のみに起こるものである」と結論づける。

なお、年齢については、図 1-12のとおり、母親より父親のほうが少し高い年齢に傾斜しているが、これも原（1927）とほぼ同じ傾向と見てよいだろう。

さて、死亡した子ども（既遂）の年齢について示したのが図 1-13である。先にも述べたように、ここには成人した子どもも含まれているが、それらの多くは「精神病であるとか、不具であるとか、或は犯罪者であって、其子を生存させて置いては、一族の爲、社會の爲有害であると認められる場合、また獨立出来ない病者である」としている。図 1-2 に示した原（1927）とは、年齢区分が違うので正確な比較は難しいが、年少であるほど人数が多いという点は共通する。

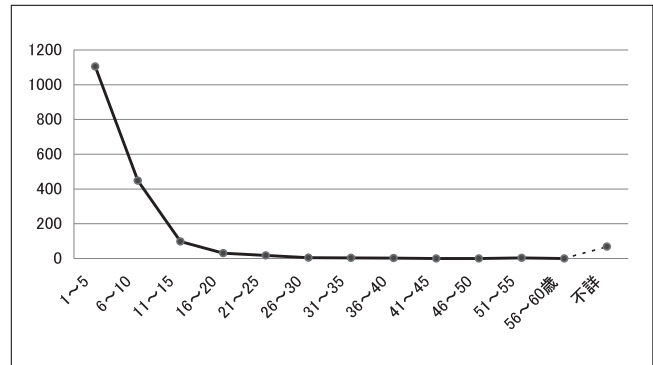


図 1-13 小峰（1937）による殺害された子どもの年齢

(viii) 心中の方法（子どもの殺害方法）

心中に際しては、一般的に言っても先に子どもを殺害する機会が多い。その方法について、小峰（1937）の分類を、図 1-6 に示した原（1927）の調査結果とも比較できるように一部修正し¹⁵、かつ明治大正年間と昭和年間を合わせて図 1-14 に掲げてみた。

投水が多いことなど、類似点が多いが、たとえば「電気による自殺は（中略）昭和に於いて初めて見る現象で、大正の統計には見られない新自殺法である」「方法も近年のものは著しく科學的になって、瓦斯、猫『イラズ』、劇毒物、催眠劑、銃器、『ダイナマイト』、高所飛下等が多くあり、子供致死法も、刺殺は猶割合に多くあるが、明治大正年間の撲殺や石臼にて粉碎¹⁶等の殘忍性のものは減少」などと述べている。「瓦斯」なども、原（1927）には出てこなかった自殺（殺害）方法である。

さて小峰（1937）は、まずは女親に投身が最も多いこと¹⁷を挙げ、「投身自殺は我が國に於て最も古い自殺法で」「水死は何時の時代にも女性の最も多く選ぶ方法で性別的に特異性とせられている」と述べる。

また、「何故に如斯殘虐なる絞殺、刺殺、毒殺の如き殺人行爲を敢へてして迄最愛の子供を道伴れにするのであろうか」「普通人の考へ及ばざる殘忍なる殺害行爲が、如何にして優美なるもの、象徴たる女性の織手で決行されるかを疑ふ」などと自問し、「恐らく愛

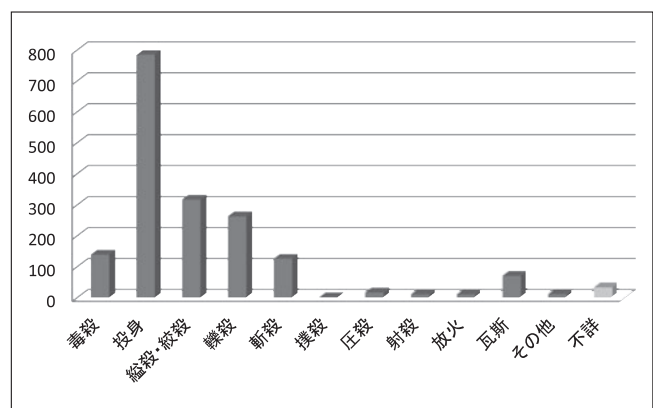


図 1-14 小峰（1937）による殺害方法（既遂）

兒に殺意を抱き之を實行に移す迄には、實に深刻なる煩悶苦惱があり、如何なる方法を以てしてもその解決の途がなく餘りに過激なる精神緊張の結果、一時的の精神的意識^{こんだく}溷濁を起して、殺兒を執行するものであると思ふ」

「女性の痛覺の病的鈍弱乃至^{ないし}缺乏による者と、それに伴ふ精神機能の變化が主にその因をなすもので、其に女性の感情的變化による精神機能への影響も手傳つて一時的に精神界に異常を來して、^{やや}稍常軌を脱し、愛情、同情、推理等の感情が或る時は^{けつじよ}缺如減弱して、病的に愛憎一方に偏執し、却つて殘忍^{どうあく}癡惡なる行爲をなすのではないかとも思はるゝ」と自答している。

(ix) 親子心中の原因

次に検討するのは、親子心中の原因である。小峰（1937）は、明治大正年間と昭和年間にわけて表を作成し、考察しているので、それにならって図 1-15 に明治大正年間の、図 1-16 に昭和年間の心中原因を、男女別に示してみた。これらはいずれも既遂・未遂の合計である。

小峰（1937）は、このような結果を前にして、次のように述べる。

「遡つてその根本原因を探ぐれば、殆ど經濟的關係に基因するものが大部分である」

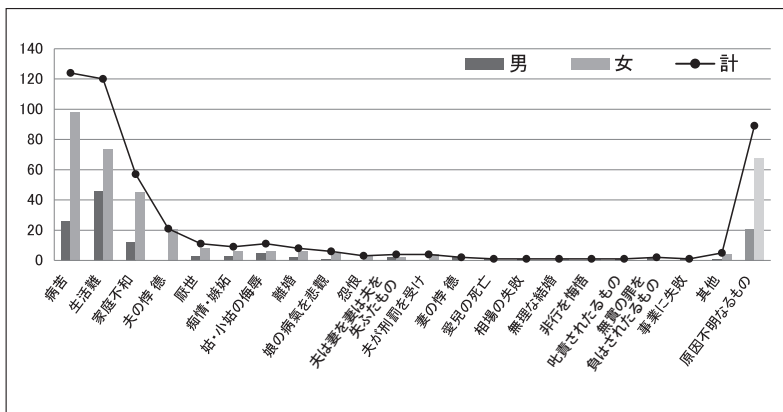


図 1-15 小峰（1937）による心中の原因（明治大正年間）
（親の部/既遂・未遂合計）

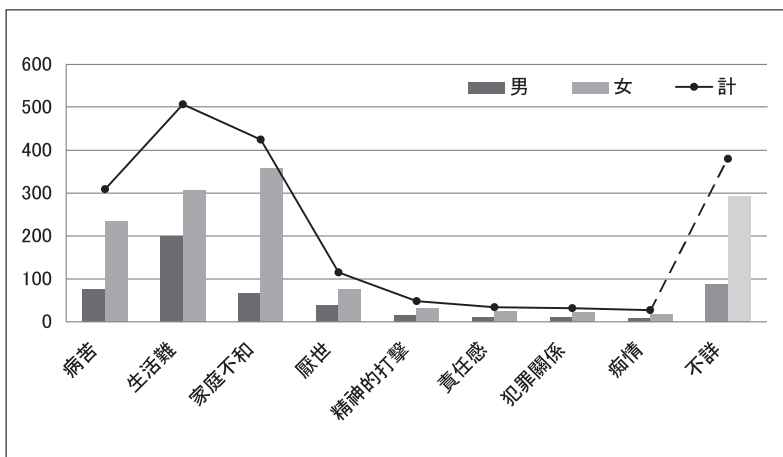


図 1-16 小峰（1937）による心中の原因（昭和年間）
（親の部/既遂・未遂合計）

また、（男女を合計すると）明治大正時代に病苦が第 1 位で生活難がそれに続いてきたものが、昭和年間に至って生活難が第 1 位となっていることを捉えて「時代相の變移を明かに窺へるものであつて自殺は世の進歩と平行する」とも指摘している。

ただし、両図を見ればわかるように、心中の原因は男女でかなりの違いがある。この点は小峰（1937）も注意を払っており、「男性は明治大正昭和を通じて、生活難が第一位」だと述べつつ、女性の場合は、明治大正では病苦、昭和年間では家庭不和が第 1 位となっていると確認する。その上で、明治大正年間の病苦と生活難の割合、昭和時代の家庭不和と生活難の割合に着目し、両者が接近していることに注意を喚起している。

つまりは、女性の場合も「生活難」が大きな要因であることを示唆しているものと思われる。この点、三田谷（1916）など共通するものの、男女によって心中の理由が違うとした過去の論者の主張がどこまで顧みられていたのかは不明である。とはいえ、昭和年代に入って顕著となった女性の「家庭不和」の急増については、言及する必要性を感じたのであろう、次のように説明している。

「妻として、母としての生活を多く持つ女性には、矢張り家庭が唯一の天地であり、生命であるので、家庭の不和紊亂、紛擾には致命的な苦痛を感じ憂慮煩悶し感情は一時的に亢奮し、殊に夫の背徳によるものは、其婦人の生命とも思ふものを奪はるゝので嫉妬的感情が起き其れが主因となって、多くは感動的に決行する」

ここまでを読んでいくと、親子心中が生じる背景には、この当時の深刻な社会経済上の問題、失業や生活苦があり、特に父親においては、生活難が親子心中の最も大きな原因だと見られていたことがわかる。一方母親は、経済的に夫に強く依存していることから、家庭不和が生じることが致命的な不安を増大させ、悲嘆のあまり親子心中に至らしめる、というのが小峰の意見ということになるだろう。

次に、小峰（1937）は、心中と病苦の関係をとりあげて検討する。図1-15・16を見ればわかるように、明治大正年間における母の心中原因の第一は病苦であり、昭和年間においても、家庭不和、生活難に次ぐ大きな原因となっている

ことをふまえば、その検討は不可避であったと言えよう。小峰（1937）の表に基づき、明治大正年間と昭和年間に分けて示したのが、図1-17及び図1-18である。

これらをふまえ、小峰（1937）は次のように述べる。「明治大正昭和年間の病名別の統計を見ると、驚く可き事は殆ど全部と云ひたい程に、精神異常が第一位を占め、次が『ヒステリー』でその他の身體的の疾病は非常に尠いのである」

そして、これらの中には、「自ら不治の疾病で到底再起不能であると謂ふ過敏觀念があり」「自分は如何にしても生きてゐることが出来ないと思惟する希死的觀念のとりこ掬となり親子心中をするものがある」とか、「精神病に犯されて」「子

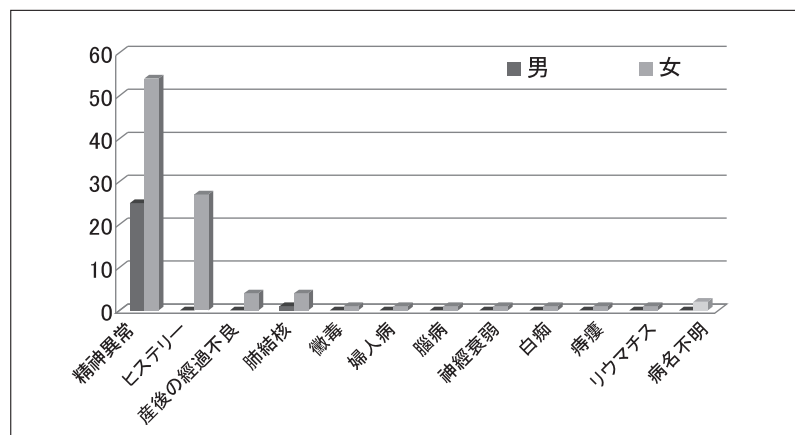


図1-17 小峰（1937）による病苦の内容（明治大正年間）
（既遂・未遂合計）

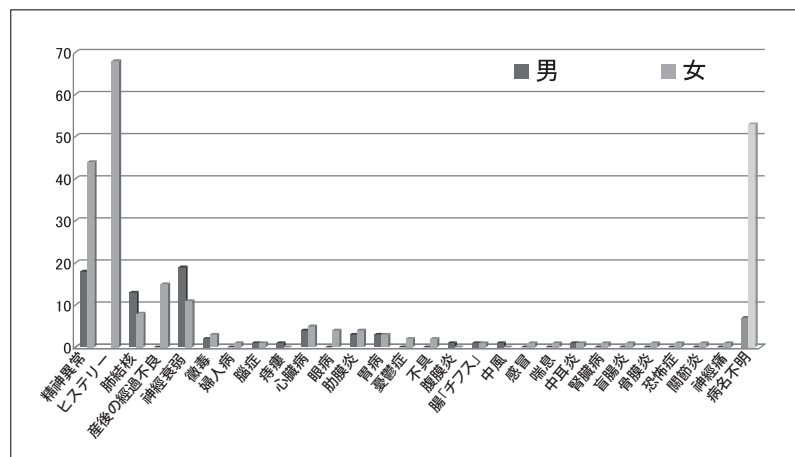


図1-18 小峰（1937）による病苦の内容（昭和年間）
（既遂・未遂合計）

供に其類を及ぼすのを怖れて、親子心中をなすものもある」などと例示した上で、「以上の如く、神経及び精神の生理的異常竝に病的現象が親子心中に多大なる関係を有する事は以上の統計で明か」と述べる。また、「是等は早く発見するならば医療によって豫防防止する事も出来るものである。故に余は精神衛生の見地よりして吾々精神病醫の^{こうけん}貢献すべき新分野が多々あることを確信する」と指摘し、「親子心中の精神病學的考察の重要性」を強調するのであった。

ここまでを見てきて思うのは、三田谷（1916）や原（1927）らの論文で、親子心中に対する種々の見解が開陳されてきたとはいえ、小峰（1937）に至って初めて、親子心中を防ぐための臨床的な視点、治療的な立場での問題提起がなされたのではないかということである。小峰（1937）は、親子心中の背景を生活難などの社会的な要因に求めつつ、具体的には自らの専門分野である精神医学、精神医療の面から治療に取り組む必要性やその有効性を主張した点で、わが国における親子心中の問題に新たな視点を持ち込んだといえるのではないだろうか。

（x）結論

小峰（1937）はこの後、学友だったという菊地甚一氏が行った親子心中の鑑定例や、自ら行った実験例を列挙して考察を加え¹⁸、最後に結論を述べて論文を閉じている。

そこで本稿は、小峰（1937）の導き出した（1）～（7）の結論の全文を引用することで、戦前における親子心中の文献研究を終えることとしたい。以下のとおりである。

- （1）親子心中は他の自殺、情死と異なり其原因は生活苦、病苦なる外因的の社会的誘因によるものが多いのであるのと我国家族制度の遺風も^{かんれん}相關聯して生ずるものであって子供に對しては殺人であり自分は自殺であるので一種特別の我國にのみ多くある自殺型である。
- （2）親子心中の統計に於て注目すべきは、女性が非常に多く、母子心中は父子心中の約三倍にも上つてゐる事實で、之は母親は常に其兒童の扶養の任にあるので、潜在的に子供に對する親愛の所有觀念が著しく多いのを多分に藏してゐるので、自己の自殺に際しては、必ず共同的觀念の許に殺害、教唆、幫助、囑託によって同伴心中するものである。尚一つには、かゝる心理現象を助成するに^{あずか}與つて力ある條件は、女性の經濟的無力と従つて子供扶養能力の缺如の故に、愛兒の將來に於ける不幸を想ひ、その幸福の爲と思惟して同伴心中する場合が多い。
- （3）親子心中の原因を大別すると體內的と體外的に分つことが出来るのである。此兩者が或る素質及性格者に對し自殺的の動機が働いた時に希死的觀念が起き其れを逃避せんとする本能も働き無意識的或は衝動的に決行するものである。
- （4）親子心中者に於ける精神異常現象に就いて
 - （イ）心中遂行當時、即自殺を決意せる瞬間より自殺する迄の間は強烈の感動があるので意識界は著しく障碍せられて、一時性の精神異狀現象を呈して居るものである。
 - （ロ）自殺をなさんとする意志及觀念は、當事者に於て絶えず不安、不快な感情を伴ふもので、精神界に反應作用して、他の精神的轉換を許さない迄其希死觀念は固定し、不即不離の固着觀念となり過價（ママ）觀念となつて一種の強迫觀念様のもとなつて一時性の感情異常及意識障碍

による特種なる精神神経病型の者もある様に思はれるのである。

- (ハ) 自殺及親子心中者の多くは精神及神経病者には非らざるも、強烈なる自殺決意の瞬間より、恐怖性精神症の如く一時性の意識界及觀念界竝に感情界の異常現象を呈するものである。これ等の異常は氣候的及社會的環境にも影響せられるもので夏季に多いのである。
- (5) 親子心中者には精神神経病者が他の自殺及情死に比して著しく多いのは精神衛生上注目す可き現象である。
- (6) 親子心中未遂者で最愛の子供を殺害し自分は未遂に終って再び自殺企圖をなさざるものが多く、其希死的觀念は未遂で轉換解消するのは自殺の心的機轉より見ても又心理學上及精神病學上より見ても興味ある問題であると思ふのである。
- (7) 親子心中は如斯社會的、家庭的、個人的の素質に密接な關聯を持つもので社會學者、行政者、教育者、醫家等の盡力に俟って豫防救濟を爲すべき國家的の重大問題であり、猶精神衛生より見て一日も忽に^{ゆるがせ}す可からざる重大なる緊急問題であると思ふので今後も調査研究を重ね其眞因を究明せんとするもので其^{びい}微意を諒せられ御指導を賜はらん事を熱望するものである。

2 戦後編

(1) 「親子心中」という呼称

(i) 「親子心中」という用語の起源

ここからは、戦後に出された各種の論文を検討の俎上に載せることとするが、その前に、「親子心中」という呼称について考えてみたい。

戦前編において、『親子心中』あるいは『母子心中』といった表現は必ずしも適切ではないという指摘は、すでにこの当時からあり、『道伴れ心中』(麻生、1927)であるとか、『親子同伴死』(關、1934)、『兩殺症』(菊地、1934)などという言い方が用いられることもあった」と記したが、「親子心中」という呼称は、戦後においても多くの論者から問題視され、それぞれがよりふさわしいと思う言葉を使用している。

そこでまず、「親子心中」という表現がいつ頃から使用されるようになったのかについて、あらためて見ておこう。諸家の論文には、次のような指摘がある。まずは戦前の論文から。

「山名氏によると大正の末葉既に其の例を散見したが其の頃は新聞の見出しにも『二児を負うた母親の自殺』『三人と共に母親の投身自殺』等とか、れ、親子心中なる語は未だ使用されて居らず、此語が新聞紙上に用ひられ初めたのは昭和の初め頃からであると」(大西、1937)

この部分は、すでに戦前編において引用しているが、ここで大西(1937)が紹介している「山名氏」の原著を発見することはできなかった。ただし、仮にこれが山名正太郎氏だとすると、氏は戦後になって『世界自殺物語』(1964)を著し、その中で次のように述べている。

「親子心中で世評にのぼったのは大正十五年夏、福岡県津屋崎海岸での父子六人と、京都の疏水に身を投げた母娘五人のそれであった。このころはまだ母娘心中、父子心中などの表現はなく、新聞でも『三児とともに母親の投身自殺』というふうであった」

これは大西(1937)が紹介した内容に符合すると言えよう。それはさておき、以下では、戦後に発表された論文から、該当部分を順次紹介する。

「心中という言葉は、情死、恋愛による複数自殺、^{あいたいじに}相対死、^{しんじゅうだて}心中立などとほぼ同義語に使用されてきた。狭義には愛情あるもの間の複数自殺を指していた。だが、大正12、3年ごろから『親子心中』の名称が、ひんばんに使われるようになった。心中という言葉は、もともと合意の上での死を意味した。当時の心中は貧困によるものが多く、貧しさに対する共通の同情から、子殺しプラス親の自殺が親子心中と呼ばれるようになったことは否めない」(越永他、1975)。

「文献によれば、『心中』という言葉のもつ本来の意味は、心の中のことで、心底とか胸中を意味したと言われている」「では、なぜ、子殺しプラス親の自殺を『親子心中』などという美名で呼ぶようになったのであろうか。詳細なデータはないが、大正11、12年頃から新聞などに『親子心中』の名称が使用されるようになっていく」(高橋他、1977)

「心中という言葉のもつ本来の意味は、『心の中』のことで、『心底』とか『胸中』であるといわれ、『情死』、『恋愛による複数自殺』、『相対死』、『心中立』などと同義に用いられてきたようである。そして、

狭義には『相愛の男女が共に自殺すること』を指していたとされている。しかし、大正13、4年あたりから『親子心中』という言葉がよく使用されるようになった。当時の心中は、『貧困』によるものが多く、貧しさに対する同情から、『子殺し・親の自殺』を『親子心中』と呼ぶようになったと思われる」(佐藤、1979)

「わが国でいう心中というの、江戸時代に始まる言葉で、元来は文字通り心の中のことであって、胸中とか心底とかを意味しており、特に相思相愛の男女が相手に対する変わらざる思い、すなわち心の中を示す意味であった。それが、その愛を現世で実現できなければ来世で実現させようとして一緒に死ぬこと、すなわち情死の意味になり、さらにその後、親子の自殺にまで拡大され、大正11、12年ごろから新聞などに『親子心中』という言葉が用いられるようになったのである」(石川、1984)

心中についての説明も、「親子心中」という言葉が使われるようになったいきさつ、さらには使用されるようになった大まかな年代についても、これらの論文においては軒並み共通していると言えよう¹⁹。

これらの論者の指摘をふまえ、ヨミダス歴史館によって、「親子心中」をキーワードに過去の読売新聞を遡ってみると、大正11年(1922年)7月に発生した事件に「親子心中」という表現を見つけることができた。ただし、離婚を言われた妻(47歳)が娘(15歳)を連れて投身したというこの事件の第一報(7月4日)に、「親子心中」という言葉は出てこない。見出しは「長井金風氏夫人と令嬢の情死未遂」とされているだけで、本文も「二日夜十時頃鎌倉町極楽寺五六〇海岸から二人の女が細紐で縛り抱合情死を圖って海中に苦悶中通行人が発見救ひ兩人を養生院にて介抱した結果兩人とも生命を取り止めた」等とされており、親子心中という表現は見当たらない。

ところが、翌5日の新聞記事では、依然として見出しに「親子心中」は登場しないものの、本文に「……鎌倉極楽寺海岸から投身し、親子心中を計った漢詩人長井金風氏夫人久子は……」という表現があり、「親子心中」という言葉が用いられている。この2日間の記事を並べて見ると、前日の「情死を圖って」が次の日に「親子心中を計った」と変更されており、用語の使用法に揺れがあることが推測される。したがって、多くの論者が述べているように、やはりこの頃が「親子心中」という表現が使われるようになった端境期である可能性は高い。なお、読売新聞の記事の見出しに「親子心中」が現れるのは、おそらく昭和2年(1927年)11月4日。「親子心中から子を救ふ法案 『親は無くとも』の宣傳 社會局で兒童保護法を改正」という記事だ²⁰。

ただし、新聞報道以外ではもっと早くに「親子心中」が使われていた可能性がある。というのは、小峰(1937)が、次のように紹介しているのである。

「尚新聞記事以外の實例を他に求めたる所、明治年代のものは漸く石版刷和綴の薄い小冊子數冊が見当たり、『新版三人心中くどき節』、『親子六人心中』、『上州草津親子心中節』等と云ふ見題^{みだ}しのものである。皆實話と覺しく縣町村も明記して在り」「その中の一つは明治二十八年發行のもので、上州草津温泉で……」「明治三十八年版のは、新潟縣某村の百姓一家六人、貧苦と飢に迫られて……」

これら小冊子そのものを入手することは叶わなかったが、小峰(1937)によれば、明治28年(1895年)には、『上州草津親子心中節』なる小冊子が発刊されていたわけで、「親子心中」という言葉は、社会の中では新聞に先駆けて使用されていたことになろう。

(ii) さまざまな呼称

ところで、先ほども見たように、「親子心中」という表現は、世間一般の人々にはあたかも美名であるかに感じられたり、加害者に対する同情心が滲み出るように思われたのであろう²¹、こうした事象に関心を払い、研究する者にとって、そこに厳然と存在する「子殺し」という事象がマスキングされる、つまり目隠しされるという懸念がつきまとっていた。そのため、「親子心中」という言葉は単なる用語の問題にとどまらず、黙過できない問題であった。とはいえ、「親子心中」という表現が広く一般化している中では、ことの性質をより適切に指し示し、かつ社会一般にも広く受け入れられる用語を生み出すことは、それほど簡単なことではない。

以下では、これまでの研究者がどのような語句を用いて表現しているのかを概観しておきたい。まずは戦前の論文に現れた呼称を紹介する。

○道連れ心中

麻生（1927）は、「親子心中、又は母子心中とは言ふものゝ、實は多くは本當の心中ではない。さればとて無理心中でもない。それは道連れ心中とでも言ふべきものであらう」と述べ、その理由を、端的に次のように言う。「子供の爲めの自殺でなく、自殺の爲めの子供殺しである」

○親子同伴死

關（1934）は「親子同伴死」という語を用いることにした理由を次のように説明している。「畠山きざんの『色道大鑑』に據れば、『心中』とは心の投合、眞意の相互表示の意を含み、即ち兩方からみて眞實を盡し合ふことであつて、節義、信義の意味すらも含むものであるのに、昨今流行の親子同伴死の場合には合意の意味がなく、親が子を殺すので、自殺及び他殺の同時遂行であり、その本質は親の自殺とその善意の子殺しとの複合であるから、同伴死といふべく、心中といふべきではない。故に余は以下『親子同伴死』の語を用ひる」

○兩殺症

自他共に殺す場合を、菊地（1934）は「兩殺症」と呼んだが、ここで特徴的な点は、子殺しや無理心中などの全体を指すものではないとした点であらう。すなわち「加害者の本質に精神病的障しょうげ礙を認め得らるゝ場合のみをかく稱し得る」と言うのである。

さて、ここからは戦後発表された論文をみていきたい。

○無理心中

姫岡（1964）は次のように述べて、「無理心中」という表現を使っている。

「無理心中ということばは、心中の本来の語義からいえば、矛盾した概念である。心中は複数者のあいだの合意の共同自殺の意味であるから、共同自殺の意志をもたない相手を殺したのち、自殺したからといって、これを心中のうちに含めるのは誤ったことばの使い方であらう。しかるにここで、通俗の用法にしたがって、あえて無理心中ということばを用いるのは、ただ便宜のためである」

こうした理由によって「親子心中」「無理心中」といった表現を使う者は多い。

○道連れ自殺

飯塚（1973）は次のように言う。

『道連れ自殺』という言葉は、あまり一般化したものではない。親が自らの命を絶つに際して、子供を道連れにするという自殺の形態は、これまで、『親子心中』或いは『一家心中』という風に言い習わされてきており、筆者もこれに従ってきた。しかし、『心中』という言葉の本来の意味すなわち、情交ある男女の合意の上での共同自殺『情死』とここで取扱うような、『親の自殺に随伴する子殺し』という現象とを思い合わせるとき、それは相矛盾した概念であり、決して正しい用法とは言えない。然も重要なことは、それによって事の本質を見損なわせる可能性をも含んでいる、と考えられる。依って小論では、敢えて奇を衒らうという意図からではなく、上述のような意味においてこそ、『道連れ自殺』という語を使用することにしたい²²⁾

○心中

越永他（1975）は、「心中」という用語を使用しつつ、それを明確に定義することで整理を図ろうとしている。すなわち、「心中の概念を広義に規定し、『心中』とは二人以上の者が、ともに自らの意志で（合意）、または、いずれか一方の意志で（無理）、自・他殺する状態」としている。

○複合殺／親子自・他殺／親子重複自殺

高橋他（1977）は、いわゆる心中を「複合殺」と総称した上で、次のように述べる。

「複合殺には、いずれか一方の意志で（無理）遂行される他殺をともなう自殺『自・他殺』と、二人以上の者が、ともに自らの意志で（合意）遂行する自殺『重複自殺』がある。さらに、いわゆる無理心中的な自・他殺は、『親子自・他殺』と『自・他殺』に中分類でき、親子自・他殺は、『母子自・他殺』、『父子自・他殺』、『一家自・他殺』、『成人親子自・他殺』に、自・他殺は『異性自・他殺』、『夫婦自・他殺』、『同性自・他殺』にそれぞれ小分類することができる。また、合意心中的な重複自殺は『親子重複自殺』と『重複自殺』に中分類でき、親子重複自殺は『母子重複自殺』、『父子重複自殺』、『一家重複自殺』に、重複自殺は『異性重複自殺』、『夫婦重複自殺』、『同性重複自殺』にそれぞれ小分類することができる。だが、実態としては親子重複自殺の発生は極めて希である」

いささか煩雑な印象を受けるが、いわゆる「親子心中」は、高橋他（1977）では、「親子自・他殺」及び、ごくまれにしか出現しないとされる「親子重複自殺」の二つであると言えよう。

○拡大自殺

日下部他（1979）は、子殺しの3症例を検討する中で、次のように述べる。

「われわれの3例すべてが子殺しとともに、自殺を凶っている。まず親が自殺を決意し、子を道連れにするという形態で、一般には無理心中、親子心中といわれているものである。付言すれば、子供に死の意志がないとき、心中という言葉を用いるのは正確ではない。一方虐待により子供を死に至らしめたり、望まれずにできた嬰兒を殺害するなどの犯罪行為と、子殺し自殺を凶る行為を、子殺しとして同列化して論ずることも困難である。後者の行為は、われわれの症例を含めて、拡大自殺という言葉が当を得ているように思える」

○親子心中

伊藤（1985）は、「親子心中の大半は、子殺しプラス親の自殺であり、明らかに反社会的行為であるが、わが国の歴史において児童の人権を抹殺した親子心中という言葉を安易に用い、美化し許容し

てきた。その背景には、当時の親子心中は貧困心中と呼ばれたように、絶対的貧困の中での生活苦によるものが多く、貧しさに対する民衆の共通の同情と、旧家族制度と儒教倫理によって道徳化し、寛仮かんかしたといえる」「筆者も、親子心中、母子心中という言葉を使用することに躊躇ちゅうちゆするところであるが、現在他に統一された言葉もないところから不本意ながら、この言葉を使用することにする」と述べ、「親子心中」という用語は不適切だと自覚しつつ、結局は「親子心中」という用語を使用することに落ち着いている。

(iii) 日本独自のものなのか

ところで、「親子心中」はわが国特有の現象であるという主張が、過去多くの人によって唱えられている。戦前においては、小峰（1937）が「親子心中は（中略）我國家族制度の遺風も相關聯かんれんして生ずるものであって子供に對しては殺人であり自分は自殺であるので一種特別の我國にのみ多くある自殺型である」と述べ、大西（1937）も「昭和時代に生れた『親子心中』は此の『切腹』『情死』と共に日本（のみでなく恐らく世界的にも）特筆大書すべき新自殺型として、自殺研究者にとり多大の暗示と示唆あたを興あふる」としているし、戦後においても、永田（1950）は「親子心中という現象は外國ではその例が皆無ではないまでも極く少なく、このように頻発するのは日本特有のことである」と述べる。

また、1951年頃にアメリカを訪問した磯村英一（1959）は、以前からの知友であるシカゴ大学社会学主任教授バージェス氏との対話の中で、わが国における親子心中のことが話題になったと述べ、「アメリカで、もし家庭の事情から親子が食うに困るようになったらどうするか」と質問してみたという。それに対してバージェス氏が「子供を育てることが出来ないようなときには、子供を社会福祉団体にあずけるか、そのままにおいても、どこかの公共団体が子供を面倒みてもらえる。万一、親が死なねばならないような事情におかれても、自殺はしても、子供を道づれにするようなことはない」と返答したことを紹介しているが、本論考を解説した藍沢（1969）は「親子心中が日本にのみ多発するという確実な資料はない。しかし、一七三二年、イギリスで二歳の女兒を道連れにした一家心中が起こった時、ヴォルテールやディドロもとりあげたほど、ヨーロッパ大陸にまで噂が高くなったといわれる。本書のバージェス教授の反応をみても、親子心中が不可解な現象として『青い目』に映ずることが推察される」と述べ、「これらから判断して、親子心中が日本の特異的現象だとする磯村の指摘はまず間違いのないと思われる」と結論づけている。

こうした見方をさらに深め、わが国独自の精神的な風土についてまで言及したのが大原他（1964）「親子心中の文化史的研究」であろう。この論考は、次のような緒言で始められている。

「わが国では、ジャーナリズムは殆んど毎日のように親子心中の発生を報道している。それにも拘らず、我々の受け取り方は極めてはりあいのないものであり、世論が反響を示すことはまずない。訪日する外国人は、この公然たる『嬰兒殺し』の黙視に吃驚している。自殺に関する外国の文献には（ママ）、親子心中の記載は絶無といってよい。主題にするにも対象がないのである。この彼我の相違は何処に由来するのだろうか。個々の臨床的研究のみでは、この日本に特異的な複数自殺の精神病理を充分解明出来ないのは明らかである」「我々は研究の一環として、以下、歴史上にみられる親子心中例に簡

単にふれた後、彼我の文化的背景の差異を通して、この問題を考察してみたいと思う」

このように述べて、古代から平安朝や鎌倉時代を経て現代に至るまでを概観し、親子心中を論じている^{*23}。

姫岡（1966）も、次のように述べる。「親子心中は、日本人の社会以外では、きわめて稀にしか起こらないといわれている。このように断言することは言過ぎであると思われるが、それがわれわれの社会では、きわめて多いことは確かであろう。親子心中に深い関心と研究を注いでいる東洋大学教授バーグは、日本人は親子心中に対して甚だ寛大であり、子どもを殺すことを非難するどころか、むしろ同情を寄せ、子に対する強い愛情の表われとみなしている点を指摘している。（中略）このような指摘は、別に新しい考えを含むものではないが、われわれもまたそれを承認しなければならない」

また滝内（1972）も「親子心中は自殺の一形態である重複自殺double suicide の一種であるが、その内容はほとんど親が幼い子どもを殺して自殺する、いわゆる無理心中である。この悲惨な心中形態は日本に特に多発するといわれ」としている。

こうした諸研究に基づく知見は、広く一般社会にも浸透していたようで、栃木県の現職県議会議員の一家一族9人が心中で死亡した事件^{*24}をふまえて出された読売新聞社説（1978年11月21日付け）には「欧米社会でも自殺はある。だが、子供や孫までも道連れにする心中事件は、まずみられない」といった一節があった。

さらに、平成の時代に至ってもこうした見方は続いており、熊谷他（1989）は、論文の冒頭で「親子心中は、わが国独自の自殺形式であるといわれている。また、わが国独自とはいわないまでも、わが国に多発する病理現象だとする見解が多い」としている。

ところが、稲村は『自殺学－その治療と予防のために』（1977）を著し、これらを否定して次のように述べる。

「親子心中は、率に差はあるが、広く世界に見られる現象であり、また古代から現代までいずれの時代にもあったと考えられる。わが国には、親子心中を日本を含めた東洋の一部にのみみられる現象だと断じたり、また現代に特異的なものとする主張があるが、いずれも事実や文献の記載に反している^{*25}」「欧米の報告では、直接に親子心中の実数を知ることはできないが、他の資料からある程度推測が可能である。最も参考となるのは、殺人、なかんずく子殺しである。子殺しのうち、加害者の自殺企図が犯行時に随伴するものは、その多くが親子心中とみなせるし、また殺人全体のうちで、犯行時に自殺が随伴しているものに心中が多く含まれる。しかも、その大部分は親子心中である」

稲村（1977）はこのように述べた後、欧米等での研究の実情をかなり詳細に報告している^{*26}。また、日下部他（1979）なども次のように指摘する。

「これら現象が日本を含めた東洋のごく一部に頻発するという説は必らずしも妥当ではない。子殺しの欧米の報告でも、Tuteurの5例中4例、Resnickの2例中2例がこれにあたる」

(iv) 海外における呼称

ところで、海外においても「親子心中」が広く存在するとしたら、諸外国ではどのような呼称が与

えられているのであろうか。稲村（1993）は、各国における呼称を以下のように紹介する。

「欧米で複数自殺の用語が使われ始めたのは、イタリアのLombroso, C.からとされ、その著『犯罪者および娼婦としての女子』のなかにおいて用いた。近年では、諸国に類似のさまざまな表現がある。たとえば英語では、double suicide（重複自殺）、lover's suicide（愛人自殺）、dual suicide（二重自殺）、family suicide（家族自殺）、homicide followed by suicide（自殺の後続する殺人）、homicide-suicide（殺人-自殺）などがあり、ドイツ語では、Doppelsebstmord（重複自殺）、Familienmord（家族自殺）、komplizierter Selbstmord（複数自殺）など、またフランス語では、double suicide（重複自殺）、suicide a deux（二重自殺）などである²⁷」

こう述べた後、稲村は、なぜ心中がわが国特有の現象であるという誤解が広まったかについても解説する。すなわち、「心中、つまり複数自殺は、外国と日本とでさまざまな相違がある。まず用語からみると、上述の記載に明らかのように、欧米の考え方は自殺か殺人かのどちらかに分けている。どちらの要素が強いかによって決めているわけで、ケースによってかなり微妙な場合でも、あえて無理にあてはめるのである。わが国の心中のように、どちらでもない独立概念といったものではないわけで、こうした事情は欧米以外の諸国についても同様といえる。したがって、諸外国の統計では、死因分類のなかに殺人か自殺のどちらかに心中が含まれてしまうわけで、わが国と一律に比較できないというところがある。このことが、これまでわが国にしか心中はないといった誤解を生むもとにもなっている」というのである²⁸。

（2）何をもって「親子心中」とするのか

（i）ある事件

さて、この後は戦後に行われた親子心中の調査に関するおもな文献を取り上げ、紹介する予定だが、その前に、論じておくべきことがあるように思われる。それは、「そもそも何が親子心中にあたるか」という問題である。とはいえ、この点については、種々の呼称を取り上げた際、同時にその意味するもの、すなわち定義も適宜紹介してきたのであり、今さら親子心中とは何かを問う必要はないとも言えよう。実はここで問題にするのは、そうした定義ではなく、その実情、態様である。そこで、心中か否かが問われたと思われる一事件を、「仙台高判 平成4・6・4 判時1474号」から要約する形で問題提起したい。

○事件の概要（罪となるべき事実）

平成元年8月9日午前5時頃、土木作業員をしていた被告人が、自宅において、勢いをつけるために一升瓶に約7合位残っていた日本酒をラッパ飲みにしたのち、自宅居間兼台所隅の天井近くに設けられた神棚から刃体の長さ約15.5センチメートルのマキリ（鋭利な包丁の一種）を持ち出し、就寝中の妻A子（37歳）及び三男（6歳）、別室で就寝中の長女（14歳）、長男（13歳）及び二男（10歳）それぞれの頸部を殺意をもってかき切りあるいは刺し、失血させて全員を殺害した。

○犯行に至る背景

被告人は、漁船員をしたり土木作業員などをして働いていたが、入院中にA子と知り合い、長女妊娠を機に結婚し、4人の子どもをもうける。しかしながら仕事が続かず、A子との間でしばしば口論が起こるようになり、昭和63年春頃にはA子に「働きがない」と難詰されて興奮し、殴る蹴るの暴行を加えたため、A子は実家に戻って離婚を求め、子どもらも母に従うという事態に至った。この時は被告人が再三再四A子に謝罪し、「以後は真面目に働き、暴力も振るわない」と誓約したことで、一旦よりを戻すことになった。

ところが平成元年7月20日、漁船員として働いていた船が一時寄港した際に船を下りてしまい、それを知ったA子に難詰されて立腹、A子の顔面を殴打する。A子は町役場からもらった離婚届の用紙を突きつけて離婚を迫ったが、被告人は用紙を破り捨て、A子もそれ以上離婚話を持ち出さなかったため、一旦は家庭内の雰囲気も落ち着くように見えた。

その後A子は、実家の家業である民宿を手伝うと言って7月29・30日、実家に帰ったが、A子の実家はもともと結婚に反対であり、離婚にも積極的に賛成していたことから、被告人はA子が実家に帰ることを不安がっていた。加えて8月8日、A子の父親が病院で検査を受けるので、翌日A子を手伝いに寄越してほしいという趣旨の電話があったため、再びA子が実家に戻ってしまえば、いよいよ離婚させられ、子どもたちもA子について行って自分が一人きりになるという不安を深めることになった。

その晩は、A子と一緒にウイスキーの水割りを飲んで居間で寝込んでしまったが、翌9日午前5時前頃目を覚まし、寝直そうとしてA子らが寝ていた部屋に入り、A子の隣に寝ようとしたはずみに被告人の左腕がA子の右腕に触れたところ、A子がこれをはねのけ被告人に背を向けるような動作をしたため、被告人は、A子が目を覚ましており、被告人に対する嫌悪感を態度で示したものと感じ、このような態度に出る以上、A子の離婚の決意は固いと考え、とっさに「A子や子どもらと別れさせられ一人になるぐらいなら、A子と子ども四人を道連れに自分も死んだ方がよい」との思いに駆られ、全員を殺害しようと決意した。

○無理心中を認めた地裁判決

第一審判決は、本件は家族を道連れにしようとした無理心中であるとして、「被告人を無期懲役に処する」とした。ではなぜそう判断したのか。

「本件は、不本意な離婚の事態に直面し、妻子と別れて一人取り残されるよりは、妻子五人を一気に殺して自分も自殺しようとした中年の被告人が、妻子は殺したものの、自殺を執行するほどの気力もなく犯行後四日目に自首してきたという事案である」

「しかしながら、本件犯行は、どのような角度からも正当化する余地のない重大な犯罪であるにしても、その本質は、自らの死を決意すると共に家族をも道連れにしようとしたいわば無理心中の事件であり、どちらかといえば、被告人の反社会性というより非社会的な不適応性が表面に浮かび上がる事件であることも否定できない」

「通常死刑の対象となることが多い強盗殺人、強姦殺人あるいは誘拐殺人などのように、共同社会に正面から敵対する犯人の強固な犯罪性が示され、一般社会が同種再犯の危険におののくような凶悪

な犯罪とは類型を著しく異にするところがあることは否めないのである」

○無理心中を否定した高裁の判断

ところが、高裁は、「原判決を破棄する。被告人を死刑に処する」として、原判決を次のように批判する。すなわち、「本件は、犯罪史上稀にみる残虐極まる凶悪重大犯罪として、被告人には極刑もやむを得ないと認められる事案であるのに、原判決は、量刑事情の評価判断の面において、本件が単なる家庭内の無理心中事案であるとみて、その罪質の厳正な評価を誤り、しかも証拠の一面のみを捉えて被告人の主観的事情を過大に重視したばかりか、刑罰の本質が何よりもまず応報贖罪、すなわち、犯した罪に対する犯人の責任に応じたの償いであることを看過し、本来庇護すべき家族五人を理不尽にも皆殺しにして、その将来ある生命を無残にも絶った行為に対する社会の良識的な処罰感情に関しても判断の適正さを欠き、また、他の類似事犯との量刑の均衡を考慮しない誤りも犯して被告人を無期懲役に処しているのであって、その量刑は著しく軽きに失し不当であるから、到底破棄を免れない」とし、親子心中には当たらないとする理由を縷々述べていく。以下、抜粋して紹介する。

「本件犯行の動機に関連して、原審公判廷において、親が死んだ後に残される子供らがかわいそうであるから殺害した旨供述し、あたかも親心から子供らを殺害したかのように弁解しているが、従前の被告人の生活態度や言動に鑑みると、子供の人格を無視し、子供を親の私物化する余りにも身勝手な言い分と評するほかなく、本件犯行の動機は単に自己の意のままにならない事態となったことに対し、激情の赴くまま家族皆殺しを図ったというのが事の真相であって、親心から殺害行為に及んだなどとは到底認められない」

「原判決が、その『量刑の理由』の項において、本件犯行の本質は、自らの死を決意するとともに家族をも道連れにしようとした無理心中の事件であると規定し、被告人の反社会性というより非社会的な不適応性が表面に浮かび上がる事件であることも否定できないと判示する点は、量刑に関する事実認定を誤り、ひいては本件犯行の本質に対する評価を誤ったものと考えられる。この点について、被告人は、捜査段階から一貫して妻子を皆殺しにして自分も死のうと思った旨供述しているが、関係各証拠によると、被告人は本件凶行に及んだのち直ちに自殺を企てるどころか、凶行に及んだ寝室や子供部屋から居間兼台所に戻ったのち、隣室のA子の仕事部屋から持ち出した日本酒一升瓶の封を切り、約五合の日本酒を飲んでその場で寝込んでしまったこと、同日午後一〇時ころ目を覚ました被告人は、冷蔵庫の上に置いてあったA子の鞆の中から一四万一〇〇〇円を抜き取り、更に洗面用具と飲み残しの酒の入った一升瓶を携え、犯行現場を他人に見られないようにするため、留守を装って玄関の外側から南京錠を掛けて自転車で実家に向かったこと、その晩、被告人は実家で眠ったのち、翌一〇日午前一〇時ころ起き出し、ちり紙にペンで『みんなつれていく ゆるせ』と書いてこれを財布の中に入れ、物置の中からロープを持ち出してその先端に輪を作り、これを携えて実家近くの川尻川にかかっている国道四五号線の鉄橋の下に行き、ロープを橋桁の鉄骨部分に掛けるなどして自殺を図ろうとしたがこれを取り止めたこと、その後、被告人は実家に戻り、屋敷内の木陰にごごを敷いて日本酒を飲んで昼寝をするなどして過ごし、更に、その翌日や翌々日にも食事もせずにはらばら過ごしていたが、その間、実家の台所から持ち出したマキリで手首を切って自殺を図ろうと考えたものの、

マキリを構えただけで手首に当てることもせず止めたこと、その後は格別自殺を試みようとしたこともなく、同月一三日早朝電話で一一〇番通報をして自首したことが認められる」

「以上の事実によれば、被告人は本件犯行に際し、真剣に自らの死を決意したというにはほど遠く、ただ漠然と自分も死んだ方がよい、あるいは生きては行けないと考えたに過ぎず、犯行後も自殺を決行しようと思えばその機会と方法はいくらかでもあったのに、被告人は、同様の気持ちから首吊り自殺やマキリを用いての自殺を試みることを考えただけで真剣にその決行を試みた形跡は認められず、原判決が、本件の本質は被告人が自ら死を決意するとともに家族をも道連れにしようとしたいわば無理心中事件としているのは事実認定を誤ったものといわなければならない」

「その意味において、本件は、例えば、親が何らかの事情によって自殺の途を選ばなければならない状況に追い込まれたときに、心身に重篤な疾病をもち他人の介助を必要とする子供をその道連れにするといった、加害者たる親と被害者たる子供の置かれた境遇にそれなりの世間の同情を誘ういわゆる家庭内無理心中事件などとは全く性格を異にするものである」

(ii) 難しい判断

要するにこの事件は、第一審である地裁と第二審である高裁とで、「親子心中」か否かの判断が大きく分かれ、その結果として量刑に違いが見られたものと言えよう。量刑についてはさておくとしても、このような事例を前にすると、どこまでを親子心中事例とし、どこからを単なる殺人、子殺しとするのかは、そんなに簡単ではないことが推測される。何らかの形で死ぬ意思があったことが確認できればそれは親子心中（未遂）と言えるのか、それとも眠剤を服用するとかリストカットするなど実際の行為があることが心中（未遂）と呼ぶための前提となるのか、あるいは仮に何らかの行動があっても軽傷レベルでは意思があいまいと判断して親子心中（未遂）と呼ぶことに慎重な姿勢をとるのか、判断は分かれ得る。

稲村（1977）は、「親子心中ではふつう親が子供をまず殺害し、つづいて親が自殺をする。親子同時の自殺は、たとえば共に自動車で崖から突進するとか、手をとって高所から飛び降りるとか、抱きあつての入水や轢圧などの手段によるが、数としてはむしろ少ない。親が子を殺害してから自殺しようとする場合には、親だけが生き残ることが多く、そこに子殺し犯罪が成立する。親が生き残るのは、単に行為途中で発見されるだけでなく、子の殺害によって虚脱状態に陥るなど、自殺の頓挫をきたしやすいためである」と述べているが、以下で検討する統計調査なども、こうした意味での親子心中か否かの判断基準を示しているものはなく、この点も親子心中の研究の難しさとなっているように思われる。親子心中の公式的な統計が見当たらないのも、こうした問題があることが影響しているのかも知れない。

(3) 各種調査とその結果

以上を念頭に置いた上で、以下、いくつかの論文を見ていくこととする（なお、おもな論文等の概要については表2-1に示した）。

(i) 親子心中の件数

最初は、件数について。全体の件数と心中のパターン、すなわち父子心中、母子心中、父母子（一家）心中などに分類したものの件数などをあわせて見ていきたい。とはいえ、各種論文を眺めてみても、正確な数値、件数が示されているとは限らない。その第一の理由は、多くの論者が指摘するように親子心中に関する公式統計がほとんど見あたらず、調査方法は新聞記事の検索によるものが多いということ、第二の理由は、対象とされている年齢などが、論文によって相違していることによる。そもそも本研究は、児童虐待の一つの形、すなわち18歳未満の児童に対する保護者の加害行為としての親子心中に焦点を当てているが、過去の研究ではそのようなものはむしろ少なく、成人親子心中を対象に加えているものもあれば、3歳未満児のみを対象にしたもの、あるいは15歳未満を対象にしたものなどがあり、家族内の心中だけでなく広く男女間の心中なども含めて検討しているものもある。さらには、嬰兒殺など種々の子ども殺害の中の一つの形態として親子心中を扱っているものもあった。こうした事情によって、公表されたそれぞれの論文のデータを比較検討することが極めて困難になっているのである。

それはさておき、まずは、政府等の統計から親子心中の件数および分類別に見た件数を拾ってみよう。先にも述べたとおり、心中に関する公式統計はないが、公的機関が、親子心中に関連すると思われる統計を、部分的、一時的に集計している。

○警察庁「犯罪統計書」集団自殺件数

警察庁は、昭和31年（1956年）から昭和39年（1964年）まで、「犯罪統計書」において「集団自殺件数」を計上している。ただし昭和40年（1965年）以降はない。この点について滝内（1972）には、「筆者が直接聞いたところでは、昭和40年以降の統計は、『事務上の都合』で打切ったとのことであった」という記載があった。

それはさておき、警察庁統計では集団自殺を家族・家族以外に分類し、家族をさらに夫婦、父と子、母と子、父母と子、その他に分類して数値を示している。滝内（1972）や飯塚（1982）は、本統計数値を取り上げて論じている²⁹。

警察庁統計を眺めると、最も多いのは家族関係のない異性心中であって、多くの年で集団自殺全体の6割を超え、比較的少ない年でもほぼ半数に達しているが、本論考ではこれらは扱わない。

さて、警察庁統計から親子心中に限って取り出した図を示してみた（図2-1）。これを見ると、昭和30年代の親子心中は概ね200件台で推移していること、分類的には圧倒的に

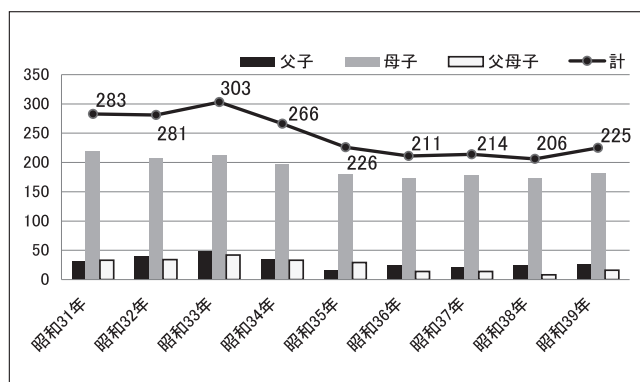


図2-1 警察庁犯罪統計書による親子心中件数の推移

母子心中が多く（仮に母子・父子・父母子の中での割合を見ると、7割から8割を占めている）、残りを父子心中と父母子心中が分け合っていた。なお、家族内の親子心中について、警察庁統計は子どもの年齢について言及していないので、ここで述べる父子心中、母子心中、一家心中などの中には、成人親子による事件も含まれている可能性があることを付記しておきたい。

○厚生省児童家庭局（1974）「児童の虐待、遺棄、殺害に関する調査」

厚生省は1974年に「児童の虐待、遺棄、殺害に関する調査」を実施している。こうした調査を実施した背景は述べられていないが、おそらくは1970年代初頭から頻繁に報道されるようになった、いわゆる「コインロッカーベビー事件³⁰」などがあると考えられる。本調査の対象が、昭和48年（1973年）度中に、「児童相談所が受理した三歳未満児に対する虐待、遺棄のケース並びに各児童相談所管内で発生した三歳未満児の殺害事件のケース」とされている点にも、それはうかがわれよう。

さて、本調査の中で、親子心中事件も取り扱われているが、被害児童は65人、加害者数は67人であった（加害者が複数の場合は、それぞれカウント）。父子心中、母子心中等の分類はなされていないが、加害者が実母である者が53人（79.1%）で約8割、実父である者は12人（17.9%）、その他2人であった。

○厚生省大臣官房統計情報部 昭和49年度人口動態（死亡）社会経済面調査

高橋他（1977）によれば、本統計において初めて「自殺」が取り上げられ、「その中に複合殺も含まれている」という³¹。ただし、調査対象は昭和49年（1974年）4月から6月の3ヵ月間のみとなっており、「全国自殺死亡4,925件で、このうち複合殺は95件（200人死亡）である」という。なお、95件のうちわけは、親子自・他殺59件、そのうち約8割が母子自・他殺であったという。

次に、上記以外で、戦後行われた親子心中に関する調査や研究論文を概観していきたい。

○永田幹夫（1950）「親子心中—その調査報告—」

永田（1950）は、「近頃、我々は毎日の新聞紙上に、時としては三面のトップ記事として、又多くは片隅の三行記事として親子心中事件を見出すのが常である」「親子心中に限らず、自殺の件数は最近ではかつてなかった程増加している」「しかし社会事業界の人々でも（中略）割合にこういう問題に無関心の人が少くないようである」「このような問題については、我々はもっと眞剣に考えてもよいのではないかと思うので、こゝに些かの素材を提示して見たい」と述べ、「全国各縣毎に最も有力な地方新聞を選んで調べ」ている。調査対象の期間は、昭和24年（1949年）3月から昭和25年（1950年）2月までの1年間。総件数200件を得て分析している。ただし「その他」については、「子供のみで兄弟心中した場合、又は子供をおいて夫婦だけで死んだものが大部分を占め」と述べているので注意を要する。その点をふまえて類型別の件数を示したものが図2-2である。やは

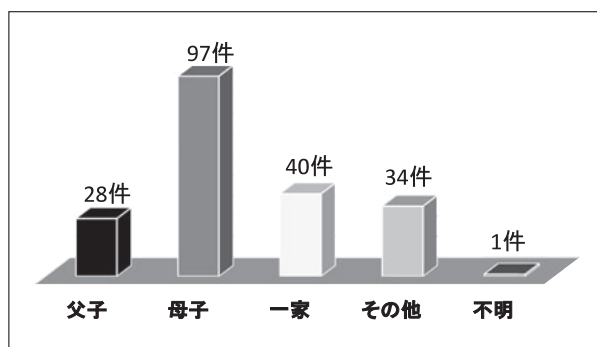


図2-2 永田幹夫（1950）による心中件数

表 2-1 戦後の「親子心中」に関する統計的調査についての論文等一覧

| 整理番号 | 著者(発表年) | タイトル | 対象など | 使用データ | 調査対象時期(西暦) | 対象期間 | 備考 |
|------|--------------|---|--|--------------------------------|------------|------------|---|
| 1 | 永田(1950) | 親子心中—その調査報告— | 親子心中(夫婦心中、きょうだい心中も含まれている)。 | 全国各県毎に最も有力な地方新聞を選んで | 49.3~50.2 | 1年間 | 1年間で200件(親子合計598人)。道連れ状況(心中の類型)も示している。 |
| 2 | 警察庁 | 犯罪統計書/集団自殺件数 | 集団自殺を「家族」と「家族以外」に分け、「家族」をさらに「夫婦」「父子」「母子」「父母と子」「その他」に分類している。また、集団自殺を人数ごとに区分して示している。 | 警察庁統計 | 56~64 | 9年間(各年度ごと) | 親子心中の件数は、概ね年間200件台で推移。 |
| 3 | 姫岡(1966) | 戦後における心中の実態 | 共同自殺全般を対象としている。そのうち親子(家族)心中については、道連れ状況を分類しているが、母子心中については「父・母・子とそろっている家族」に限定してカウント。他の統計とは異なる分類の仕方と思われる。夫婦心中なども検討。 | 東京・大阪・京都の三都を主とし、他に数種の地方新聞からも採録 | 50~62 | 13年間 | 13年間に収集した親子心中事例は、母子心中463件、父子心中60件、一家心中172件。母子心中の原因について、①生活苦 ②家庭不和 ③病苦・不具 ④③を除く病苦、精神異常をあげ、父子心中では、①生活苦 ②家庭不和 ③病気をあげ、一家心中では大部分に「経済的行き詰まり」があるとする。 |
| 4 | 滝内(1972) | 親子心中と日本人の子供観 | 「家庭教育、社会教育の面から」親子心中を検討。成人した子どもも計上。 | 日刊全国紙(朝日・毎日)の朝夕刊、東京本社発行 | 68.10~71.9 | 3年間 | 初年度55件、次年度68件、最終年度87件で、増加している。心中形態、年齢、方法、原因などを分析。その後の滝内(1973)「最近の親子心中をとらえて見た日本人の子ども観」には72.9までの4年間の調査の一部が掲載されている。 |
| 5 | 厚生省(1974) | 児童の虐待・遺棄・殺害事件に関する調査結果 | 児童の虐待・遺棄・殺害事件全般を調査。ただし子どもの対象年齢は3歳未満。 | 全国の児童相談所への調査の集約 | 73.4~74.3 | 1年間 | 3歳未満の子どもを対象にした心中事件の被害児は65人、加害者は67人。 |
| 6 | 栗栖(1974) | 子どもの養育に関する社会病的考察—嬰兒殺および児童の遺棄、虐待などをめぐって— | 15歳未満の子供が、親およびその他の保護者により、生命を奪われ、又は身体的な危害を加えられたり、適切な養育を受けていないかたと報道されたもの。 | 朝日新聞縮刷版 | 46~72 | 27年間 | 母子心中は554件、父子心中は85件、一家心中199件。原因については、一家心中、父子心中では生活苦、さらに父の病氣、母の死亡、離婚などがあり、母子心中では精神障害、育児ノイローゼが大きな原因だとされている。戦前との比較も試みている。 |
| 7 | 越永・高橋他(1975) | 戦後における親子心中の実態 | 東京都監察医務院の監察医が検案の現場で作成した死体検案調書をもとに、情死や成人親子心中も抽出、検討。東京23区内。子どもの対象年齢には成人も含まれる(ただし、最高年齢は母子心中、父子心中とも18歳未満。一家心中では最高年齢21歳)。 | 東京都監察医務院死体検案調書 | 46~75.8 | 約30年間 | 成人親子心中を除き、約30年間で、既遂・未遂合わせて母子心中431件、父子心中61件、一家心中62件。発生件数については、昭和29年が最高で、以後何年度かピークがあり、昭和30年以降はほぼ恒常的に発生と述べる。なお情死を減少させた背景が母子心中を醸成させる基盤となると評価。その後、越永他(1985)「戦後39年間の東京23区内における心中の実態」という論文も出されているが、そちらは母子心中などの割合が示されているのみで、具体的な件数はわからなかった。 |
| 8 | 高橋他(1977) | 日本における複合殺(いわゆる心中)の実態—母子自・他殺の全国調査を中心として | 厚生大臣官房統計情報部の昭和49年度人口動態(死亡)社会経済面調査に、初めて「自殺」が取り上げられ、その中に複合殺があり、統計情報部から複合殺に関するデータの提供を受けて集計・分析。 | 厚生省昭和49年度人口動態(死亡)調査 | 74年4~6月 | 3ヶ月間 | 3ヶ月間で全国に発生した複合殺は95件、うち親子自・他殺59件、重複自殺36件。親子自・他殺のなかでは、母子自・他殺が8割。 |

| 整理番号 | 著者(発表年) | タイトル | 対象など | 使用データ | 調査対象時期(西暦) | 対象期間 | 備考 |
|------|-----------|-------------------------------------|---|---|-------------|------|--|
| 9 | 栗栖他(1977) | 東京における子殺しの実態—戦後22年間(昭和25年～昭和46年)の動向 | 東京管内において「裁判が確定したもので、強盗殺人を除く殺人、殺人未遂、傷害致死、同未遂事件を拾い出し、その中、加害者・被害者の関係が親・実子関係である事件のみ」を対象。成人した子どもも含まれている。 | 裁判確定事件 | 50～71 | 22年 | 既遂事例を省いた22年間の東京管内で心中未遂事件として裁判確定したものは、父26人、母49人。件数についての経年的変化は認められなかったという。また、父母とも有配偶者の占める割合が高かったが、加害者父の場合、配偶者と死別している割合が高いとのこと。 |
| 10 | 佐藤(1979) | わが国の自殺に関する研究Ⅲ—親子心中の実態— | 数種の新聞(東京で発刊されているもの)に掲載された自殺記事を収集。その中の複数自殺をチェックしている。 | 数種の新聞 | 75.12～78.11 | 3年間 | 450の複数自殺を得る(複数自殺には男女、夫婦心中も含まれる)。その中で大きな比重を占めるのが親子心中(親子心中には成人した子どもも含まれる)で、その件数は333件。母子心中や父子心中、父母子心中などの分類だけでなく、子どもの数ごとに分けて集計するなど詳細に分類している。 |
| 11 | 飯塚(1982) | 道連れ自殺、今昔 | セレクトティブ・コード「肉親の心中(ただし夫婦のみを除く)」。親子の道連れ自殺には成人した子どもも含まれる | 朝日・毎日・読売各紙縮刷版に加え、朝日新聞東京・大阪・北九州各本社資料を閲覧。新聞切抜社も利用して収集 | 45～80 | 34年間 | 論文には34年分の数値は不出。1980年には全国で年間402件が確認されているとのこと。 |
| 12 | 石川(1984) | 最近の親子心中の実態 | 子どもは20歳未満を対象に調査。 | 朝日新聞 | 75～82 | 8年間 | 全体では544件。月別発生件数や曜日別発生件数、発生時刻、発生場所なども調べている。 |
| 13 | 栗栖他(1985) | 東京における子殺しならびに虐待について—昭和46年～昭和55年の推移— | 東京検察庁管内の広義の親子関係にある殺人、殺人未遂、傷害、傷害致死、殺人および死体遺棄、死体遺棄、保護者遺棄、保護者遺棄致死、監禁などの第一審有罪確定記録(心中に關しては保護者生存事例のみ)。 | 裁判確定事件 | 71～80 | 10年間 | 無理心中未遂事件の加害者は30人(男7人、女23人)。原因について、配偶者との不和、経済的困難が大きな割合を占めるとしている。 |
| 14 | 伊藤(1985) | 戦後日本における母子心中の一考察 | 成人親子心中を除く親子心中の調査。5年ごとのデータを収集。 | 朝日新聞(東京本社発行) | 51,61,71,81 | 計4年 | 母子心中は、昭和26年が26件、以下、36年51件、46年64件、56年59件。 |
| 15 | 加藤他(2001) | 過去5年間に新聞報道された子ども虐待死事件の傾向と課題 | 子ども虐待死事件の一つとして心中を取り上げる。保護者による18歳未満の子どもの虐待死が対象。 | 10紙(毎日、読売、産経、朝日、中日、北海道、河北新報、静岡、信濃毎日、琉球新報) | 95～99 | 5年間 | 無理心中に関しては、95年が25件(死亡した子ども35人)、96年は34件(45人)、97年31件(44人)、98年48件(72人)、99年44件(62人)。 |
| 16 | 阿部(2010) | 母による親子自他殺の動機とその背景要因に関する研究 | 未成年の子が親または祖父母に殺害され、加害者である親または祖父母が自殺を企図し、子と加害者の両方または一方が死亡し、もしくはどちらも死亡しなかったもの。 | 「新聞・雑誌記事横断検索/G-SEARCH」によるオンライン検索。朝日、読売、毎日の朝夕刊、全国版および地方版 | 98～07 | 10年間 | 「報道された親子自他殺は458件」「母子自他殺286件」「父子自他殺52件」「一家自他殺108件」「祖母による自他殺12件」であったという。 |

り母子心中が最も多く、ついで一家心中となっている。なお、被害にあった子どもの人数については、永田の作成した「子女の年齢調べ」から推定されるが、男は150人、女175人であり、合計は325人。その中で年齢15歳以上とされている者は、男女合わせて33人だったという。子どもの年齢の上限は不明だが、永田（1950）は、「この調査の中には年令等から見て、我がが常識的にもっている親子心中の概念には些か当てはまらぬものも多少見られたが数から云うと極く僅かであるし、何才までと云った明白な限界をつけることも困難なので、これらもそのまま集計することにした」と述べており、この中には成人となった者が含まれていることが示唆されよう。

永田（1950）は、これらの数値を、戦前の「全日本方面委員連盟」が実施した昭和5年（1930年）7月から昭和9年（1934年）6月までの調査結果と適宜比較する方法で分析しているが、ここでは戦前のものについての紹介は省いている。

○姫岡勤（1966）「戦後における心中の実態」

姫岡（1966）が取り上げているのは、親子心中だけではない。家族関係のあるなしにかかわらず共同自殺を対象に研究しており、その中で親子心中についても言及している。調査方法は、やはり新聞記事。昭和25年（1950年）から昭和37年（1962年）に至る13年間について、「東京・大阪・京都の三都の新聞を主とし、ほかに数種の地方新聞からも記事を採録」したという。なお、姫岡（1966）も戦前の動向との比較を考え、昭和8年（1933年）から昭和12年（1937年）の東京朝日新聞縮刷版から心中の資料を集めている。

さて、姫岡（1966）がこの13年間に収集した親子心中事例は、母子心中463例、父子心中60例、一家心中172例であったという³²。ただしここで注意を要するのは、「われわれがここで母子心中として問題にしたのは、父・母・子とそろっている家族において、母が子を殺して自殺した場合だけである。というのは、夫があるのに、なぜ夫を残して、妻が子を道連れにして死んだか、いいかえれば、母子心中を通じて、そうした家庭の夫婦関係を知りたいと思ったからである」という一節である。すなわち、母子心中、父子心中として計上されている事例数に、母子家庭や父子家庭の心中は含まれていない。それらは、「その他の家族心中」欄に入れたという。研究者の関心の向け方によって統計のとり方が違ってくる点は、念頭に置く必要があると言えよう。

○滝内大三（1972）「親子心中と日本人の子供観」

滝内（1972）が親子心中を問題とするのは、「『子殺し』が心中の名においておこなわれ、しかもそれが社会通念として通用している」からだという。「すなわちここには、少なくとも幼いわが子を殺すことが殺人として意識されていない」と述べ、「家庭教育、社会教育の面からみても、このようにきわめてゆゆしき問題をかかえているにもかかわらず、以上のことを確認するための親子心中の実態に関する最近の調査は意外に少なく、全国的な統計調査すら、ほとんど存在しない」という現状をふまえ、「最近3年間の新聞記事を分析」している。

滝内（1972）が対象としたのは、昭和43年（1968年）10月1日から昭和46年（1971年）9月30日ま

での東京本社発行の全国紙（朝日新聞及び毎日新聞）朝夕刊であるが、後に発表された滝内（1973）には、昭和46年から47年にかけての1年間のデータも追加して掲載されているので、都合4年間の件数を見てみたい（図2-3）。ちなみにこの4年間で拾うことができた親子心中は、（成人親子心中を含めて）初年度55件、次年度68件、その次は87件と年々増加し、最終年は少し減じて69件となっていた（なお、図2-3では、成人親子を除いた合計を折れ線グラフで示しているの

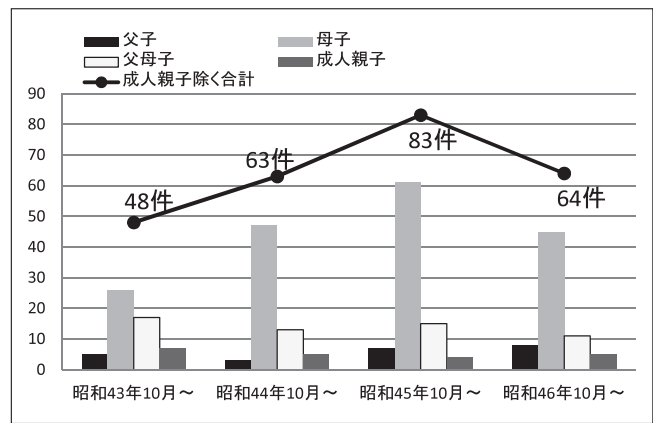


図 2-3 滝内（1973）による親子心中件数

ので、本文中の合計とは一致しない）。その合計は母子心中で179件、父子心中23件、父母子心中56件（ここまでの合計258件）であり、その他として成人親子の心中が21件（総合計279件）あったという。

滝内（1973）は、「NHKが調べたところでは、昭和四三年一月から四月までの親子心中件数は八七件、年間を通じては三〇〇件になるだろうと推定している」と述べ、昭和30年代の警察庁統計なども念頭に置きながら、新聞報道によって自らが収集した事例には漏れがあるとしている。ここで取り上げられたNHKの調査については資料を得ていないので詳細は不明だが、それにしても滝内（1973）が収集した事例は年間にしても二桁であり、NHK調査などと大きく乖離している点は、注意を要すると言えよう。

○栗栖瑛子(1974)「子どもの養育に関する社会病理的考察—嬰兒殺及び児童の遺棄、虐待などをめぐって—」

栗栖の関心も、この当時しきりに話題となった「親およびその他の保護者らによって、子供が殺害され、遺棄、虐待されるなどの事件」にあったと思われる。栗栖（1974）は朝日新聞（縮刷版）を使い、昭和21年（1946年）から昭和47年（1972年）までの27年間に取り上げられた記事の中で、「一五歳未満の子供が、親およびその他の保護者により、生命を奪われ、又は身体的な危害を加えられたり、適切な養育を受けていなかったと報道されたもの」を拾い出し、分析している。この中で母子心中は554件、父子心中は85件、一家心中199件があったとされている。なお事件総数は1,209件で、事件全体に占める心中の割合は69.3%。子どもの殺害における心中事件の比率の高さ、深刻さが示された結果となっている。

なお、栗栖（1974）は、調査した殺害、遺棄、虐待事件の全体について「報道記事の件数は年々増加の傾向がみられる」とした上で、その背景について「これは、新聞紙面の拡大と共に、マスコミの関心が年々深まって来ていることをもあらわしており」と述べ、件数の増加を単純に事件数の増加とは見ていない点で、注目してよいだろう。

○越永重四郎・高橋重宏・島村忠義（1975）「戦後における親子心中の実態」

「ここ数年来、『母性の喪失』、『父性の喪失』、『育児ノイローゼ』などと、毎日のように親子心中事件が社会問題としてマスコミで報道されている」と書き始められた本論稿は、「この親子心中はほとんどの場合、殺人（子殺し）をともなった親の自殺事件なのである。だが、この病理現象の社会統計的な実態、さら

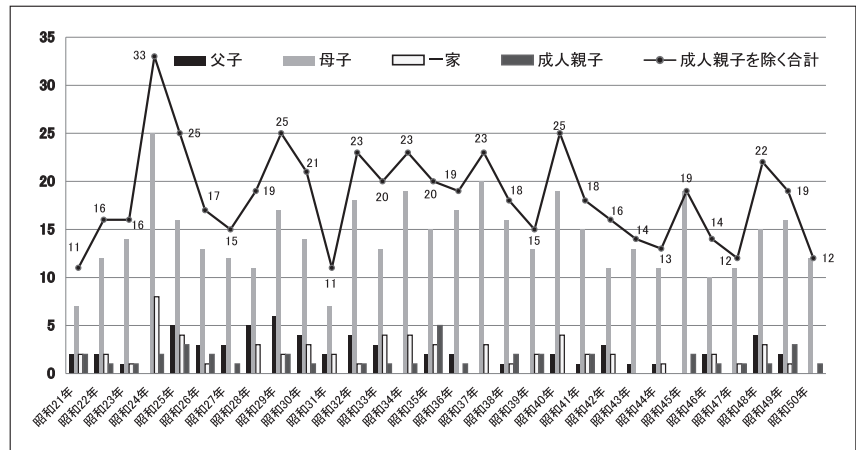


図 2-4 越永他（1975）による親子心中の実態（東京23区内）

に予防に関する研究は皆無にひとしい。それは心中に関する信頼性の高いロー・データの収集が、ほとんど不可能であることに起因している」として、調査対象をこれまで多く見られた新聞報道に頼らず、「東京都監査医制度が確立した昭和21年から昭和50年8月31日までの、約30年間に23区内において」「東京都監察医務院の監察医が検案の現場で作成した死体検案調書をローデータとし」て親子心中の実態を概説している。それによると、この期間に親子心中（成人親子心中を含む）は完全既遂と一部未遂を合わせた総数で593件（死亡数は親子合わせて1,262人）発生しているという。またその割合は、母子心中が431件（72.6%）、父子心中は61件（10.3%）、一家心中62件（10.5%）、成人親子心中39件（6.6%）であった。本論文によって示された件数の推移が図 2-4 であり、年度別発生件数については、次のように解説されている。「親子心中593件を年度別にみると、昭和24年が最高で35件^{*33}、昭和29・32・35・37・40・45・48・49年にそれぞれピークがみられるが、昭和30年以降情死に比べてほぼ恒常的に発生している^{*34}」

ところで、越永他（1985）は、本論文の続編とでもいうべき「戦後39年間の東京都23区内における心中の実態」を著し、親子心中に限らず心中全体の実態を検討している。こちらの論考に載せられた表には親子心中の件数が掲載されているものの、下位分類については割合が提示されているだけなので、母子心中、父子心中等の具体的な件数は不明だが、母子心中件数について、次のように述べている。

「母子心中は、昭和20年代は24年に25件、30年代は34年に19件、40年代は40年と45年がともに19件、50年代は51年に23件と各年代

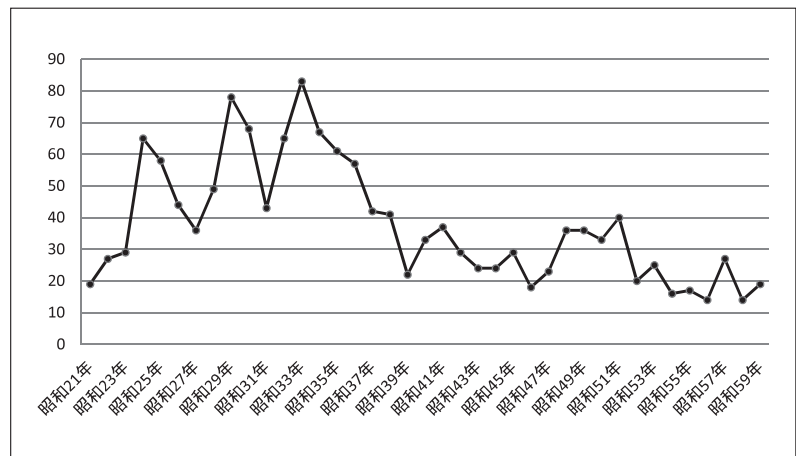


図 2-5 越永他（1985）による東京23区内における全心中件数の推移

別の最高を示し、51年以降は、52年7件、53年6件、54年3件、55年6件、56年3件、57年12件、58年6件、59年3件と増減しつつも確実に減少傾向を示している」

母子心中が、昭和50年代に入って「確実に減少傾向を示している」としている点は、これが東京都区内に限られているとはいえ、注目に値するだろう。なお越永他（1985）は、父子心中、一家心中についても戦後39年間の件数を比較し、「父子心中は、昭和29年が6件と最高で、ついで、25年と28年が5件などの順である」「一家心中は、昭和24年が8件と最高である」などと述べ、戦後から昭和59年までを通していても、ピークはいずれも昭和20年代にあったことを示唆している。

参考までに、越永他（1985）が示した東京都23区内における心中総件数（母子・父子・一家・成人親子・夫婦・異性・その他を合わせたもの）の推移を図2-5に示してみた。心中件数は、全体としても昭和50年代以降には漸減傾向にあったのかもしれない。

○栗栖瑛子・大森晶夫（1977）「東京における子殺しの実態—戦後22年間の動向」

「親による子殺し、遺棄、虐待などの事件」に対する関心は高いものがあるが、「わが国におけるこの領域の研究は意外に少なく（中略）、しかも取り上げられている対象がいずれもまちまちであり、わが国における子殺しの実態を把握しうるものとしては、必ずしも十分なものとはいえない」「新聞記事による分析もあるが、（中略）この資料が十分に実態を示しているとはいいがたい点がある」という認識から行った調査が栗栖他（1977）である。ここでは、従来多くの研究者が使ってきた新聞記事ではなく、昭和25年（1950年）から昭和46年（1971年）までに、東京管内において「裁判が確定したもので、強盗殺人を除く殺人、殺人未遂、傷害致死、同未遂事件を拾い出し、その中、加害者・被害者の関係が親・実子関係である事件のみ」を調査対象とし、それらを7つの類型に分けて分析している。この中に「心中」があった。この場合の心中とは「親に死ぬ意志があり、その道連れとして、わが子を殺害または未遂に終わったもの」とされており、当然のことながら本調査は、すべて加害者が生存している親子心中未遂事例となる。

それゆえ、ここまで見てきた親子心中事例の件数とは、その性格が大きく異なる点に留意する必要がある。すなわちこの調査では、親が死亡した既遂事例が必然的に省かれており、なおかつ対象範囲も、22年間に東京管内で心中未遂事件として裁判確定したものに限られる。このような統計のため、心中による加害者は父母合わせても年間数件と一桁になっている。それはさておき、栗栖他（1977）は「加害者が実父のもの二五件、実母五〇件で、性比は1：2となり実母が加害者である場合、つまり母子心中未遂の占める割合が大きいことを示している」と述べている³⁵。また、ここでは22年間で前半の11年間と後半の11年間にわけて件数を調べており、「昭和三五年以前では、実父一六件、実母二一件、昭和三六年以降実父一〇件、実母二八件である」と述べ、「昭和三六年以降実母による件数の増加傾向は認められない」としている。そして、「わが国において親子心中が特徴的だといわれながら、既遂や未遂を含んだ全体的な把握が行われたものや、経年的推移をみたものは見当たらない。われわれの示した資料は、一地域ではあるが純粋に親子心中未遂例をまとめて扱った数少ない資料であるということが出来る。東京都の鑑察（ママ）医務院における昭和二一年から三六年までの親子心中

既遂例の経年推移と比較してみると、われわれの未遂例の発生傾向とほぼ同じで、昭和二四、二九、三〇年に増加がみられているが、以後余り大きな変動はみられていないといえる」と結論づけている。

なお、無理心中被害者について「84%が一五才未満のものである。残り16%が一五才以上の子供であり、三〇才以上のものが一三例含まれていた」とあり、被害者には成人した子どもが含まれていることがわかる。

○栗栖瑛子・中村陽子（1985）「東京における子殺しならびに虐待について」

これは、「東京検察庁管内における昭和46年より昭和55年までの、加害者と被害者の関係が広義の親子関係にある殺人、殺人未遂、傷害、傷害致死、殺人および死体遺棄、死体遺棄、保護者遺棄、保護者遺棄致死、監禁などの第一審有罪確定記録を分析し、対象の社会経済的要因、犯行状況ならびに刑罰などとの関連を分析し、子殺しならびに虐待の実態と経年推移の把握を試みた」ものであり、先に紹介した栗栖他（1977）が、昭和25年（1950年）から昭和46年（1971年）までであったので、対象事例の若干の相違はあるものの、その統編的意味合いがあると言えよう。そこで、年代的には以下の文献と前後するが、栗栖他（1977）に続けてここで取り上げる。

さて、この10年間で加害者男は7人、女23人、合計30人であった。したがって、1950年からの11年間で合計37人、1961年からの11年間で38人、1971年からの10年間で30人、この数値を見る限りでは、件数において特に大きな変化があったとは認められないのではないだろうか。

○佐藤裕（1979）「わが国の自殺に関する研究Ⅲ－親子心中の実態－」

本論文、すなわち佐藤（1979）「わが国の自殺に関する研究Ⅲ－親子心中の実態－」の序は以下のようになっている、越永他（1975）のそれと類似している。

「ここ数年来、『母性・父性の喪失』『育児ノイローゼ』などと、親子心中が社会問題として新聞に報道されている。親子心中の多くは『子殺し』にともなう『親の自殺』であるが、この病理現象の社会統計的な実態やその予防に関する研究は少ないようである。それは、心中についての信頼し得る基礎的な資料の収集が困難なためであろう」

こう述べた後、佐藤（1979）は「1975年12月より'78年11月までの3年間にわたって、数種の新聞に掲載された自殺記事を収集し、450の複数自殺の事例を得た」という。新聞については「東京で発刊されている新聞」とのみ記しており、具体的な新聞社はわからないが、この中で親子心中は333件（全体の74%）だったとのことである。佐藤（1979）は、親子心中を、父（母、もしくはその両方）+子ども（人数別に細分化）+その他の関与者の有無（祖父母等の別に細分化）という形で細かく分類しているが、

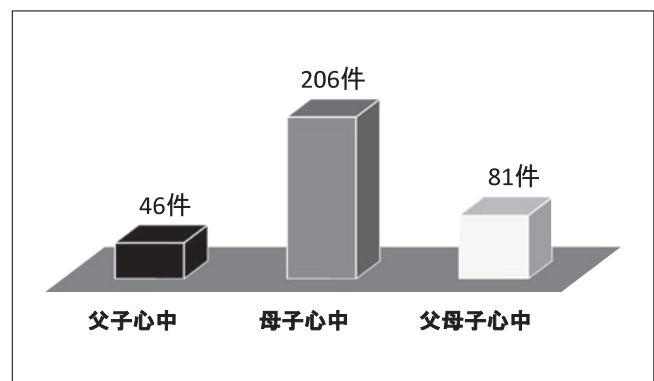


図2-6 佐藤（1979）による親子心中の件数（3年間）

図 2-6 はそれらを簡略化し、父の関与（すべて父子心中）、母の関与（すべて母子心中）、父母の関与（すべて父母子心中）に分類してカウントし直し、計上した結果を示している。なお、これらの件数には成人親子心中も含まれている点を付記しておきたい。

○飯塚進（1982）「道連れ自殺、今昔」

飯塚（1982）は、「道連れ自殺は（中略）、現在も、わが国で極めて高い発生率をみている。例えば、筆者の調査では、1980年には、全国で年間402件が確認されている。実に1日当たり1.10件。つまり平均して毎日1件、全国どこかで、親が子を殺している勘定になる。社会病理論を論ずるものには、看過できない現象であろう」と述べ、戦前と戦後の比較を試みる。なお、調査方法について飯塚（1982）は、次のように説明している。

「当初は新聞の縮刷版からの当該記事の書き抜きから始まった。朝日・毎日・読売の各紙を参照したが、やはり縮刷版は、東京－首都圏中心であるため、資料の片寄りが目立った。その後、機会あって、朝日新聞社の東京・大阪・北九州の各本社の資料を閲覧することが出来、蒐集の規模は、ほぼ全国的なものとなった。1970年から、現在も利用している新聞切抜社の手を煩わせることになり、全国の各紙に掲載された記事は、ほぼ完全に入手出来るようになった。セレクトティブ・コード『肉親の心中（ただし夫婦のみを除く）』である」

なお、対象期間については本文で明示されておらず、表の中で「1945～1980」、件数6,554件とされているが、本文でそれらの調査結果の全体が示されているわけではない。本論稿の標題が「道連れ自殺、今昔」となっているように、主眼が戦前の、特に小峰（1937）との比較などを中心としているためか、おもには1975年から1980年までが示されており、時として1979年、あるいは1980年のみが用いられている。それらの期間が選ばれた事情は不明であるが、とりあえずは、1975年（昭和50年）から1980年（昭和55年）までの数値を図 2-7 に表してみた。なお、これらの事例の中には、成人親子心中も含まれている。

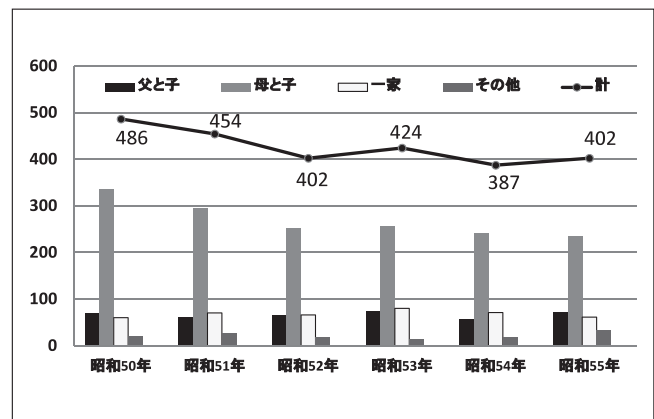


図 2-7 飯塚（1982）による道連れ自殺の類型別数

○石川英夫（1984）「最近の親子心中の実態」

石川（1984）も、冒頭で「最近ほとんど毎日のように新聞紙上に親子心中が報道されている」と述べ、「昭和50年から57年までの8年間に朝日新聞に報道された親子心中の記事を資料として分析を行った」という。その結果、親子心中の件数は「全体では544件に及び、月平均（筆者注：年の間違い、年平均）68件ということに」なったという。8年間の合計件数の内訳は、母子心中が299件（55%）、父子心中68件（12.5%）、一家心中137件（25.2%）だった。なお、ここには成人親子心中も含まれており、そ

の件数は36件（6.6%）、これら以外のその他が4件（0.7%）であった。

石川（1984）の数値をグラフにしたのが図2-8だが、これを飯塚（1982）による図2-7と比較してみよう。母子心中がもっとも多く、全体の過半数を占めており、他を父子心中や一家心中が分け合っている点はほぼ共通しているが、決定的に違うところがある。それは親子心中の把握件数である。対象期間こそ飯塚（1982）が5年、石川（1984）は8年と違

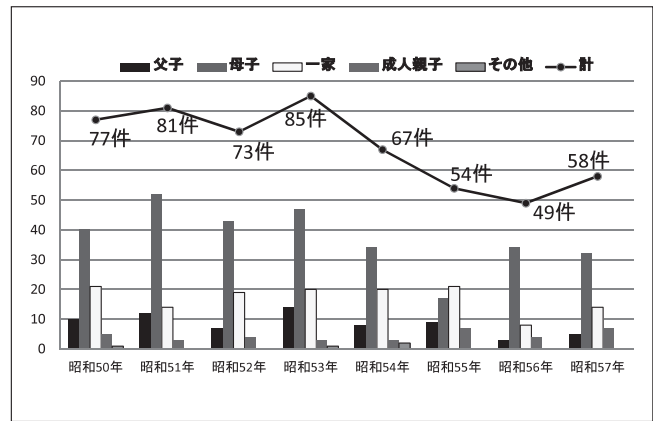


図2-8 石川（1980）による親子心中の発生件数

いがあるが、調査開始時点はいずれも昭和50年（1975年）となっており、成人親子心中を含めて調査している点も共通する。また調査方法も、新聞記事から抽出している点は変わらない。にもかかわらず、件数を見ると、例えば昭和50年では、飯塚（1982）の総件数が486件であるのに対して、石川（1984）は大幅に少なくわずか77件。その他の年も大同小異である。確かに飯塚（1982）は、「全国の各紙に掲載された記事は、ほぼ完全に入手」したといい、石川（1984）は「朝日新聞に報道された親子心中の記事を資料として分析」したため、調査範囲に差があることは含む必要があろう。それにしても、これだけの件数の隔たりがあるという点は、注意しておいてよいだろう。

○伊藤わらび（1985）「戦後日本における母子心中の一考察」

伊藤（1985）の関心は、親子心中の中でも、「母子心中」にあり、「戦後の各年代における母子心中の発生状況についてみる」ために、「朝日新聞（東京本社発行）の縮刷版より、親子心中（但し成人親子心中は除く）の記事を抽出」している。なお、本調査は対象時期を10年ごとに設定している点が特徴である。すなわち、「戦後の経済変動を考慮に入れ、昭和26年、36年、46年、56年と10年間隔で4つの時期を選んだ」という。それによると、母子心中は、昭和26年が26件、以下、36年51件、46年64件、56年59件であったという。

○米里誠司・田村雅幸（1994）「最近10年間の心中自殺の特徴」

米里、田村両氏は、ともに科学警察研究所に所属して本論稿を執筆している。そこでは「最近の、しかも全国集計のデータで心中を取り扱った研究はまだない。本報告は、この点において、初の試みである」と述べている。「分析対象としたのは、警察庁保有の自殺統計原票に基づいて1983年から1992年までに記録されたデータ」とのこと。このデータにおいて「心中の有無が不詳のデータは存在しなかった」という。

ただし、「自殺統計原票では、親子心中、一家心中といった家族成員による複数自殺であるケース、あるいは異性どうしの複数自殺である、いわゆる情死のケースいずれかに該当する場合を原則として『心中あり』と認定している。本報告でもこれに習い（ママ）、心中の定義をこれら2種類の複数自殺と

する」としており、本論稿は親子心中に特化した報告ではないため、残念ながらその実情を把握することは困難であった。

○加藤悦子・安藤明夫（2001）「過去5年間に新聞報道された子ども虐待死事件の傾向と課題」

本報告は、表題のように虐待死事件の検討がその目的である。この中に「無理心中－子どもを殺した後、加害者が自殺した（未遂も含む）事件」という項目が加えられており、親子心中を虐待死の一つとして取り上げている点で、従来の論文とは異なっている。2000年に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定、施行されたことなどが契機となって、「親子心中」もようやく虐待死の一形態として認識されるようになったと言えよう。

調査方法としては「95年から99年までの5年間に新聞報道された子どもの『虐待死』の記事を分析」したもので、「日経テレコンを用い、以下10紙（毎日新聞、読売新聞、産経新聞、朝日新聞、中日新聞、北海道新聞、河北新報、静岡新聞、信濃毎日新聞、琉球新報）を調べた」とのこと。

ここで検索された「無理心中」は、95年が25件（死亡した子ども35人）であり、以下96年は34件（45人）、97年31件（44人）、98年48件（72人）、99年44件（62人）だったという。

なお、ここでは他の虐待死とあわせて無理心中に触れているため、心中の細かい分類は行われていないが、加害者として挙げられているのは、母が134人、父59人であり、祖母6人、祖父1人、その他3人、不明1人であった。

○阿部千春（2010）「母による親子自他殺の動機とその背景要因に関する研究」

本稿は、「はじめに」において「育児期にある親の自殺はそれ自体が深刻な問題であるが、さらに、この親たちが我が子をなぜ殺すのかという問題は、日本における今後の子育ての支援において重要な課題である」「親子自他殺の動機と背景要因について長期間かつ大規模な疫学調査を行うことは、これまでの母子保健福祉政策の成果の評価、および、これからの母子ならびに親子の保健福祉における支援検討において非常に重要と考える」との認識を示した上で、「母による親子自他殺の実態とその発生要因について時代特性を考慮した分析を行うことにより、今後の母子保健福祉サービスの検討に資することを目的とした」という。

調査方法は、「親子あるいは一家の無理心中として報道されたもので、未成年の子が親または祖父母に殺害され、加害者である親または祖父母が自殺を企図し、子と加害者の両方または一方が死亡し、もしくはどちらも死亡しなかったもの」を対象としている。期間は1998年から2007年まで。「新聞・雑誌記事横断検索／G-SEARCH」によるオンライン検索で「朝日新聞、読売新聞、毎日新聞の朝刊および夕刊、全国版および地方版から」検索したという。

ところで、本稿では、新聞報道記事を一次資料とすることの妥当性を検証している。その方法は、杏林大学の母子保健学教室が収集した新聞報道記事の件数と、東京都監察医務院の死体検案調書を一次資料としている越永他（1985）との比較である。不審死についての報告書である死体検案調書からは、ほぼ正確に不審死の実数を把握できると考えたからだという。その結果、年によっては新聞報道

記事数が死体検案調書の報告数を超え、「司法解剖がなされていないもの」があるとしつつも、「新聞報道記事数は死体検案調書の報告数の約7割」という結果を導き出している。

ところがその後、同じデータで、親子自他殺、すなわち母子・父子・一家自他殺を合計した件数を調べた岩見他（2011）は、「長期間の調査として死体検案書数と新聞記事数との間に大きな乖離はない」という結論を出し（死体検案調書に比して新聞報道は101.7%）、「新聞報道記事を用いて考察することに限界があることは否定できない」と述べている。

それはさておき、対象とした10年間（1998年～2007年）に「報道された親子自他殺は458件」であり、その内訳は、「母子自他殺286件」「父子自他殺52件」「一家自他殺108件」「祖父母による自他殺12件」であったという（図2-9）。なお阿部（2010）は、一家自他殺の加害者を区別し、母によるもの14件、父によるもの48件、両親によるもの40件、祖父によるもの3件、祖母によるもの3件であったとしている。そして、件数について次のように結論づける。すなわち、「親子自他殺における自他殺区分別割合は母子自他殺が最も高い割合を占め、戦後の親子自他殺を対象とした研究においても、対象とした時代を問わず、常に母子自他殺が最も高い割合を示していた」「本研究の結果から、この傾向は現在も変わらないことが明らかとなった」

なお、ここでは年度別の自他殺区分別件数は示されていないが、被害者数の推移は計上されていたので、死亡数の推移について図2-10に示してみた。

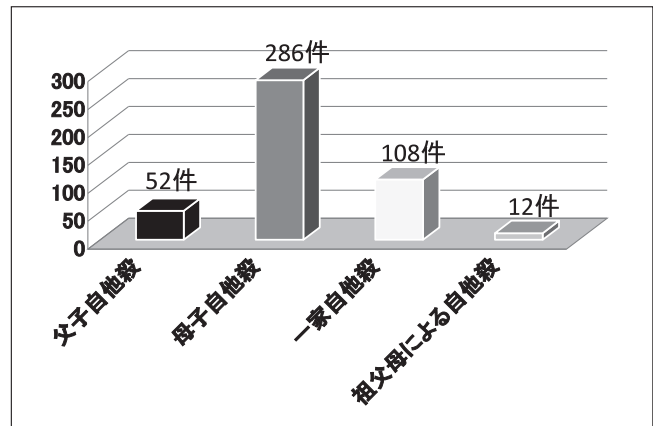


図2-9 阿部（2010）による親子自他殺の件数（10年間）

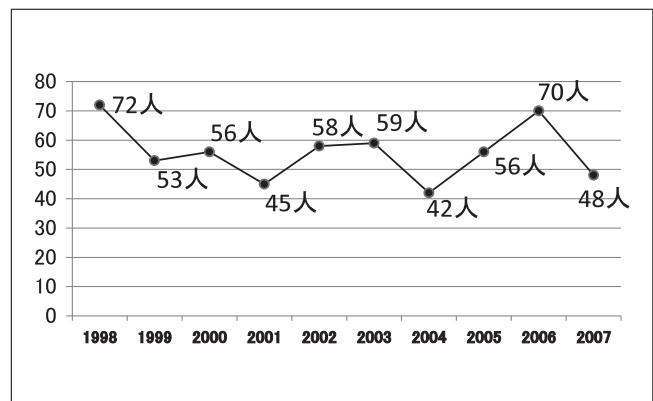


図2-10 阿部（2010）による親子自他殺での死亡数

○「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」

件数の検討の最後に、厚生労働省「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」が公表している「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（第1次～7次報告）を取り上げたい。

そもそもこの専門委員会は、「児童虐待による死亡事例が依然として後をたたない」という状況の中で、「子ども一人ひとりの死を我々が重く受け止め、こうした子どもの死を決して無駄にすることなく、今後の事件の再発を防止することは、社会全体の責務である」という認識のもと、「児童虐待の防止等に関する法律」の第1次改正で、「児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究

及び検証を行う」(第1次報告から抜粋) ことが明確にされたことをふまえて社会保障審議会児童部会の下に設置されたものである。したがって、検証の対象となるのは、児童虐待によって死亡した(18歳未満)子どもであり、検証の対象期間は、第1次報告が平成15年7月～12月の半年間、第2次は平成16年1月～12月、第3次は平成17年1月～12月、第4次は平成18年1月～12月の各1年間となっており、第5次だけは、平成19年1月～平成20年3月の1年3ヶ月、その後の第6次は平成20年4月～平成21年3月、最新の第7次報告は平成21年4月～平成22年3月までの1年間となっている。この間に検証の対象となった心中事例件数を図2-11に示してみた。

本図をみると、第1次報告では事例そのものがなく、第2次、第3次、第4次となるにしたがい、人数が増えていく。この点について、第4次報告は次のように解説している。「心中事例は、平成17年は19例(30人)であったが、今回は48例(65人)と大幅に増加した。ただし、これは実際の事例数そのものが増加しているとは言い切れず、地方公共団体において検証対象事例として国に報告すべきものとの認識が徐々に高まり、国に報告されるようになったためとも考えられる」

以上をふまえると、「専門委員会」の示す数値も、親子心中による虐待死事例をすべて網羅しているとは言い切れない。なお、第7次報告によれば、母が加害者であったもの17事例、父が加害者であったもの10事例であり、父が加害者10事例のうち、5事例は「父子心中」、残り5事例が「一家心中」であったという。したがって、母子心中が過半数を占め、残りを父子心中、一家心中が分け合っているという点では、他の結果と共通していると言えよう。

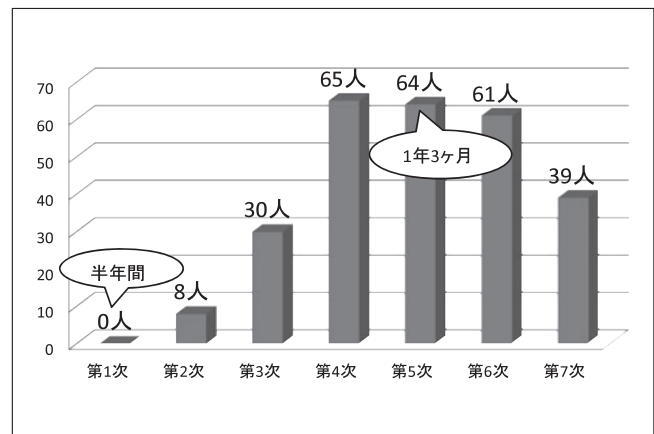


図2-11 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」による心中で死亡した子どもの人数

○親子心中件数についての考察

以上、戦後に行われた親子心中に関する文献から、おもに件数に関する部分を抽出して示してみた。とはいえ、これらを総合してみても、親子心中の件数、特に未成年の児童に対する子殺しと親の自殺が一体となっている親子心中の件数が、戦後どのような傾向にあったのかを明示するのは難しい。それは、すでに述べたとおり親子心中に関する公式統計がないため、各研究者によって調査の方法や対象とする範囲が異なり、比較検討することが困難だったからである。文献を読み進めていくと、各自が思い思いに分析を試みてはいるが、それはさながら親子心中という巨象の一部を、めいめいが撫でさすようにさえ感じられるのであった。

したがって、親子心中の全体を把握して総合的な対策を講じるためには、やはりまずは公式統計が示されることを期待するしかない。ただし、親子心中であるか否かの判断は、突き詰めていくと微妙なものがあるため、おそらくは児童の全死亡事例を把握し、丁寧なチャイルド・デス・レビューを行

う中ではじめて、正確な件数を把握することが出来るのではないと思われる。

それはさておき、このような個々ばらばらの調査であっても、それらを俯瞰して明らかになったことがないわけではない。その一つは形態に関することである。親子心中の場合、調査方法や期間が異なっても、すべての論文において母子心中が最も多く、約8割とする論文も複数あった。これは戦前、戦後を通じて変わらぬ傾向と言えよう。残りは父子心中と一家心中が占めているが、いずれが多いのかは、必ずしも明確になったとは言えないように思われる。なお、「一般に父子心中は一家心中の形をとることが多く（熊谷他、1989）」と述べている論文もあったことを付け加えておきたい。

○非血縁の親子心中について

ところで、親子心中の形態については、母子心中、父子心中、一家心中、さらに論文によっては祖父母と孫などの心中が分類されていたが、非血縁の関係の親子による心中事例は稀であったように思われる。この点については、戦前も同様の傾向が示されており（図1-3）、＜1 戦前編＞でもそれを象徴する事例を紹介したが、戦後の事例も一例紹介しておきたい。ただし本事例は、母とその子どもおよび子どもとは非血縁の関係になる母の交際相手の3人による事例であり、発生日は1957年（昭和32年）5月といささか古い。

判決によって事件を概観すると、相愛の男（25歳）女（31歳）が結婚できぬことから心中を決意し、その際女性の連れ子（女兒8歳）をひとりこの世に残せぬとして道連れにしようとした事例である。事例を詳細にみると、母と交際男性は心中することに意気投合したものの、母が「親のない子の淋しさを感じさせ惨めな生活を送らせないため（娘を）心中の道連れにしよう」と決心した」のに対し、男性は、女兒を死の道連れにすることについて、「他人の子どもを殺すことはできぬ、新聞や雑誌にも批判されていると言って強行に反対していた」というのである。しかし母が「執拗に（娘を）道連れにすることを主張したので（男性も）已むを得ずこれを黙認し」、母が「気配を直感して帰宅をせがむ女兒にこれを飲んだら帰るからと言ってすかしながら睡眠薬を混入したサイダーを呑みくたさせた」という。したがって、本事例は、結果的には非血縁男性も加わった親子心中のように見えていても、血縁関係のない子どもを巻き添えにすることにはかなり強い抵抗があることを例証した事例とも言い得るのであり、実は＜情死＞と＜母子心中＞が同時に発生したというのがこの本質ではなかったかと、筆者は考える³⁶。ちなみに、本事例の母親は実刑、男性は執行猶予の判決であった（京都地判 昭和32・11・8 判時135号から要約）。

虐待死の中では、子どもと血縁関係のない内縁男性や交際男性が暴行を加え、死に至る事例が珍しくないが、非血縁関係の親子が心中に至ることは稀であるということは、これらの事例の特徴として注目しておいてよいのではないだろうか³⁷。

（ii）親子の年齢

さて、ここからは、諸文献に示された親子の年齢について概観していく。

○加害者の年齢

まずは加害者から見ていきたい。一部を除き多くの論文は、加害者の年齢を5歳区切りで集約して表にまとめているので、それらが示されているものを作図したのが、図2-12～15である。これらの図を見ると、いずれもほぼ相似形をなしており、男（父親）は、女（母親）に比べて、山がやや右寄り、すなわち年齢が少し高くなっていることがうかがわれる。この点につき、たとえば滝内（1972）は、「男親は30代、女親は30歳前後が多い」と述べ、栗栖（1974）も、「加害者が父親である場合、一家心中、父子心中では、平均年齢に大きな差は認めず、いずれも三〇～三五歳代がもっとも多い」「母親が加害者となる場合、父親との年齢差を考慮しても年齢は若くなる傾向がみられる。一家心中、母子心中の母親の平均年齢は、三一・五歳、三一歳」としている。また越永他（1975）も、「母子心中の母親は、25～29歳（27%）、30～34歳（24.6%）、35～39歳（12.1%）の順に多く、40歳代後半に達すると急激に減少する」「父子心中の父親は、35～39歳、40歳～44歳（ともに23.0%）が最多である」と述べて、それを裏付けている。

その理由について、石川（1984）は「母子心中の加害者である母親は30～34歳（36.8%）が圧倒的に多く」と述べた上で、次のように考察している。すなわち「この30歳代前半という時期は、結婚後約5～10年経過したところで、出産、育児の真最中で、子どもが1人ないし2人でき、甘い新婚生活の夢は破れ、夫婦間の第1の倦怠期でもあり、しかも夫も社会的に必ずしも充分安定するまでには至っておらず、家庭の内外に何かと苦勞の多い時期と考えられる」。また父親については、「最

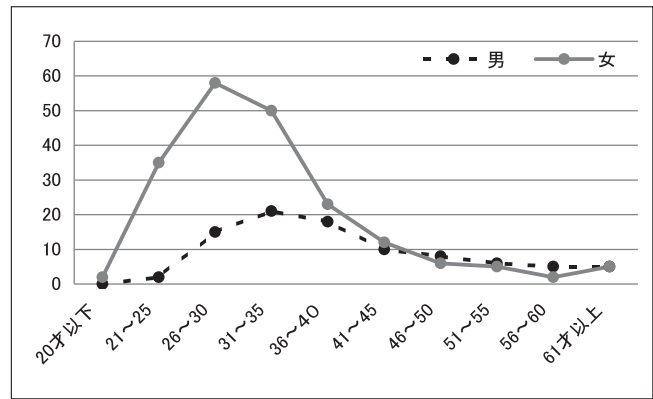


図2-12 永田（1950）親の年齢調べ

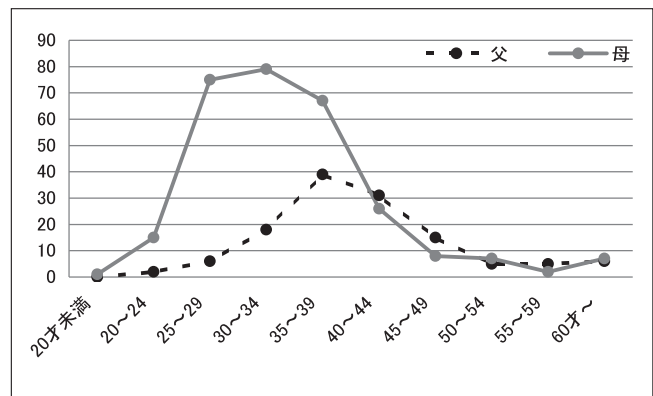


図2-13 佐藤（1979）親子心中の親の年齢

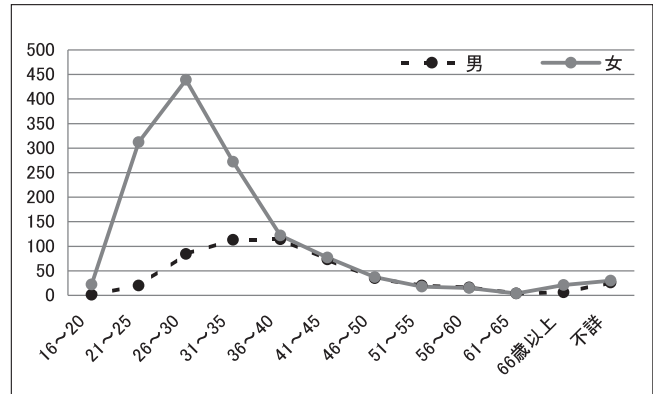


図2-14 飯塚（1982）道連れ自殺の年齢分布（親の部）

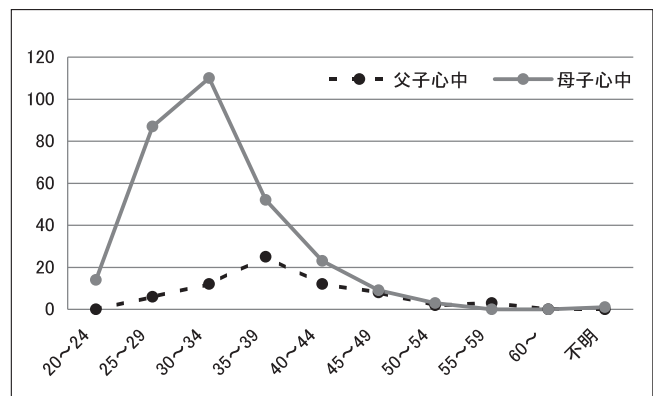


図2-15 石川（1984）加害者の年齢

も多い年代は、母親より少し遅れて、35～39歳（36.8%）」だとした上で、「この30歳代後半という時期は男にとって働き盛りであり、それだけにあふれるエネルギーが各種の障壁に衝突し、社会的挫折や対人的トラブルを経験することも多い時期と考えられる」としている。

なお、高橋他（1977）は、厚生省大臣官房統計情報部による「昭和49年度人口動態（死亡）社会経済面調査」（3ヶ月）と昭和46年～50年の東京23区内の調査を比較検討し、「出産・育児の過程にある二十五歳から三十四歳の母親が最多を占めている」と述べつつ、「両調査とも二十歳未満の若い母親の母子自・他殺が皆無であること（東京二十三区内調査においても昭和二十一年から同五十年まで皆無）が注目される」と述べている。

ところで、加害者の年齢を戦前と比較している論文も散見されるので、簡単に紹介しておきたい。

永田（1950）は、「かつて調査したものの中、昭和五年から九年に至る満四カ年の平均数値」を示しながら、次のように述べる。「親の年齢から見ると、女は戦前は二六才から三五才までが多く、戦後は二六才から四〇才までが多い。男は戦前は三一才から三五才が多いが、戦後は三六才から四〇才が多く、従って男女共、大体において戦後は年令が高くなって来ていると云えるわけである」

飯塚（1982）は「小峰の調査では、男親は35～39歳にピークがあり、平均37.7歳。女親は20～29歳に多く、平均年齢は31.5歳となっている」「最近の数字は、父＝子の場合31～39歳に山があり、平均年齢42.0歳。母＝子の場合26歳～29歳にピークがあり、平均年齢34.0歳となっている」「分類カテゴリーが違うので直接比較できないが、昭和初期よりも現在が男約4歳、女約2.5歳高い。年齢の数え方（数え年―満年齢）の差を考慮しても約3～5歳の差がある」と紹介しつつ、その理由について、戦前、戦後の平均婚姻年齢に差がないことをふまえて、平均余命が急速に延びたことに一因があるかも知れないと述べている。

○被害者の年齢

次に被害者となった子どもの年齢を、いくつかの論文等のデータを一つにまとめて図2-16に示してみた³⁸。もちろん、論文によって対象となった時期も違えば、対象期間にも長短があるので、これらの人数の多寡を比較して

も意味はない。ただし、それぞれの調査結果において、子どもの年齢の変化に伴ってどのような曲線が描かれるのかを見るのであれば、何らかの傾向を読み取る事ができるのではないかと考えてのことである。そのような観点で図2-16を眺めて

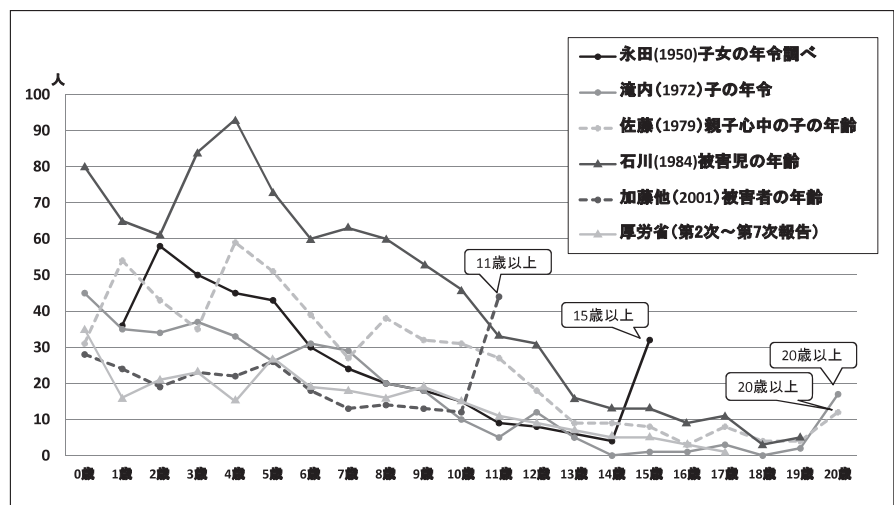


図 2-16 親子心中における被害者の年齢

みると、いずれのデータにおいても0歳から始まり³⁹、児童期のほぼ全てを通じて、さらには成人期に至っても被害者が生まれていることがわかる。そして大雑把に言えば、加齢にしたがい、その件数は漸減するという点で共通すると見てよいのではないだろうか。

以下では、被害者の年齢について各文献で論じられている内容を抜粋するが、論者によって扱うデータが違うとはいえ、評価する際の比重の置き方に違いがあるようにも感じられる。

まず滝内（1972）は、次のように説明する。「子供は10才以下、とりわけ学令前の幼な児が最も多い」「6才以上は国家が子供の教育に関与する時期であり、このように幾分でも社会の子供すなわち次の社会を担う者としての地位が定まれば、親によって殺される子供の数が減少しているのは注意してよいであろう」

なお滝内（1972）は、「子供の性による差はほとんど認められない。これは江戸時代、農民の間で多く行われた『間引き』における子供の性の差別が、ここではおこなわれていないことを示している。いわゆる家父長的家族制度の中で存在したといわれる女性の地位の不安定さが、ここでは少なくとも子供に対しては適用されていないとみてよいであろう」と述べているが、高橋他（1977）も、「母子自・他殺で犠牲になった子どもの性別は男女ほぼ同じ割合である」として、滝内（1972）と同様の解説をしていることを付記しておきたい。

次に伊藤（1985）の説明を見ておこう。「子供の年齢は5歳以下の占める割合が各年代⁴⁰とも60%前後であり、6～12歳が30%前後となっている。すなわち、いつの時代でも、母子心中の道連れにされている子供は、小学生以下が約90%を占めていることが分る」

伊藤（1985）は、滝内（1972）の解説とは違って、小学生も犠牲になっていることを強調していると言えよう。

さて、加藤他（2001）は、心中に限らずさまざまな虐待死を取り上げているが、その中で無理心中の被害者の年齢傾向について、次のように述べる。「無理心中では、5歳と1歳に多く見られるが⁴¹、11歳以上でも44人が死亡しており、比較的各年代に分散している」「ちなみに11歳以上の虐待死では、原因の73%が無理心中である」

心中以外の虐待死の場合、多くが乳幼児であるため、高年齢でも被害者が出るのが心中事例の大きな特徴となる。それがこのような記載をさせた理由の一つではないかと思われるが、先の滝内（1972）や伊藤（1985）とは違った角度からの評価であると言えよう。

ところで、被害者の年齢については、母子心中と父子心中で違いがあるとする分析が見られるので、いくつか紹介しておきたい。

越永他（1975）は次のように言う。「母子心中と父子心中の間には親の年齢に差があったが、子供の年齢にも差がある」「母子心中は父子心中に比して母子とも若く、父子心中の父親は比較的年長で、子供の年齢は分散しているが、やや低年齢化の傾向がある」

また、佐藤（1979）も、「親子・父子心中では小学生が男女とも最多である。（中略）これに幼児が続き、次いで中学生の順である」「ところが母子心中になると幼児が最も多く、小学生がこれに続き、次いで中学生の順となる。母子心中において、幼児が道連れにされ易い傾向がうかがえる」と述べる。

さらに飯塚（1982）も「父＝子と母＝子では、明らかに違いがみられる。すなわち、父＝子の場合は4～9歳が比較的多く」「母＝子の場合は0歳に最も多く」としており、石川（1984）も、「母子心中と父子心中とでは、親の年齢に差があったが、子どもの年齢にも有意差があり、母子心中の被害者は10歳代前半の乳幼児が多く、父子心中は10歳代後半の児童が多く、また比較的多くの年齢層に分散している」と述べている。

以上、細かな年齢区分は別として、母子心中の被害者は比較的低年齢層に多く、父子心中の被害者はそれより年代が高い、若しくは各年齢層にまたがっていることを、多くの論者が指摘していると言えよう。

（iii）親子心中の手段、方法

さて、心中の方法、手段についても簡単に検討しておきたい。多くの論者が心中の方法について分析しているが、越永他（1975）は、次のように述べる。「昭和20年代は入水が、同30年代以降現在まで、プロパンガスや都市ガスが各家庭に普及するにつれて、ガスが母子心中の中心を占めている。昭和40年代後半に高層アパートからの飛び降りが現出したこととともに、手段は社会的環境との関連が強いことを示している」

この指摘はうなずける。たとえばガスを例にとると、永田（1950）では、ガス自殺、ガスによる殺害は見られなかったが、滝内（1972）では、「ガスによるものが最も多い」とされている。あるいは飯塚（1982）も、道連れ自殺の手段の表をかかげて「戦後の資料では、概して手段の多様化が目立つ。『縊首・絞首』が最も多くなっているが、これは、子供の絞首も一緒にしたためと思われる。戦前少なかった『ガス』が急激に増え、家庭用ガスによるものが15%、また、モータリゼーションを反映して、車の排気ガスによるものが6%に上る。かつて多かった『投身』は、入水・高所からの飛降を含めて15%に過ぎない。轢死も減少している」と述べている。

また、伊藤（1985）も次のように言う。「自殺の手段は、その時代の社会性や地域性と大きく相関しているといわれるが、本調査によっても、そのことが明らかである」「母親の自殺の手段は（昭和）26年では入水が最も多い。女性の自殺の手段として多く用いられる手段が、母子心中においても同様の傾向がうかがえる。20年代末よりガスが普及したのに伴い36年には入水の減少した分、ガスが26.3%を占めている。しかし、56年には5.2%と急減しているのは、ガス自殺が近隣に対して被害を与えるということの社会の批判を配慮した結果であろうか。36年の薬事法制定により、劇薬等が簡単に入手できないことと相関して、46年には、医薬品によるものが急減している。同じく同年より、農薬によるものが急減しているが母子心中が農村よりも都市での発生が多くなったことから理解できる。ビルからのとび降りは46年に1件、車の排気ガスによるものは56年に2件みられた」「子供が殺害された手段は、26、56年共に絞首と入水が合わせて60%近くを占めており、36、46年は、母親と同様、ガスによるものが最も多い」

(iv) 原因・動機

いずれの研究者も、心中の原因や動機については高い関心を示しており、その理由をいくつかに分類しながら見解を表明しているものも多い。ただし、たとえば高橋他（1977）は「(母子自殺殺の)動機は自殺の場合と同様に、多くの場合、母親の周囲の人間—夫・老親・友人にどう映っていたかが記録されているのであり、分析困難なものが多い」と述べているし、佐藤（1979）も、「親子心中の原因は複雑で、不明の場合もある。さらに、自殺は1原因によって起こる場合よりも2～3の原因が重複している場合が多い」と述べ、明確な理由を確認するのは簡単なことではないとしている。加えて、新聞報道による分析では内容の信頼性にも限界があると思われる。その点を前提にして、いくつかの論文を検討してみたい。

○経年的な推移

まず最初に、分類の方法が比較的類似していると思われた論文を並べ、時代の変化なども織り込みつつ原因・動機を検討する。

取り上げたのは、永田（1950）、滝内（1972）、飯塚（1982）である（図2-17～19）。

永田（1950）は、昭和24年（1949年）3月から翌年2月までを対象期間としているが、生活苦が原因の第一位を占め、戦前の30.2%に対して戦後は41.5%となっていることを取り上げ、「云うまでもなく戦後は生活苦が激増している」と述べる。「しかもこの場合生活苦と云うのは、新聞記事の中ではっきり断定しているもののみを挙げているのであって、その他家庭不和、精神異常、厭世等も多かれ少なかれ生活苦に端を発するものが多く、従って全体の八〇%内外がこれに該当すると云ってよいわけである」としている。そして、原因別全国自殺者数と比較し、「生活苦により死ぬものが非常に大きな割合を占めると云う点が普通の自殺と区別して親子心中を特徴づけるものの一つであろう」と結論づけている。

ところが、それから約20年後の昭和43年（1968年）10月から3年間を対象期間とした滝内（1972）では、心中の原因として「夫婦間の不和と病苦が目立っている」「戦前第1

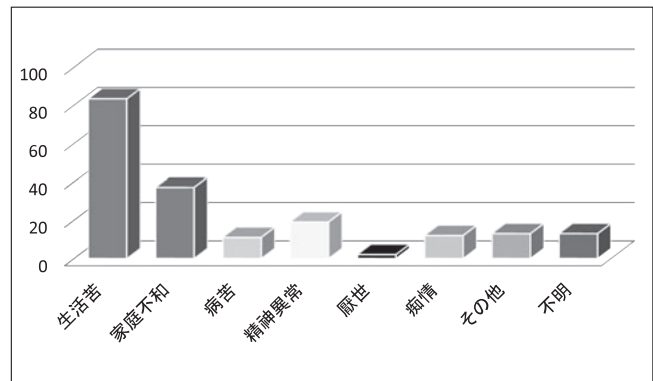


図 2-17 永田（1950）による親子心中の原因

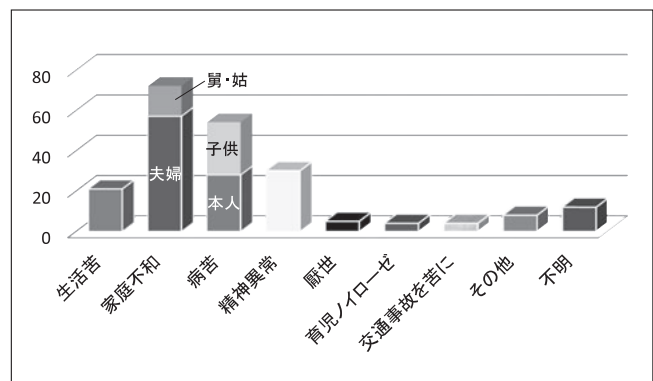


図 2-18 滝内（1972）による親子心中の原因

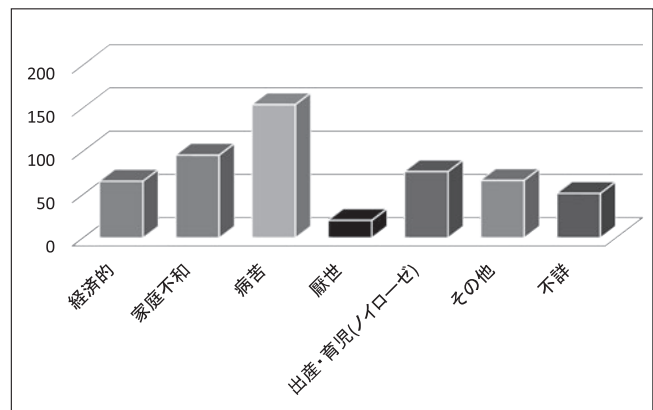


図 2-19 飯塚（1982）による道連れ自殺の原因

位であった生活苦が家庭不和と順位を入れかえるのが、戦後の一傾向とみなされているが、これで見ると、その傾向はしだいに顕著になっているようである。そしてこの家庭不和ないしは配偶者の欠損は、単に母子心中だけにとどまらず、父子心中の原因にもなっている」と述べる。

ここまでをみると、永田（1950）が調査した昭和24年当時は、敗戦後の混乱や生活難なども影響して、戦前型の生活苦による親子心中が色濃く残存していたのではないかと考えられなくもない。

次に飯塚（1982）を見てみよう。飯塚のデータは1980年1年間のもので、滝内（1972）の調査から約10年を経ていることになる。そこでは「病苦が最も多い（29%）。これに含まれるものもあるが、『出産・育児にともなう身体的・精神的異状』を原因としたものが14%にも上る。現代の特徴の一つにもなって『出産・育児ノイローゼ』という新聞の見出しがよく現われる」と述べている。この「育児ノイローゼ」は、永田（1950）では出現せず、滝内（1972）では、4件（2%）のみであり、戦後次第に増加していったことがうかがえる。なお飯塚（1982）は、「経済的理由によるものは、かつての極貧に代って、ギャンブル・過重のローン・サラ金などが目立つ」としている。

○類型別の動機

さて、親子心中と言っても、その原因を一口で言い表すことは出来ない。また多くの論者が、母子心中や父子心中、一家心中による動機、原因の違いを述べている。以下では、それらを見ていきたい。

姫岡（1966）は、次のように述べる。比較的まとまって論じているので、少し長い引用になる点をお断りしておきたい。

「母子心中は、大体四つの要因にもとづいているようである。第一は生活苦、第二は家庭不和、第三は病苦・不具、第四は第三の病苦と区別されたノイローゼないし精神異常である、が、これらの要因が単独にはたらいて、母親を自殺に追いやるというよりも、二つの要因が重なりあったとき、夫を残し、子どもを殺して、みずから生命を絶つという異常な行為を選ぶようである。第四の要因によるものを別にすれば、母子心中者の大部分は下層階級に属するものであるが、第一の生活難は、夫、自分、子ども、その他の家族の病気に原因するもの、夫の大酒や競輪・競馬にこるなど夫の不身持によるものが多い。第二の家庭不和は、夫との不仲と、夫以外の家族（大部分は夫の父・母・先妻の子）との不和に分けられる。夫婦の不和では、生活難に原因する夫婦喧嘩、二人の性格の相違という一般的なもののほかに、いま述べた大酒・乱酒や競輪・競馬にこって妻子を顧みない夫とのあいだのものが目立つ。そのほか夫に愛人があること、さらに愛人との夫の家出、夫との別れ話などが、母子心中の直接の原因となっているものが少なくない。このような場合、離婚が考えられるであろうが、子を連れての離婚は、たちまち生活の行詰まりをもたらすから不可能なのであろう。第三の要因たる病苦では、母親自身の病気のほかに、子の病気・不具・発育不良・痴愚についての憂慮が圧倒的に多く、こうした病苦は、生活難、ノイローゼの要因と多くの場合結びついている。第四のノイローゼないし精神異常の結果、発作的に子を殺して自分も自殺を試みることは、単独自殺の場合に比べて、母子心中では異常に多い。いわゆる産後の肥立ちが悪いため、生まれたばかりの赤子を絞殺する悲劇がよくみられる」

「父子心中は、（一）生活難、（二）家庭不和、（三）病気の三つが主な要因となっているが、母子心

中の場合と同様、多くは二つ以上の要因が重なってはたらいっている。生活難では失職が目立って多く、家庭不和では、ほとんど全部の場合、夫婦の不仲であって、自分の非行（大酒・賭好きその他）のため、妻が家出していることが多い。自殺の理由が判明している五一件中一四件は、妻の家出ないし離婚の話中、および別居の決定が直接の動機となっていた。戦前の事例でも、約半数が同様の事情のもとにある。家に母親の居なくなった父親が、幼い子どもをかかえて途方にくれ、それを殺してみずからも生命を絶つのであろう。第三の病苦では、自分の病気だけでなく、その上に子どもの病気や不具が重なっている場合が多いが、ノイローゼないし精神異常は、母子心中の場合とちがって、きわめて少数である」

「一家心中では、経済的な行詰まりが、大部分の場合にみられる。事業の失敗・不振、借金、税金苦、家の明渡し、失業など、それ自体生活難を表わすもののほか、生活苦が家族の病気、家庭不和と結合したとき、生きていこうという勇気がくじけるようである。家庭不和では、夫婦のあいだのそれではなく、夫の父母、先妻の子その他との不和が大部分であるが、一家心中は、夫婦の合意を前提としているのであるから、それは当然のことである。そのほか、夫の非行、たとえば競輪にこったり、罪を犯したり、人の金を使いこんだり、また夫に愛人があったりし、それらが経済的破滅をもたらしたときにも、一家心中が行なわれている。このように家庭生活の行詰まりが、夫の単独の責任に帰せられる場合にも、妻が夫とともに死んでいくところに、わが国における妻の従属性がいかに大きいかが明示されている^{*43}」

ついで、栗栖（1974）を見てみたい。

「一家心中・父子心中では生活苦がもっとも主要な原因・動機として報じられている。父子心中ではさらに、父親の病気、母親の死亡、離婚などにより子供の養育および家族成員の生活機能の挫折・崩壊が動機となっている。母子心中では一家心中・父子心中とは異なり、生活苦、主たる家計責任者の事業の失敗・経営不振が動機と報じられるものは少なく、母親の病気－精神障害・育児ノイローゼなどを含む－が主たる原因・動機と報じられて、家族の中での母親の役割機能の挫折、障害が大きな原因としてあげられている」

また越永他（1975）は次のように言う。

「母子心中の動機は不明であるものが多いが死体検案調書によると、ノイローゼ（広義の精神疾患）（34.2%）が最多で、精神病（既往に診断されていたもの）（8.4%）、夫の不貞（三角関係）、家庭不和（夫婦関係）（ともに8.0%）、経済問題（6.0%）、その他（5.5%）、病気（4.0%）となる。ノイローゼ69例のうち、育児の自信を失った、育児に疲れた、産後ノイローゼ状態になったが30例、ノイローゼとだけ記されているもの24例、子どもの奇形や疾病によりノイローゼ状態となったもの12例、夫（母親）の死後ノイローゼ状態となったもの3例である。子どもの先天性奇形や疾病には、^{ひれつ}兔唇、上・下肢不随、多指症、精神分裂病、口蓋披裂、股関節脱臼、骨膜炎などがある」

このように述べた上で、母子心中の典型的な例を次のように提示する。

「理念的に母子心中をイメージ・アップすると、乳児期の子どもをもつ家族で、30歳から34歳の母親が、孤立化したアパート生活という住環境の悪さのなかで、いわゆる産後、あるいは育児ノイロー

ゼの状態におちいり、夫をはじめ両親やきょうだいからの精神的情緒的支援さえ得られず、ひとり母子関係のその狭さのなかで危機的状況に直面していく。夫も妻もバラバラに悩みあう現代の核家族、隣人との連帯感もなく、積極的に問題解決に努力するより、内面でくよくよ考え追いつめられていく。やがて限界の日が迫り、生への断絶を決意し、子どもを殺害し自殺している」

さて、越永他（1975）による父子心中や一家心中の動機は次のようなる。

「父子心中の動機では、子どもないし本人の疾病、痴情関係、失業による生活苦、事業不振、性的不能などがある。一家心中の動機は、主に疾病や事業不振などによる生活苦が多い」

また、高橋他（1977）は、戦前と戦後を比較して、次のように説明する。

「小峰茂之による『明治5年より大正15年に至る母子自・他殺の動機』、『昭和2年より同9年に至る母子自・他殺の動機』と本調査を比較したとき、現代の母子自・他殺が、核家族における夫婦関係の未成熟さから派生する病理現象であることが、一層明確化する。明治・大正と昭和初期の母子自・他殺が生活難を中心とした『貧困自・他殺』とすれば、現代の母子自・他殺は夫との核心的生活領域（支え）を喪失し子どもに同一化した母親の『共生共死自・他殺』とでも称することができよう」

ところで、母による親子自他殺の動機を検討した阿部（2010）も、母と父の動機の違いを示している。すなわち、1998年から2007年までの10年間に発生した親子自他殺458件のうち、加害者母親300人から複数要因を含めて356件の動機を抽出し、同様にして加害者父の動機—父子自他殺（52件）・一家自他殺（48件）—を抽出、両者を比較している。

それを元にして作図したのが図2-20である。ただし、母については動機不詳が約40%あり、父についても、個々の要因を合計してもなお73%にしかならない点をお断りしておきたい。さて阿部（2010）は、この比較から「母の動機は相対的に経済的な問題は少なく、育児不安が多いことが、父の動機との顕著な相違であった」と結論づけている。

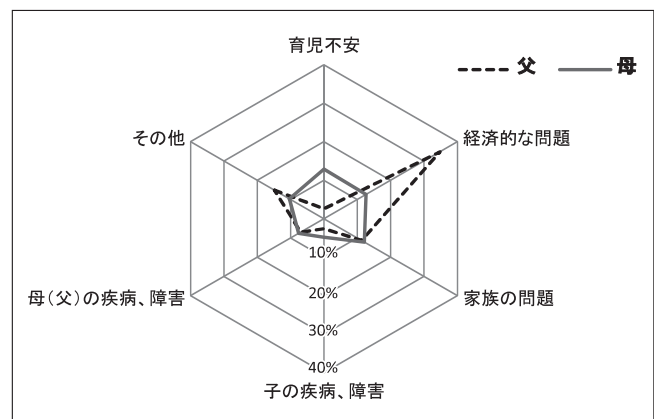


図2-20 阿部（2010）による父と母の自他殺動機の比較

○背景要因

ところで、母子心中は親子心中全体に占める割合も高く、さまざまな研究者がさまざまな角度から論じている。最後に紹介するのは、石原（1984）「子殺し女子受刑者の研究」である。ここでは子殺しの形態の一つとして母子心中が取り上げられており、該当者21名について検討がされていた。動機について直接言及されているわけではないが、その背景などが述べられているので、小括部分を引用したい。

「母子心中の場合、うつ病、精神分裂病など、各種精神疾患がしばしば発見され、このため刑の執行猶予や不起訴処分になるケースも決して少なくない。既遂例においては追跡調査の手がかりを失い、原因の追及が非常に困難になっていることも衆知のとおりである。

今回の調査例は、全員が責任能力ありと認定された母親達であるが、彼女らの性格には概して、気の弱さ、消極的、被害感、その他いわゆる神経質な特徴を示す者が多く、些細なことにこだわってよくよしたり、自己中心的で周囲に対して不平不満や不信感を抱き易い傾向がみられ、一方意欲が乏しく、ちょっとした刺激で緊張感を失うなどエネルギーの脆弱さも観察されている。

また犯行時、結婚生活が維持されていた率は比較的高い（76%）が、その内面は、夫から常に暴力を振るわれていたり、あるいは外泊が多く家庭を顧みない夫に対する不満がうっ積していた状況が示されており、内縁関係の場合にも、内夫の関心が他に向けられるなど、両者の関係は必ずしも安定していたとはいえない。

その他、離婚話が進んでいたり、既に離婚したケースにおいても、夫への強い未練が残り、愛憎両面感情の狭間で、一方的に離婚へと追い込まれたとの被害意識から、夫及びその身内に対して恨みつらみを増していった例もみられる。

心中という子供を道連れにした点については、将来を案じてとの理由が主として挙げられているが、実際には、子供の将来を熟慮した結果というよりも、むしろ衝動的、短絡的な行為である場合が多く、夫などに向けての恨みや怒りの強さを示したものと思われ、腹いせ的色彩が濃いように考えられる。

また夫に内緒でサラ金から借金をし、その返済に窮した者や、夫の浮気に対応して自分も他人と情交を結び、その清算として母子心中に至ったケースなどは、「こじれた夫婦関係や、無責任な異性関係のとばかり子供が受け、加害の対象になったものといえよう」

以上で原因・動機に関する諸家の見解についての検討は終えることとする。こうして見ていくと、心中の原因、動機に関しては、戦後と戦前と戦後で様相がかなり異なっていること、また戦後においても、時代によって少しずつ変化してきていることがうかがわれる。また、母子心中と父子心中や一家心中とでは動機に違いがあり、これらを分けて分析し、対策を考えることが必要ではないかということも示唆されているように思われる。

（４）まとめ

以上で、親子心中に関する戦後文献の先行研究は終えることとする。とはいえ、言及できなかった角度からの調査結果も数多く、たとえば、心中の場所、加害者の職業、学歴、世帯や住居の状況などに触れた論文も多くあった。また、月別発生件数、地域分布、遺書の有無などを検討した論文もあったし、中にはマスコミ報道において加害者に敬称がつけられているかどうかを調査したものもあった。さらには、親子心中の原因として子どもの障害があげられることが多いことから、その点について検討した論文も数多く見られたが、今回は触れることができなかった。なお、親子心中によって逮捕、起訴され、その結果としての判決も多数公開されているが、それらを扱うこともできなかった。

その意味では、決して先行研究の十分な分析とは言えないが、本研究は3年計画であり、今後そうした諸点についても留意しながら、今後の検討を進めていきたい。

IV 考察

1. 「親子心中」に関するわが国の文献は、大正末年頃から昭和の初めにかけてこうした事象が急増し、大きな社会問題として登場した頃から、各界の関心と呼ぶことと併せて登場してきた。その先鞭をつけたのは、おそらく1927年に「社会事業第11巻第9号」に掲載された原胤昭^{たねあき}「近時の流行親子心中の惨事^{さんじ}」ではないかと思われる。
2. 戦前において最も有名な著作は、小峰茂之（1937）「明治大正昭和年間に於ける親子心中の醫學的考察」（小峰研究所紀要邦文第五巻）であろう。本文146ページにわたる本格的な論考は、戦前戦後を通じても特筆すべきものであった。
3. 戦後においても、多くの論者が「親子心中」を論じているが、それらの立場はさまざまで、「親子心中」そのものに関心を示したのも多いが、「心中死」全般の中で「親子心中」に言及しているものや、「子殺し」という観点での調査・研究の中に「親子心中」を見いだして論じているものがあった。
4. なお、本研究においては、「児童虐待による死亡事例」としての「親子心中」に焦点をあてて検討することを目的としたが、児童虐待という観点から「親子心中」を分析した論文は、「児童虐待の防止等に関する法律」が制定、施行された2000年以降になってようやく登場してきたように思われる。ただし、戦前においては、原（1927）や小峰（1937）よりも早く、三田谷啓^{さんだやひろく}（1916）が「児童虐待の原因が予の材料にありて生活困難に因するもの多きは社会上大に注目を要すべきことなり。而して此等の場合にありて虐待者も被虐待者も共に生命を失ふを普通とす」と述べており、「親子心中」を虐待死という観点で捉えている点で注目に値すると言えよう。
5. ところで、「親子心中」という呼称が新聞紙上に現れたのは、大正末期頃からだという指摘が多く見られたので、読売新聞を検索したところ、大正11年（1922年）7月まで遡ることができた。とはいえ、この「親子心中」という呼称は、戦前、戦後を通じて多くの論者が問題視している。そのおもな理由を挙げると、第一に、「心中」という言葉が、そもそも複数者のあいだの合意の共同自殺、特に相愛の男女のそれを意味するため、本来の語義からいって矛盾した概念であること、第二に、世間一般の人々にあたかも美名であるかに感じられたり、加害者に対する同情心が滲み出るように思われ、明らかな殺人であるにもかかわらず、それを覆い隠すかに見えること、などである。

そこで「親子心中」は、多くの研究者によって、それぞれが最もふさわしいと考える用語に置き換えられてきた。たとえば、「道伴れ心中」「親子同伴死」「両殺症」「道連れ自殺」「複合殺／親子自・他殺／親子重複自殺」「拡大自殺」などである。ただし、これらの用語はいずれも、広い社会的認知を得るには至らず、現在も「無理心中」「親子心中」という表現が流布している。

ちなみに本研究においても、そうした事情を勘案して、「親子心中」と括弧付きでこの表現を

用いることとした。

6. 「親子心中」は、日本独自のものという説がかなり広く浸透していた。戦前においても、小峰(1937)が「親子心中は(中略)一種特別の我國にのみ多くある自殺型である」と述べており、戦後も、磯村(1959)、藍沢(1969)、大原他(1964)、姫岡(1966)、滝内(1972)、熊谷他(1989)らがそうした説を展開している。ただし稲村(1977)は、こうした主張を否定した。すなわち、「親子心中は、率に差はあるが、広く世界に見られる現象であり、また古代から現代までいずれの時代にもあったと考えられる」「欧米の考え方は自殺か殺人かのどちらかに分けている。(中略)ケースによってかなり微妙な場合でも、あえて無理にあてはめる」「諸外国の統計では、死因分類のなかに殺人か自殺のどちらかに心中が含まれてしまうわけで、(中略)このことが、これまでわが国にしか心中はないといった誤解を生むもとにもなっている」としている。事実、諸外国にも「心中」についてはさまざまな呼称があり、たとえば英語では、double suicide(重複自殺)、lover's suicide(愛人自殺)、dual suicide(二重自殺)、family suicide(家族自殺)、homicide followed by suicide(自殺の後続する殺人)、homicide-suicide(殺人-自殺)などの用語があり、ドイツ語では、Doppelselbstmord(重複自殺)、Familienmord(家族自殺)、komplizierter Selbstmord(複数自殺)、フランス語では、double suicide(重複自殺)、suicide a deux(二重自殺)、中国でも「双斃」などと呼ばれているという。
7. ところで、「親子心中」は戦前、戦後を通じて高い関心を集めてきたにもかかわらず、わが国において、その公式的な統計は現在までほとんど見られない。わずかに、警察庁が、1956年(昭和31年)から1964年(昭和39年)まで、「犯罪統計書」において「集団自殺件数」を計上し、集団自殺を家族・家族以外に分類、家族をさらに夫婦、父と子、母と子、父母と子、その他に分類して数値を示している程度である。
8. 公式統計がないことと裏腹の関係があるのか、「親子心中」の定義についても必ずしも明確であるとは言いがたい。稲村(1977)は、その態様について、「親子心中ではふつう親が子供をまず殺害し、つづいて親が自殺をする。親子同時の自殺は、たとえば共に自動車で崖から突進するとか、手をとって高所から飛び降りるとか、抱きあつての入水や轢圧などの手段によるが、数としてはむしろ少ない。親が子を殺害してから自殺しようとする場合には、親だけが生き残ることが多く、そこに子殺し犯罪が成立する。親が生き残るのは、単に行為途中で発見されるだけでなく、子の殺害によって虚脱状態に陥るなど、自殺の頓挫をきたしやすいためである」と述べている。では、「子の殺害によって虚脱状態に陥」り、呆然として自らは自殺を決行せず逮捕されたような事例は、「親子心中」と考えられるのか否か。こうした観点で定義を明確化したもの、あるいは明確化を試みた論文は、検索した限りでは見つけることができなかった。
9. 公式統計がないこと、そもそも「親子心中」の具体的な定義が必ずしも明確ではないことなどから、各研究者が行った調査は、その多くが新聞報道に頼ることとなっている。なお、新聞報道に

よる調査は、戦前の三田谷、原、小峰なども採用している方法であるが、その特性から必然的に全ケースを網羅した調査とはなり得ず、実際上も、調査者によって件数などにかかなりの開きがあった。

10. また、調査の範囲や対象も研究者の関心の向け方によってまちまちであった。児童虐待の一つの形、すなわち18歳未満の児童に対する保護者の加害行為としての「親子心中」に焦点を当てたものはまだ少なく、成人親子心中を対象に加えているものもあれば、15歳未満を対象にしたものなどがあった。あるいは家族内の心中だけでなく広く男女間の心中なども含めて検討しているもの、さらには、嬰兒殺など種々の子ども殺害の中の一つの形態として「親子心中」を扱っているものもあった。こうした事情から、それぞれの論文のデータを比較検討することは極めて困難であった。
11. したがって、児童虐待としての「親子心中」について、より正確な分析と検討を行い、その防止策を考えるためには、子どもの死亡すべてを分析、検証するチャイルド・デス・レビューを行い、その中で「親子心中」事例をすべて抽出して検討することが求められているといえよう。
12. それはさておき、以上をふまえて諸文献を俯瞰すると、各論文に共通して示される傾向もいくつかあったので、それらを以下に示す。
 - (1) 調査方法や期間が異なっても、ほぼすべての論文において「母子心中」が最も多く、約8割とする論文も複数あった。これは戦前、戦後を通じても変わらぬ傾向である。なお、残る「父子心中」や「一家心中」のいずれが多いのかは、必ずしも明確にならなかった。
 - (2) 加害者の年齢を見ると、男（父親）は、女（母親）に比べて年齢が少し高くなっている。これも戦前、戦後を通じてほぼ共通する傾向であった。また被害者についてみると、全体として乳幼児が多く、年齢が高くなるに従い漸減する。ただし、児童期を通じて（さらには子どもが成人期に達した後も含めて）どの年齢層にも現れることが示された。
 - (3) 非血縁の関係の親子による心中事例は稀であった。この点についても、戦前、戦後とも同様の傾向が示されていた。
13. 「親子心中」の手段・方法は、時代によって変化し、社会的環境との関連が強いと、多くの論者が指摘している。たとえば飯塚（1982）は、「戦後の資料では、概して手段の多様化が目立つ」「戦前少なかった『ガス』が急激に増え」「モータリゼーションを反映して、車の排気ガスによるもの」が出現し、「かつて多かった『投身』は、入水・高所からの飛降を含めて」割合を減じ、「轢死も減少している」と述べている。
14. 「親子心中」の原因・動機についても、時代とともに変化していると考えられる。ただし、高橋他（1977）は「動機は自殺の場合と同様に、多くの場合、母親の周囲の人間－夫・老親・友人にどう映っていたかが記録されているのであり、分析困難なものが多い」と述べ、佐藤（1979）も、

「親子心中の原因は複雑で、不明の場合もある。さらに、自殺は1原因によって起こる場合よりも2～3の原因が重複している場合が多い」と述べるなど、明確な原因・動機を確定するのは難しく、加えて、新聞報道による分析などでは、内容の信頼性にも限界があると思われる。それらをふまえながらも、以下にいくつかの特徴を挙げてみたい。

- (1) 戦前においては、貧困を背景にしたものが多いとされており、小峰（1937）は次のように述べている。「大正の末年は歐洲大戰後世界的に襲來した經濟界不況の影響を受けて漸次に醸成せられた失業状態が愈々深刻の度を加へた時で」「斯かる状態の下に生活難は必然に招來され、之が悲惨なる親子心中を誘發激増せしめたる一因をなすものと推測される」。戦前の論者がすべて貧困を主たる要因として考えていたわけではないが、たとえば高橋他（1977）は、明治・大正と昭和初期の「親子心中」を「生活難を中心とした『貧困・自殺』と表現している。
- (2) とはいえ、小峰（1937）は、戦前における「親子心中」の原因を、単純に貧困とのみ考えていたわけではない。小峰（1937）の調査によれば、明治大正年間における母の心中原因の第一は病苦であり、昭和年間においても、家庭不和、生活難に次ぐ大きな原因となっているとする。そこで小峰（1937）は、病苦をさらに分析し、次のように述べる。「明治大正昭和年間の病名別の統計を見ると、驚く可き事は殆ど全部と云ひたい程に、精神異常が第一位を占め、次が『ヒステリー』で他の身體的の疾病は非常に^{すくな}いのである」「神經及び精神の生理的異常^{ならび}に病的現象が親子心中に多大なる關係を有する事は以上の統計で明か」であると。「親子心中」、特に「母子心中」の原因として精神的な問題が背景にあるという点は、戦後の心中事例においてもしばしば指摘されているところであり（後述）、注目すべきであろう。
- (3) さて、戦後の「親子心中」の原因を経年的にみていくと、戦前とはまた違った様相がうかがえる。それをごく大まかに言えば、1949年（昭和24年）を調査対象とした永田（1950）が、「云うまでもなく戦後は生活苦が激増している」と述べているように、戦後直後は、戦前と同様もしくはより先鋭に貧困問題が原因となっていたとも考えられるが、その約20年後を対象期間とした滝内（1972）は、「戦前第1位であった生活苦が家庭不和と順位を入れかえるのが、戦後の一傾向とみなされているが、(中略) その傾向はしだいに顕著になっているようである」と、その変化を述べる。それからさらに約10年を経た時代を調査した飯塚（1982）は、「病苦が最も多い」としつつ、『出産・育児にともなう身体的・精神的異状』を原因としたものが目立つことを指摘し、「経済的理由によるものは、かつての極貧に代って、ギャンブル・過重のローン・サラ金などが目立つ」としている。家族の変化、社会環境の変化が、そのまま「親子心中」の背景要因を変化させていることがうかがわれよう。
- (4) ところで、「親子心中」の原因・動機については、諸論文を読む限り「母子心中」と「父子心中」「一家心中」で相違していると思われる。そこでまず、「母子心中」もしくは加害者母の場合についてみると、「母親の病気－精神障害・育児ノイローゼなどを含む」が主たる原因・動機と報じられ（栗栖、1974）ているとか、「ノイローゼ（広義の精神疾患）（34.2%）

が最多で、精神病（既往に診断されていたもの）（8.4%）、夫の不貞（三角関係）、家庭不和（夫婦関係）（ともに8.0%）、経済問題（6.0%）、その他（5.5%）、病気（4.0%）となる」（越永他、1975）とのことであり、あるいは「母の動機は相対的に経済的な問題は少なく、育児不安が多いことが、父の動機との顕著な相違であった」（阿部、2010）などとされ、精神疾患、精神不安定を理由とするものが多いことが指摘されている。こうした点は、戦前における事例について小峰（1937）が述べた「殆ど全部と云ひたい程に、精神異常が第一位を占め」という病苦の分析を彷彿とさせる。

（5）ついで、「父子心中」「一家心中」について。論文の中には「一般に父子心中は一家心中の形をとることが多く」（熊谷他、1989）と述べているものもあったが、ここでは主として加害者父を念頭において、そこにどのような背景があるのかを総括する。父の場合も、複数の要因がはたらい「心中」に至るとする論文がみられるが、いくつか紹介すると、「父子心中は、（一）生活難、（二）家庭不和、（三）病気の三つが主な要因となっている」「（父子心中の理由とされた）家庭不和では、ほとんど全部の場合、夫婦の不仲であって、自分の非行（大酒・賭好きその他）のため、妻が家出していることが多い」「一家心中では、経済的な行詰まりが、大部分の場合にみられる。事業の失敗・不振、借金、税金苦、家の明渡し、失業など、それ自体生活難を表わすもののほか、生活苦が家族の病気、家庭不和と結合したとき、生きていこうという勇気がくじけるようである」（姫岡、1966）。「一家心中・父子心中では生活苦がもっとも主要な原因・動機として報じられている。父子心中ではさらに、父親の病気、母親の死亡、離婚などにより子供の養育および家族成員の生活機能の挫折・崩壊が動機となっている」（栗栖、1974）。このように、生活苦、経済的破綻が主要な原因としてあげられること、次に家庭不和などの内容は、「妻の家出」など夫婦問題があることが指摘されていた。

（6）なお、本稿では十分に論じることができなかったが、上記のような父母それぞれの背景に加えて、子ども側の要因として、子どもの障害などが見られることがいくつかの論文で取り上げられていたことを付け加えておきたい。「親子心中」は、既述したように、単独の理由で生起するのではなく、複数の要因が絡み合って発生すると思われるので、個々の事例を検討する際には、多角的な検討が必要と考えられる。

15. 以上、先行研究の分析を通じて明らかとなった特徴を述べてきたが、「親子心中」に関しては、まだ十分解明されていないことも多く、さらなる検討、研究が必要ではないかと考えられる。今後の課題としては、今日における「親子心中」の実態を把握するとともに、「母子心中」や「父子心中」、さらには「一家心中」などの類型別に、個々の事例のより詳細で深い分析、検証を行うことが必要であろう。それが、今後の防止策を探ることにつながると思われる。

〈引用文献〉

- 阿部千春 (2010) 「母による親子自他殺の動機とその背景要因に関する研究」 民族衛生 76 (3)
- 藍沢鎮雄 (1969) 「解説：磯村英一 心中考」 大原健士郎 (編) 『現代のエスプリ第27』 至文堂
- 藍沢鎮雄 (1979) 「情死と親子心中」 からだの科学 86
- 麻生正蔵 (1927) (1927) 「親子心中の惨事を讀んで (親子心中に關する諸家の意見)」 社会事業 11 (9)
- 原胤昭 (1927) 「近時の流行親子心中の惨事」 社会事業 11 (9)
- 原胤昭 (1928) 「母子心中」 社会事業研究 16 (1)
- 原泰一 (1927) 「餘りに悲し (親子心中に關する諸家の意見)」 社会事業 11 (9)
- 林癸未夫 (1927) 「精神病的發作か (親子心中に關する諸家の意見)」 社会事業 11 (9)
- 姫岡勤 (1964) 「戦後における無理心中の実態」 ソシオロジ 11 (1・2)
- 姫岡勤 (1966) 「戦後における心中の実態」, 高坂正顕他 (編) 『日本人の自殺』 創文社
- 保坂亨 (編著) (2011) 『日本の子ども虐待－戦後日本の「子どもの危機的状況」に関する心理社会的分析 (第二版)』 福村出版
- 市川源三 (1927) 「母子心中に關する三原因 (親子心中に關する諸家の意見)」 社会事業 11 (9)
- 飯塚進 (1982) 「道連れ自殺、今昔」 桃山学院大学社会論文 15 (2)
- 生江孝之 (1927) 「所謂親子心中の實相」 社会事業 11 (9)
- 稲村博 (1977) 『自殺学－その治療と予防のために』 東京大学出版会
- 稲村博 (1993) 「わが国における心中の最近の傾向および危険の予測と対策」 精神科診断学 4 (2)
- 石原慶子 (1984) 「子殺し女子受刑者の研究」 犯罪心理学研究 21 (1・2)
- 石川英夫 (1984) 「最近の親子心中の実態」 東京経済大学人文自然科学論集 66
- 磯村英一 (1959) 『心中考』 講談社
- 伊藤わらび (1985) 「戦後日本における母子心中の一考察」 武蔵野短期大学研究紀要 2
- 岩見文博他 (2011) 「子の障害を要因とした親子自他殺に関する研究」 保健の科学 53 (7)
- 加藤悦子他 (2001) 「過去5年間に新聞報道された子ども虐待死事件の傾向と課題」 子どもの虐待とネグレクト 3 (1)
- 川崎二三彦 (2009) 「明治末期から大正初期にかけての児童虐待死亡事例」 子どもの虹情報研修センター紀要 7
- 警察庁 (1956-1965) 『昭和31-39年の犯罪：警察統計書』 警察庁
- 菊池甚一 (1934) 「兩殺症としての母子心中」 社会事業 18 (5)
- 厚生省児童家庭局 (1974) 「児童の虐待、遺棄、殺害に関する調査結果」 厚生 29
- 小峰茂之 (1934) 「親子心中の精神醫學的觀察の概要」 社会事業 18 (5)
- 小峰茂之 (1937) 「明治大正昭和年間に於ける親子心中の醫學的考察」, 小峰研究所 (編) 『財団法人小峰研究所紀要 邦文 第五卷』
- 越永重四郎他 (1975) 「戦後における親子心中の実態」 厚生の指標 22 (13)
- 越永重四郎他 (1985) 「戦後39年間の東京都23区内における心中の実態」 厚生の指標 32 (15)
- 熊谷久代他 (1989) 「父子心中を企て実子を殺害した大うつ病の1例」 臨床精神医学 18 (11)
- 栗栖瑛子 (1974) 「子どもの養育に関する社会病理的考察－嬰兒殺および児童の遺棄、虐待などをめぐって」 ジュリスト 577
- 栗栖瑛子他 (1977) 「東京における子殺しの実態－戦後22年間 (昭和25～46年) の動向」 ケース研究 160
- 栗栖瑛子他 (1985) 「東京における子殺しならびに虐待について－昭和46～昭和55年の推移」 社会精神医学 8
- 日下部康明他 (1979) 「子殺しの3症例」 北関東医学 29 (2)
- 大原健士郎 (1979) 「親殺し・子殺し」 教育と医学 27 (6)
- 大原健士郎他 (1964) 「親子心中の文化史的研究」 高良武久名誉教授就任記念論文集

- 大西義衛（1937）「親子心中について」日本医事新報 757
- 三田谷啓（1916）「児童虐待に就て」救済研究 4（8）
- 永田幹夫（1950）「親子心中－その調査報告」社会事業 33（6）
- 中田修（1992）「内因性うつ病の殺人とその責任能力」犯罪学雑誌 25（2）
- 新村出（編）（2008）『広辞苑〈第六版〉』岩波書店
- 布川静淵（1927）「親子心中の流行（親子心中に關する諸家の意見）」社会事業 11（9）
- 佐藤裕（1979）「わが国の自殺に関する研究Ⅲ－親子心中の実態」聖路加看護大学紀要 6
- 關寛之（1934）「親子同伴死の流行に就て」社会事業 18（5）
- 社会保障審議会児童部会・児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（2005）「児童虐待による死亡事例の検証結果等について（「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」第1次報告）」
- 社会保障審議会児童部会・児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（2006）「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について：社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 第2次報告」
- 社会保障審議会児童部会・児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（2007）「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について：社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 第3次報告」
- 社会保障審議会児童部会・児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（2008）「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について：社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 第4次報告」
- 社会保障審議会児童部会・児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（2009）「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について：社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 第5次報告」
- 社会保障審議会児童部会・児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（2010）「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について：社会保障審議会児童部会 児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 第6次報告」
- 社会保障審議会児童部会・児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（2011）「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について：社会保障審議会児童部会 児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 第7次報告」
- 高橋重宏他（1977）「日本における複合殺（いわゆる心中）の実態－母子自・他殺の全国調査を中心として」厚生指 標 24（3）
- 滝内大三（1972）「親子心中と日本人の子供観」京都府立大学学術報告「人文」24
- 滝内大三（1973）「最近の親子心中をとおして見た日本人の子ども観について」教育 23（6）
- 山田わか（1927）「自殺を防止する方法は何か（親子心中に關する諸家の意見）」社会事業 11（9）
- 山形東根（1927）「所謂親子心中に就て」丁酉倫理會倫理講演集 11
- 山名正太郎（1964）『世界自殺物語』雪華社
- 米里誠司他（1994）「最近10年間の心中自殺の特徴」科学警察研究所報告 防犯少年編 35（1）

〈引用判例〉

- 京都地判 昭和32・11・8 判時135号5頁
- 仙台高判 平成4・6・4 判時1474号147頁
- 東京地判 平成8・3・28 判時1596号125頁

- *1 原著にルビはないが、本稿では旧漢字などを中心に適宜ルビを振ることとする。
- *2 本稿では、以後、原胤昭については「原」と呼び、原泰一については「原泰一」と呼ぶ。論文も同様である。
- *3 「親子心中」に関する原胤昭の論文は、1927年の「近時の流行親子心中の惨事^{さんじ}」及び1928年の「母子心中」の2つが見いだされたが、いずれも原による同じ調査結果を基に執筆されている。前者は表などを多用して数値の紹介が主になされており、後者はそれらをふまえた解説が比較的多いと考えられる。本稿における数値の紹介については、基本的には原（1927）を用い、必要に応じて原（1928）にも触れることとする。
- *4 本調査では、被害を受けた子どもの最高年齢が20歳であった。そこで、本論文を紹介する場合は、被害を受けた18歳から20歳までの者も便宜上「児童」と呼ぶ。

- *5 原(1927)「近時の流行親子心中の惨事」では549人となっているが、同じ統計を扱っていると思われる原(1928)「母子心中」では502人となっている。具体的には、以下の表が原（1928）によるものであり、網掛け部分の数値が原（1927）とは異なっている。ただし、後述する殺害方法に関しては、基本的に両者は同数であり、本稿における数値はすべて原（1927）を採用している。

| 1件あたり被害児童 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 |
|-----------|-----|----|----|----|----|----|----|----|
| 事例数 | 163 | 94 | 30 | 8 | 3 | 1 | 0 | 1 |

- *6 ここで原が示した事例によれば、被害児童の合計は5人となるが、原（1927）では火殺によって死亡した被害子女の合計は4人となっている。
- *7 丁酉倫理會倫理講演集（1927年11月号）に「山形東根」の名前で掲載した「所謂親子心中に就て」がそれである。
- *8 本表には麻生（1927）の原著に示された数値をそのまま掲載しているが、表の数値は、各項目と合計欄との間で矛盾がある。数値を種々吟味すると、「男・道徳原因」の件数が32の可能性が高いと思われる。
- *9 広辞苑第6版に、「命は鴻毛よりも軽し」として次のような説明がある。[司馬遷、任少卿に報ずる書「人固より一死あり、死は或いは泰山より重く、或いは鴻毛より軽し、用の趣く所異なれば也」]（鴻は「おとり」で、その羽は甚だ軽いことから）国家・君父などのためなら、いさぎよく一身をなげ捨てることにいう。
- *10 ゆまに書房のホームページ（<http://www.yumani.co.jp/np/isbn/9784843329771>）に、「近代日本のセクシュアリティ 第27巻 情死について」の紹介があり、そこには小峰の『情死に対する医学的考察』『無理情死の医学的考察（貞操及嫉妬の真因とその生物学的考察）』を収録しているという。小峰の略歴は本ホームページから引用、要約した。

- *11 日本最古の例として挙げられているのは日本書紀に記された山背大兄王^{やましろのおおえのおう}。七世紀前半、蘇我入鹿^{そがのいるか}に襲撃された山背大兄王が、「兵を起して入鹿を伐てば勝つことは間違いないが、自身一つの身のことで百姓を傷つけることは望まぬ」として妃妾など一族もろともに自害したという事件である。

小峰は、次々にこうした例を挙げていく。いくつか紹介してみよう。室町時代には、上杉禅秀に擁せられた足利持仲、養父の足利満隆らが足利持氏に反乱して敗北し（上杉禅秀の乱）、一族が自殺した事件などを取り上げ、「此の中には恐らく幾組かの親子心中があったと想像される」と述べる。また、「鎌倉時代史に、北條高時が新田義貞の軍に攻められた時、火を放って幕府を焼き一族郎黨数百人と共に葛西ヶ谷に自殺したと記してある」「日本情史（西村眞次氏著）には、鎌田兵衛の妻が其主君及夫が自分の父と兄に殺された場合に、其子を刺し殺して夫に殉じたと云ふ母子心中がある」と書き、太平記にも、敗軍を覚悟した地頭右京亮時治が、「2人の男の子は敵も助けまいから冥途の旅に連れて行くが、女房は生き存えよ」と言ったところ、女房は「埋れん苔の下までも同穴の契を忘れじ」と5歳、6歳の子とともに淵に身を投げたと紹介する。

さらに、キリスト教徒で細川ガラシャとして知られる細川忠興夫人のエピソードを記し（関ヶ原の戦いの直前、夫が徳川方についたため、石田三成が彼女を人質にとろうとするのを拒絶、「如何にして夫に背かれよう、盛衰を以て節を改めず、存亡を以て志を易へないのが武士の道である」と、「自ら二児の命を断ち、自刃した）、「日本外史を繙くと、源義経が衣川に於て妻子を手刃せしめて自刃せし例」があり、「明智光秀も戦ひ敗れて妻子を殺して後自殺」などと例を示す。

- *12 徳川時代の例として小峰が挙げたものをいくつか紹介しておきたい。一つは大塩平八郎の拳兵に呼応して乱に加わり死亡した生田道満の妻が、幕府の追討に際して幼児を刺し自殺した母子心中の事例であり、桜田門の変の際、大阪に入った高橋多一郎父子が幕吏の偵察に遭って逃げるに能わず父子心中した事例などである。また、次のような事例もあったという。母子心中事例だが、嫁いだ先の夫が放蕩三昧する中、一児をもうけて生活苦と闘っていたところ、ついに夫が窃盗罪で捕まった。これを聞いた妻は夫の罪を引き受けると申し出たが認められず、身を殺して之に変わらんとし母子ともに自害したというのである（慶応3年七回忌に「貞烈田島母子の碑」が建立されたという）。

*13 こうした中で、戦前において注目される調査は、中央社会事業協会社会事業研究会発行の「日本社会事業年鑑（昭和十二年版）」に掲載された、昭和2年7月から昭和10年6月までの「親子心中件数」である。本調査がどのようにして行われたのかは定かでないが、仮に新聞報道に頼らない統計とすれば貴重なものとなる。件数についての評価、考察などはないが、以下、ここに掲載されている統計を、そのまま転記して示すこととしたい。

(一) 總括表

| | 自昭和2年7月 至同5年6月 | 自昭和5年7月 至同5年12月 | 昭和6年 | 昭和7年 | 昭和8年 | 自昭和9年1月 至同10年6月 | 自昭和9年7月 至同10年6月 | 計 |
|---------|-------------------|--------------------|------|------|------|--------------------|--------------------|-------|
| 総件数 | 389 | 117 | 259 | 252 | 270 | 140 | 308 | 1,735 |
| 親の 数 | 男 | 42 | 108 | 97 | 81 | 38 | 101 | 612 |
| | 女 | 325 | 95 | 192 | 181 | 215 | 242 | 1,368 |
| | 計 | 470 | 144 | 305 | 283 | 299 | 343 | 2,008 |
| 子の数 | 569 | 201 | 414 | 393 | 434 | 219 | 470 | 2,700 |

備考一 総件数中母と子、父と子、父母と子の場合の割合は本表に揭示し得ざるも最近の調査により夫々七〇%、一七%、一三%程度と推定せらる。

備考二 親の数欄男女内譯数の合計が計欄数値と合致せざるは性別不詳のものあるに因る。

筆者注 表中「自昭和9年1月至同10年6月」とあるが、これは明らかに「自昭和9年1月至同9年6月」の間違いであると思われるが、ここでは原文どおりの記載とした。

(二) 原因調（自昭和2年7月至同10年6月累計件数）

| 原因 | 計 | 原因 | 計 | 原因 | 計 |
|--------------|-----|-----------|-----|-----------|------|
| 生活困難 | 460 | 子女の死亡病弱不具 | 63 | 痴情關係 | 40 |
| 配偶者の家出、離別、死別 | 67 | 家庭不和 | 322 | 犯罪又は非行を恥じ | 21 |
| 自己又は配偶者の病弱 | 188 | 厭世 | 23 | 不明 | 202 |
| 精神異状 | 298 | 配偶者の不品行 | 51 | 計 | 1735 |

- *14 飯塚は「道連れ自殺」という表現を使うが、それは「あくまでも子殺しを伴う親の自殺という見解から」だとする。詳しくは<2戦後編>にて紹介する。
- *15 たとえば、「毒殺」は、小峰の分類中「猫イラズ」「劇毒物」「催眠剤」を合計したものを計上している。また、「その他」としたものは、「ダイナマイト」「高所飛降り」「電気」を合わせたものである。
- *16 「石臼にて粉碎」という方法は、明治大正年間における方法別表の「親の部」にのみ出現しているの、子どもの部を示した図1-14には現れていない。
- *17 図1-14に「親の部」の自殺方法は載せていないが、明治大正年間、昭和年間いずれにおいても、また既遂・未遂のいずれにおいても、親子心中における女親の自殺方法の第一位は投身であった。
- *18 以下に、菊地及び小峰の提示した具体例について、事例の概略のみを掲載しておく。

★菊地による第一鑑定例 被告○田○だ（年齢二十八歳）

○田○だは夫○田○之なるものが近來被告の忠告をも顧みず麻雀玉突に耽りて被告に冷淡となり且つ長女○子（當七歳）は所謂腺病質で弱きのみならず、被告も亦夫より淋病を感染せられ居り日夜煩悶をつゞけ居る所、偶々昭和十一年○月十八日午後八時頃夫○之と被告の病氣（淋病）の治療代の事より口論の果、夫より打擲せられて痛く立腹し自己竝に長女○子の將來を悲觀し厭世の結果自宅二階に於て折柄就臥中の長女○子を錦紗の帯揚を以て巻き絞殺死亡せしめたる上自分も「カルモチン」を飲み猶手頸を切りて自殺を圖りたるも家人に發見救助せられて目的を達せずして未遂に終わったのである。

★菊地による第二鑑定例 被告○野○ん（年齢二十八歳）

昭和九年○月○七日午後七時

昭和九年五月上旬肋膜炎に罹り、一時轉地療養により軽快に向ひたるも、其後同年十月頃に至り、微熱、盗汗併發、駒込病院に於て肺結核と診斷され、爾來、所詮望みなき生命なりとて煩悶自棄に陥り、遂に自殺せんと決し自己の死後末子○正（當三歳）を遺し置くを不憫と憂慮し、密かに同人を殺害したる上、自殺決行を企て、自宅に於て先づ添寝中の右○正の頸部を腰紐を以て絞殺したる上前垂の紐を以て自己の頸部を締めたるも家人の發見する所となり、目的を遂げざりしなり。

★菊地による第三鑑定例 被告人○村○さ（年齢二十三歳）

昭和六年○月○四日

被告人は數年前より實姉○マの夫なる○田○助と私通し居りて妊娠し私生兒○江を分娩したるが其後實兄なる南○飾郡○戸町四丁目○十七○村○工門方に同居し右○江を○工門の長女として入籍し同人と共に○

工門の扶養を受けて居たるが豫て^{かね}神経衰弱症に罹り自己の不倫の行、竝に小〇〇門の扶養を受ける事を苦慮すると共に、右〇江が唾者に非らざるやとの疑ひを抱きて懊惱した末厭世悲觀を起し〇江を殺害して自殺せんと決意し家人の際を窺ひ「カルモチン」六十錠を嚥下したる後「メリンス」兵兒帶を二重とし之を兩拳の間約五寸を隔て、兩手にて握り右拳間の兵兒帶の部分^を仰臥せる〇江の前頭部に押當て強く壓したるが〇江が泣き出したる爲、自己の鼻口を以て覆ひ暫く壓迫を加へ、同人を窒息死に至らしめたるものなり。

★菊地による第四鑑定例 被告〇山〇ヨ (年齢四十二歳)

被告は夫〇田〇郎(印刷業)の後妻であり繼子の取扱ひについて夫との間に常に圓滿を缺き、その爲煩悶を重ねた末、自殺を決意し、先づ實子三兒を絞殺したが自己は未遂に終つたのである。

*なお、本事例は本文中、「近時の流行親子心中の慘事(iv)血縁関係」の項で紹介した事例である。

★小峰による實驗例(その1)〇村〇一 男 四十四歳

〇村〇一は四十四歳の男子で兄弟二人あり弟は精神病で自殺したる遺傳歴を有する。子供は先妻に三人あり殺した子供は二番目で男子である。後妻には三人の子供があり皆健全に發育して居るのである。未遂者の職業は自動車運轉手であつて性質は内気で溫柔なる氣質の所有者であり雇主からも同僚からも真面目で信頼されてゐるのである。殺された子供は(今年十七歳)であつて十五歳の時から精神病に犯かれ青山腦病院に二回井ノ頭腦病院に一回何れも二、三ヶ月入院治療を受け退院したのである。近頃に至つて病勢が進んで興奮性となり獨語、亂暴、不眠等の症狀があつたり、時々無錢飲食をして警察に留置せらるゝ事も屢々あつたのである。今回の事件は三月十九日頃家出して家に歸つたが復た三十日、三十一日も外出して歸宅しないのであつて四月一日に〇原署に拘留せられたので父親は〇原署に行き貰ひ下げして歸宅したのである。其歸途田端腦病院に入院させる目的で田端の妻の實家に寄つたが其當時殺された子供の〇〇は興奮して居つて靴を取つてくれ御飯をくれ汁をくれと反復請求し汁を四杯も食し、猶其上に支那そばを取つてくれと言ひ警察では御飯一杯しか呉れないからお腹が空いてゐるといふ妄言をなしてきかず又飛鳥山へ散歩に行くと謂ひ出したるも祖母が慰めて其晩は二人で變りなく挨拶をして臥床した翌朝七時頃〇〇が昨夜頭痛がすると謂ふたので祖母が氷嚢の取り換へに行つて〇〇の頭部に觸つた時冷えて居たので驚いて祖父を呼び起し附近の〇澤醫師に診療を受けたが其時は既に死亡して居つたのである。加害者たる父親は軒を叩いて呼んでも返答がないので直ちに〇澤醫師の手當を受けた後駒込病院に連れ行き胃洗滌及其他の手當を受けたが一向覺醒せず翌朝に至り始めて眼を開き漸く苦しいとか水が欲しいとか云つたのである。加害者たる父親は昨年春頃より〇〇の精神病を心配して不治の者なら死んでくれた方が良くと親戚の者にも語つたのである。其當時より父親は子供の病氣を心配して不眠症があつたので其晩も催眠劑を服用し〇〇にも之を與へて就眠させたのである。其時加害者たる父親は洋服を着たまゝ、同じ床で臥床し其後の事は家人も就眠して知らないのである。

★小峰による實驗例(その2)〇野〇區 〇泉〇作 三十四歳

大正十年〇一月〇日

昨年の七月初旬から不眠症に犯され日刊新聞等に強盜や窃盜の記事があると自分が部下を使用して強盜や窃盜をやらせたと云ふ風に世間では噂をして居るとの幻聽や妄想があり又自分の財産を他人が横領せんと計畫をしたり又自分を誰かゝ毒殺する等の被害妄想や幻聽があつた爲に愛兒三人と妻を就眠中に農具用の鉋を以て殺害し自分も顔、顔面、頸、手等に數ヶ所を傷けて親子無理心中をなしたが自分だけは未遂に終つたものである。

*19 ところで、広辞苑第6版によると、心中(しんじゅう)に、諸家がこもごも述べる「心底」とか「胸中」という意味は出てこない。心中(しんじゅう)の意味は、①人に対して義理を立てること。歌舞伎、傾城壬生大念仏「一目も逢はぬ某に一を立て給ふ心ざしを思ひやり」②相愛の男女がその眞実を相手に示す証拠。放爪・入墨・断髮・切指の類。歌舞伎、けいせい仏の原「それならばおれに惚れたといふーを見しや」③相愛の男女がいっしょに自殺すること。情死。浮世草子、好色万金丹「奈良屋のまんが生玉(いくだま)の一」。「一をとげる」④転じて、一般に二人以上のものがともに死を遂げること。「親子一」⑤比喩的に、打ちこんでいる仕事や組織などと運命をともにすること。「会社と一する」とされているのみである。なお先の意味は、同じ「心中」の読み方を違えた「しんちゅう」に出てくる。すなわち心中(しんちゅう)は、広辞苑では、「こころのうち。胸中」とされていて、以下が例示されている。「一穩やかでない」。

*20 記事本文は以下のとおり。「小石川原町の久原社員の妻が幼兒三人を殺して自殺したのを始め宮内省舎人の妻が三歳の幼女を絞殺して自殺を圖つた如き最近悲惨な親子心中が一種の流行を極め東京府下で演ぜられた悲劇だけでも數十件に及んで居るが内務省社會局保護課では斯うした忌むべき傾向に刺戟されてこれが救済の方法を講ずることになりその善後策について研究中であるが是までの實例によると悲劇の原因は大體生活難と哲學的厭世觀との二つだが、之れを根本的に救済すると云ふことは餘程六ヶ敷い問題で生活難から來るものに對しては今度の議會に提出の運びとなつた兒童保護法の成案を更に吟味して救済保護の範圍を擴張し單に完全な保護者のない兒童のみでなく一般赤貧の家庭にも恩惠の及ぶ様に訂正し他の厭世自殺の方に對しては策の施し様がないが兎も角この際兒童愛護について過つた觀念を抱く人々に反省せしむべく『親は無くては子は育つ』と云ふやうな宣傳でも催したらとの議も進められて居る」

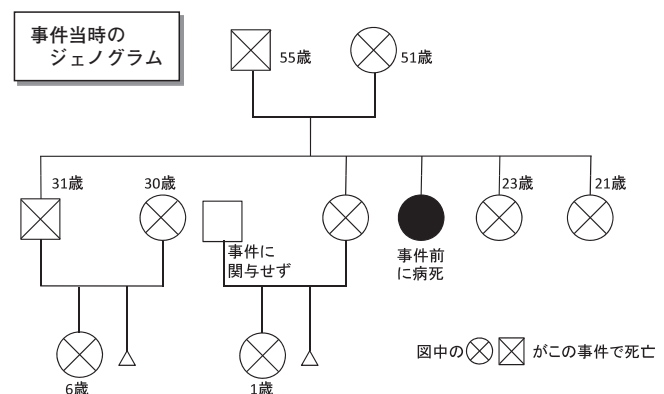
*21 滝内（1973）は、戦前の例として昭和9年8月5日付けの新聞「新報知」に掲載された座談会「親子心中を如何にして防ぐか」（第13回）を取り上げ、「自分の命をたつ思いで子の命をたつ」という行為を価値的に評価し、むしろ賛美する人がいたと述べて、次のように紹介している。すなわち、この座談会で、「某氏は『本当に親が自分の最愛の愛子を殺して心中を図るという行為は日本人としてその肉親を愛さんとする一つの最も美点の現れであるとも見られます』と発言している」「座談会の発言者はさらに続けて、『人道上親子心中をやる人は本当にまた日本人として最も尊ばれる所の人間の羞恥心を多分に持っている人であるともいい得る訳です』と述べている」というのである。

こうした見方は戦後にも引き継がれている。例えば、1988年に発生した次のような事例があった。うつ病の母（41歳）が長男（14歳）、二男（13歳）、長女（9歳）を殺害した後、大量の眠剤を服用したが死にきれず、帰宅した夫が発見した事例だが、事件数ヶ月前から長男にノイローゼ、家庭内暴力があり、事件当日長男がナイフで自傷行為を行い、「死にたいから殺してくれ」と頼んだことから、母が親子心中を決意した。その際下の子どもたちも残ると可哀そうだと、3人を絞殺して自分も服薬したもの。判決は心神喪失を認めて無罪となったが、判決理由は次のように述べている。「母親、特に子供に対し深い愛情を抱く母親にとって、子供は、自己の生命にも替え難い絶対的存在であって、母親が、他に特段の理由もないのに、単に、息子から殺害を依頼されたというだけで、現実にその殺害を決意し実行するというような事態は、正常な精神状態を前提とする限り常識上到底想定し難いところである。まして、被告人は、日頃から子供達に対する愛情がことのほか深く、父親が不在勝ちであることもあって、子供達と精神的に強い絆で結びつけられていたと認められるのである」。本事例を紹介した中田（1992）は「判決文は素晴らしい」と評価している。

*22 ただし、飯塚（1982）では、「この現象が、あくまでも子殺しを伴う親の自殺という見解から、『道連れ自殺』という用語を踏襲するが、戦前の資料との比較の関係上、必ずしも統一できていない」と述べた上で、「なお、『道連れ自殺』という語は、なかなか定着をみないばかりか、『道連れ心中』という奇妙な表現が目につく」と記している。「道連れ心中」は、先に見たように戦前の麻生（1927）が用いたことはわかっているが、戦後誰が使ったのかを知ることはできなかった。いずれにせよ、飯塚（1982）の嘆息は用語問題の難しさの一端を象徴するものであろう。

*23 親子心中がわが国特有のものだという考え方は、稲村らによって否定されるが、だからといって大原他の研究が無意味であるとは言えないだろう。たとえば大原（1979）は、「筆者がかつて、母子心中の新聞記事を日本の母親たちにみせたところ、まず最初に発することばは、『かわいそうな母子だ』というものであった。これと同じ形式でアメリカの母親に質問してみると、『どうしてこのようなことが起こったのかわからない。この母親は、きっとクレイジーだろう』ということばが返ってきた。この調査でわかったことは、日本人の母子心中に対する態度は、批判は二の次で、同情が先に立つということである。つまり、心中は日本人の心性からすると、『きっと同情すべき事情があったのだろう。かわいそうに』という風に、是認されているということになる」と述べつつ、わが国における心中に対する意識状況を検討しているが、これも親子心中に迫るアプローチのひとつであろう。

*24 当時の読売新聞の報道や、佐藤（1979）などによれば、事件の概要は以下のとおり。事件発生は1978年（昭和53年）11月。夫（55歳）はガソリンスタンドを経営する傍ら市議員を経て当時は県議員だったが、弟が経営するガソリンスタンドが3億円の負債を抱えて倒産したため、保証人となった。ところが、その後自らも経営不振になり7億円の借金をして銀行取引停止とされた。そのため、死亡した9人がマイクロバスに同乗、夫とその長男（31歳）が7人の女性に睡眠薬を飲ませた上で絞殺、残った2人は河川敷で焼身自殺を遂げたもの。長男の妻と次女は妊娠中であった。



*25 稲村（1977）は、「古代から現代までいずれの時代にもあった」と主張している。しかし、小峰（1937）が「現今の如き生活苦に因する、又病苦に因する親子心中の實例は余の見聞せし徳川時代の歴史（正史、私史、實記）、歌舞伎狂言物、浄瑠璃物、小説、自殺に関する文献及幕末時代の新聞紙、その他實話傳説等を探求したのであるが敷ふる程も見當ら」ないとした点、つまりわが国の歴史上の事例の少なさを覆すだけの資料を提供しているわけではないように思われる。

*26 少し長くなるが、当該部分を以下に引用する。

*

こうした親子心中に関する研究は、やはり欧米が古く、それは子殺し研究という形で行なわれた。古いといっても19世紀後半からであり、はじめは散発的である。

20世紀に入ると、イギリスを中心に研究が前進した。1902年にベイカー（Baker, J.）は、有名なイギリスのブロードモアー（Broadmore）医療刑務所において、女性収容者のうち286名の子殺しを系統的に調べ、その知見は研究史上重要な位置を占めている。

1910年代には、ドイツのフルヴィッツ（Hurwicz, E.）が家族殺人を報告したが、この家族殺人（Familienmord）とは、既述のように、ドイツで心中の意に用いられる。他にはフランスのドロアンソー（Drouinceau G.）やサラール（Sarrat, J.）の症例報告もある。

1920年代には、イギリスのホプウッド（Hopwood, 1927）の研究が特記される。彼はベイカーと同じくブロードモアーにおいて、1900～24年の間に扱った女性収容者388名をまとめ、そのうち166名（42.8%）の子殺し犯を詳述した。

1930年代に入ると、ベイカー（Baker, F.H.）、モートン、ベンダー、またわが国の小峰、大西など各地で多くの研究がなされている。ベンダー（Bender, 1937）は、ニューヨークのベルヴ病院精神科で扱った子殺し犯6例を詳述し、心理を解明したが、まず母親に芽生えた自殺衝動が、子供との心中の考えとなり、行為の段階で、結局は子殺しに終わる経緯を指摘している。モートン（Morton, 1934）は、イギリスのハロウェー刑務所で1923～32年の間に収容された女性の殺人者126名をまとめ、子殺し、墮胎などにふれている。なお、一般に女性の殺人は、実子殺、愛人殺、および墮胎が大部分である。また小峰（1938(ママ)）は、わが国のみならず、世界でも最初といえるような母子心中に関する系統的研究を行なった。

これ以後、1940年代には、バット（Batt, J.C.）、カープ（Carp, E.）、デイビッドソン（Davidson, G.M.）、ランゲリュデック（Langelüddecke, A.）、など、また1950年代には、アデルソン（Adelson, L.）、カープマン（Karpman, B.）、チャップマン（Chapman, A.H.）、マクデルメイド（McDermaid, G.）、チューター（Tuteur, W.）、磯村、須賀井らなどがある。

1960年代には成果が多く、アシュ（Asch, S.S.）、フェインスタイン（Feinstein, H.M.）、ポペラ（Popella, E.）、ホルツァー（Holzer, R.）、マイアソン（Meyerson, A.T.）、レスニック（Resnick, P.J.）、グレーガー（Greger, J.）、バーグ（Burg, M.）などが、またわが国には姫岡の研究がある。1970年代では、ジャクソン（Jackson, G.）、ルキアノビツ（Lukianowicz, N.）などをはじめ多くの研究が行なわれているが、わが国には土屋ら、村田、著者のものなどがある。

*27 藍沢（1979）は、中国では「双斃」と呼ばれていると紹介している。

*28 稲村（1977）は、欧米諸国での心中発生状況について検討し、次のように紹介している。「欧米諸国のうち、殺人後自殺した者の比率でとくに高いのは、イギリスとデンマークである。イギリスでは殺人者全体の22.5～36.1%を占め（Gibson, E. & Klein, S., 1961; West, D.J., 1965; McKenzie）、デンマークでは実に51.8～80%（Siciliano, S., 1968）である。これらの諸国は、他の報告からもわかるように、親子心中の多い国であり、ここにあげた数値の多くが親子心中で占められる模様である。殺人後自殺をした者の比率が中間的な数値を示すのは、西ドイツの20～25%、オーストラリアの17～22%などである。またシプコベンスキー（Schipkowensky, N., 1970）によると、比率がとくに低いのは、カナダの10.8%（Fattah, E.A., 1972）とアメリカの3～4%（Wolfgang, M. E., 1958; Phels; Dublin, L.I. & Beuzel, B., 1933）である。これらの数値は、各国とも、殺人時に自殺を試みるものが非常に高率を占め、そのうち、心中が相当数あることを示唆している」

*29 滝内（1972）と飯塚（1982）は、同じ警察庁のデータを引用しているが、昭和35年の数値に違いがあったので一次資料で確認してみると、飯塚（1982）が正しく、滝内（1972）の数値が間違っていることが確認された。なお警察庁統計では、集団自殺件数を計上した上で「無理心中」を内数として再掲しているが、それらがどのように定義されているのかは不明である。ちなみに滝内（1972）・飯塚（1982）ともに、無理心中件数ではなく、集団自殺件数を紹介していた。図2-1は、基本的に一次資料をもとに作成しているが（無理心中件数は示していない）、昭和39年のみ、滝内（1972）・飯塚（1982）に従っている。両者とも昭和39年の数値に関しては一致していた点を付記しておく。

なお、警察庁統計については姫岡（1966）も言及しており、次のように述べている。「警察庁統計では、共同自殺は集団自殺と名づけられ、昭和二九年にはじめて予備調査が行われ、三一年以降、毎年その数が発表されている」。残念ながら昭和29年（1954年）の予備調査についてはその内容を知ることができなかった。

*30 1970年前後から、コインロッカーに嬰兒の死体を捨てるという事件が頻繁に発生するようになり、保坂他（2011）『日本の子ども虐待（第2版）』によれば、71年3件、72年8件、73年46件と急増していく。

*31 厚生省の一次資料は入手できなかったが、高橋他（1977）は、「なお、本報告は、厚生省大臣官房統計情報部から、複合殺に関するデータを提供いただき集計・分析したものである」と述べている。

*32 姫岡（1966）は夫婦心中も調査しているが、これは178例であったという。なお、本研究は親子心中をテーマとしているので、夫婦心中については取り上げないこととする。

- *33 図2-4では、成人親子心中を除いた数値を示したが、原著はそれを含めた件数で論じているので数値は一致しない。
- *34 この分析と成人親子心中を除いた数値とを比較すると、昭和34年と35年が入れ替わる。すなわち昭和34年は母子心中の件数が19件とピークとなるのに対して、越永他（1975）では昭和35年に成人親子心中が、対象期間の中で最も多い5件となっていてピークを形づくっている。
- *35 本論文に掲げられている表1「東京における実子殺、類型別・性別・経年別」によると、心中の父は26人、母は49人となっていて、引用した本文とは齟齬がある。
- *36 親子心中が複合することがあるとすると、先に<注24>で紹介した一家一族9人死亡の事例も、見方を変えれば、県会議員家族（議員夫妻とその子どもたち）の一家心中と、長男の家族（夫妻とその子ども）の一家心中、および長女家族における（長女とその子の）母子心中が複合したと考えられないこともない。ところで、この事例では長女の夫だけが難を逃れている。熊谷他（1989）は「一般に父子心中は一家心中の形をとることが多く、母子心中とはかなり異なった内容を持っている」と述べているが、この一家一族9人死亡の事例は、そのことを想起させるような事例とも言えるのではないだろうか（すなわち、県議および長男の二人の父親は、自分の妻と子どもを巻き添えにした一家心中を実行し、長女は自身の夫を残して母子心中。また県議は、義理の息子にあたる非血縁の長女の夫は心中に加えなかったとも考えられ、非血縁関係の親子心中は行われにくいことの例と言えなくもない）。
- *37 とはいえ、非血縁関係での心中事例がないわけではない。以下にその一例を示す（東京地判 平成8・3・28 判時1596号から要約）。昭和63年2月にA子と結婚し、A子の連れ子（当時小1）のB子と養子縁組をして親子3人で暮らすようになった養父は、その酒癖の悪さなどに嫌気がさしたA子が再三外泊し、平成6年8月31日には現金や預金通帳を持って家出してしまったため、母親と会えないB子をかawaiiそうに思い、家族の将来の生活を悲観するとともに気持ちもいら立ち、飲酒量も増えて夜もなかなか眠れない日々を過ごすようになった。
同年9月9日頃、家出中のA子と偶然出会い、家に帰るよう説得したが、A子がこれを拒んで逃げてしまったため、A子は自分のもとには二度と帰って来ないと思ひ込むようになった。
養父は、9月13日午前3時30分ころ、就寝中のB子（当時13歳）をぼんやりと見やっているうちに、A子が家出してからのいら立ちと家族の将来の生活を悲観する気持ちが一気に高まって自殺しようと思うと共に、残されたB子が不憫であると考えてB子も殺してしまおうと決意し、台所から出刃包丁を持ち出し、「お父さんと死んでくれ」などと言いながら、殺意をもってその左胸部を出刃包丁で1回突き刺したが、殺害の目的は遂げなかった（判決は懲役5年）。
- *38 なお、加藤他（2001）及び厚生労働省の検証報告にはいずれも2名の年齢不明があったが、それらは本図から省いている。
- *39 なお、永田（1950）のデータには0歳の欄がなかった。可能性としては「数え年」で計上されているために0歳がなかったということも考えられるが、正確なことはわからない。
- *40 伊藤（1985）は、昭和26年、36年、46年、56年の4つの時期を選んで調査をしており、「各年代」とは年齢階級のことではない。
- *41 加藤他（2001）の場合、図2-16では1歳より0歳のほうが多いが、加藤他（2001）は「5歳と1歳に多く」と述べて0歳が多いとは記載していない。その理由として考えられるのは、原著が0歳を新生児と乳児に分類し、それぞれを5人と23人として表記していることによるのではないと思われる。なお、作図に当たっては、新生児と乳児を合計して0歳を28名として示した。
- *42 なお、永田（1950）に掲載されている表では、合計欄が200と記載されているものの、個々の項目を合計すると190にしかならない。本図は個々の項目の数値を示している。
- *43 一家心中が、すべて「夫婦の合意を前提としている」とは言えまい。たとえば、「何が親子心中にあたるか」で紹介した事例（ただし本事例は、心中か否かが争われてはいた）のように、同意なく妻を殺害して一家心中を果たそうとすることは、決して珍しくないと思われる。姫岡（1964）には、「一家無理心中のうちに類別されるものは五九例あり、そのうちの一例だけが加害者が女性であるが、他はすべて男性であった。家族構成からいうと、五〇例は夫婦と未婚の子から成る核家族に属し、他は妹を同居させている一例を別にすれば、すべて直系家族であった」との記載があるが、加害者が区別されていることから、この場合に夫婦等がすべて合意して一家心中をなしたとは考えにくいのではあるまいか。

資料1

「親子心中」 関連書籍の一覧（2009年まで）

| | |
|-----------|---|
| 1932 | |
| 原 泰一 | 「いたましき親子心中の真相」 原泰一（出版地不明） |
| 1934 | |
| 原 泰一 | 「親子心中」 賀川豊彦・安藤政吉 『日本道徳統計要覧』 改造社 |
| 1938 | |
| 小峰 茂之 | 「明治大正昭和年間に於ける親子心中の醫學的考察」 小峰研究所 / 編 『財団法人小峰研究所紀要 邦文 第5巻』 |
| 1958 | |
| 田中 寿美子 | 「親子心中」 『現代倫理』 筑摩書房 |
| 1959 | |
| 磯村 英一 | 『心中考』 講談社 |
| 1966 | |
| 姫岡 勤 | 「戦後における無理心中の実態」 高坂正顕・臼井二尚 / 編 『日本人の自殺』 創文社 |
| 1973 | |
| 大原 健士郎 | 『心中考—愛と死の病理』 太陽出版 |
| 1974 | |
| 越永 重四郎 他 | 「情死と親子心中」 田多井吉之助・加藤正明 / 編 『日本の自殺を考える』 医学書院 |
| 1975 | |
| 大原 健士郎 | 「情死と親子心中の臨床」 大原健士郎 / 編 『自殺学 2—自殺の心理学・精神医学』 至文堂 |
| 1976 | |
| 高橋 重宏 | 「母子自・他殺の実態、子どもの人権を守るために」 『母と子の人権と福祉』 全国社会福祉協議会 |
| 福島 章 | 「子捨て子殺しの社会病理」 大原健士郎・岡堂哲雄 / 編 『現代のエスプリ別冊—現代人の異常性3』 至文堂 |
| 稲村 博 | 「子捨てと子殺し」 自殺予防研究会 / 編 『青少年の自殺とその周辺』 学事出版 |
| 1977 | |
| 稲村 博 | 『自殺学—その治療と予防のために』 東京大学出版会 |
| 福島 章 | 「子殺しの類型学的研究」 『犯罪心理学研究1』 金剛出版 |
| 1978 | |
| 稲村 博 | 『子殺し—その精神病理』 誠信書房 |
| 1979 | |
| 栗栖 瑛子 | 「子殺しの実態」 『現代家族法体系 3』 有斐閣 |
| 中谷 瑾子 | 「子殺しに対する法の役割」 『現代家族法体系 3』 有斐閣 |
| 1980 | |
| 大原 健士郎 | 「母子心中」 飯田芳郎 他 / 編 『児童問題とその指導：学童期・青年期の問題を中心として』 同文書院 |
| 佐々木 保行 | 『日本の子殺しの研究』 高文堂出版社 |
| 佐藤 典子 | 「子捨て・子殺し」 飯田芳郎 他 / 編 『児童問題とその指導：学童期・青年期の問題を中心として』 同文書院 |
| 1981 | |
| 日本子どもを守る会 | 「子捨て・子殺し」 『子ども白書 1981 年度版』 草土文化 |
| 1982 | |
| 佐々木 保行 | 『日本の子殺しの研究』 高文堂出版社 |

1983

中谷 瑾子 他 『子殺し・親殺しの背景』 有斐閣

1986

栗栖 瑛子 「子殺しの背景の推移」 藤原豪 / 編『青少年の社会病理』 金原出版

1987

高橋 重宏 『母子心中の実態と家族関係の健康化—保健福祉学的アプローチによる研究』 川島書店

1998

子どもの虐待防止ネットワーク・あいち
『見えなかった死—子ども虐待データブック』 キャプナ出版

2000

子どもの虐待防止ネットワーク・あいち
『防げなかった死—子ども虐待データブック 2001』 キャプナ出版

2003

中谷 瑾子 『児童虐待を考える』 信山社出版

2009

黒田学, 渡邊武, 日野・障害児家族心中事件調査団
『障害のある子ども・家族とコミュニケア: 滋賀・父子心中事件を通して考える』 クリエイトかもがわ
五味 百合子 「母子問題と母子福祉」 『五味百合子女性福祉論集: 学生とともに歩む』 ドメス出版

資料2

「親子心中」関連論文の一覧（2009年まで）

1927

- 原 胤昭 「近時の流行綾子心中の惨事」 社会事業 11 (9)
原 泰一, 山田 わか, 本野 久子, 大屋 梅子, 林癸 未夫, 市川 源三, 布川 静淵, 麻生 正藏
「親子心中に関する諸家の意見」
生江 孝之 「所謂親子心中の真相」 社会事業 11 (9)
山形 東根 「所謂親子心中に就て」 丁酉倫理會倫理講演集 11 ; p.113-121

1928

- 原 胤昭 「母子心中」 社会事業研究 16 (1)

1934

- 北村 孝義 「親子心中の吟味とその対策」 社会事業研究 22 (10)
關 寛之 「親子同伴死の流行に就て」 社会事業 18 (5)
小峰 茂之 「親子心中の精神病的觀察の概要」 社会事業 18 (5)
菊地 甚一 「両殺症としての母子心中」 社会事業 18 (5)

1937

- 大西 義衛 「親子心中について」 日本医事新報 757

1938

- 小峰 茂之 「親子心中の成因についての考察」 精神神経雑誌 42 ; p.210-226

1950

- 原 泰一 「親子心中の対策をも含めた社会保障制度」 社会保険旬報 238 ; p.5
永田 幹夫 「親子心中—その調査報告」 社会事業 33 (6)

1951

- 河野 省三 「一実心中と人間と社会」 弘道 60 (663) ; p.6-9

1952

- 江家 義男 「心中をめぐる法律問題」 法律のひろば 5 (12) ; p.21-23
山名 正太郎 「親子心中はふえている」 婦人公論 38 (12) ; p.73-75

1954

- 金子 準二 「子殺しの心理」 政界往来 20 (10) ; p.143-149

1955

- 大久保 満彦 「親子心中—小泉一夫ケースの分析」 社会事業 38 (1)

1956

- 磯村 英一 「親子心中の背景」 婦人公論 41 (5)

1957

- 須賀井 正謙 他 「監察医務より見たる情死と親子心中」 科学と捜査 10 ; p.275

1958

- 久山 照息 「嬰兒殺しの鑑定例」 矯正医学 7 (3) ; p.80-86

1964

- 姫岡 勤 「戦後における心中の実態」 ソシオロジ 11 (1・2)
大原 健士郎, 藍沢 鎮雄
「親子心中の症例検討」 精神医学 6 ; p.911-917
大原 健士郎 他 「親子心中の文化史的研究」 高良武久名誉教授就任記念論文集
山高 しげり 「再び『母子心中』を繰り返す—母子福祉の現状と問題点」 月刊福祉 47 (10)

1965

大原 健士郎 他 「母子心中の動機と刑量の問題」 矯正医学 14 (5) ; p.79-80

1966

大原 健士郎, 宮田 国男, 岩井 寛, 青木 公平
「親子心中に関する問題—問題解決場面における母親の態度」 矯正医学 15 ; p.29-33

1969

磯村 英一 「心中考」 大原健士郎 / 編 『現代のエスプリ第 27』 至文堂
藍沢 鎮雄 「解説：磯村英一 心中考」 大原健士郎 / 編 『現代のエスプリ第 27』 至文堂

1972

滝内 大三 「親子心中と日本人の子供観」 京都府立大学学術報告「人文」 24 号 ; p.47-60
滝内 大三 「親子心中と日本人の子供観」 日本教育学会大会研究発表要項 31 ; p.150

1973

赤松 高之 「0～2 歳児の事件」 小児保健研究 31 (5) ; p.240-242
広瀬 勝世 「最近の女性犯罪をめぐる精神医学的検討」 法律のひろば 26 (6) ; p.20-26
飯塚 進 「心身障害者に係わる『道連れ自殺』について (1)」 桃山学院大学社会学論集 7 卷
滝内 大三 「最近の親子心中をとおして見た日本人の子ども観について」 教育 23 (6) ; p.26-37
山本 勝朗, 山本 萬里子, 指宿 律子
「児童事故の疫学的観察 (II)」 小児保健研究 31 (4) ; p.163-164

1974

厚生省児童家庭局
「児童の虐待、遺棄、殺害に関する調査結果」 厚生 29
栗栖 瑛子 「子どもの養育に関する社会病理的考察—嬰兒殺および児童の遺棄、虐待などをめぐって」 ジュリスト 577 ; p.121-127

1975

藍沢 鎮雄 「心中の文化史的背景—情死と親子心中の文化史的研究」 大原健士郎 / 編 『現代のエスプリ別冊—自殺学 4』 至文堂
稲村 博 「子殺しの研究」 犯罪学雑誌 41 (1) ; p.40-55
越永 重四郎 他 「戦後における親子心中の実態」 厚生の指標 22 (13) ; p.8-17
大森 晶夫 「東京における親殺し・子殺し」 犯罪心理学研究 11 (1) ; p.41-43
山上 皓, 中田 修, 福島 章
「母子心中の知見補遺」 犯罪学雑誌 41 ; p.228-244

1976

福島 章 「子を殺す親—類型学的研究」 犯罪と非行 29 ; p.43-72

1977

福島 章 「子殺しの精神病理」 教育と医学 25 (4) ; p.298-305
栗栖 瑛子 他 「東京における子殺しの実態 戦後 22 年間 (昭和 25～46 年) の動向」 ケース研究 160
佐々木 保行 「子捨て・子殺し」 ジュリスト創刊総合特集 (「現代の家族」)
佐々木 保行 「親子心中に見る親の愛情の心理と論理」 児童心理 31 (9) ; p.1737-1743
佐藤 カツコ 「母親による子殺しとその背景」 犯罪社会学研究 2
高橋 重宏 「母子自・他殺 (いわゆる母子心中) の社会統計的研究」 社会福祉学 18 ; p.77-123
高橋 重宏, 上石 隆雄
「日本における複合殺 (いわゆる心中) の実態—母子自・他殺の全国調査を中心として」 厚生の指標 24 (3)

1979

藍沢 鎮雄 「情死と親子心中」 からだの科学 86 ; p.86-92
広瀬 勝世 「女性と犯罪」 教育と医学 27 (6) ; p.562-568
稲村 博 「子殺し・親子心中の状況」 教育と医学 27 (1) ; p.54-60
日下部 康明, 山岡 正規, 根岸 達夫
「子殺しの 3 症例」 北関東医学 29 (2) ; p.105-113
増田 登志子 「抑うつ状態における支配観念にもとづく家族殺人の鑑定例」 犯罪学雑誌 45 ; p.104

大原 健士郎 「親殺し・子殺し」 教育と医学 27 (6) ; p.569-575
佐藤 裕 「わが国の自殺に関する研究—親子心中の実態」 聖路加看護大学紀要 6 ; p.1-11

1980

坂巻 照 「ある父子心中事件から」 月刊福祉 63 (7) ; p.8-14
作田 勉 「嬰兒殺の研究—現状、分類、対策、母性心理、ほか—」 犯罪学研究 46、; p.37-48
長谷川 篤 「母ちゃん、死にとうない!—増える親子心中に無策の半世紀」 月間 教育の森 ; p.88-93

1981

石原 慶子, 由比 貞勝 「女性精神疾患におけるサイコセラピー -1- 無言症を呈した外人子殺し受刑者の一治験例」 犯罪心理学研究 18 (1・2) ; p.19-24
小林 智子, 若山 晃, 大沢 忠久 「母親による子殺し」 早稲田大学犯罪学研究会誌 5 ; p.23-57

1982

飯塚 進 「道連れ自殺, 今昔」 桃山学院大学社会論文 15 (2) ; p.187-219
辰沼 利彦 他 「子殺し症候群 - 1 -」 犯罪学雑誌 48 (3) ; p.99-108
辰沼 利彦 他 「子殺し症候群 - 2 -」 犯罪学雑誌 48 (4) ; p.168-175

1983

石川 知子 「親子心中」 地域保健 14 (4) ; p.34-38

1984

石原 慶子 「子殺し女子受刑者の研究」 犯罪心理学研究 21 (1・2) ; p.11-24
石川 英夫 「最近の親子心中の実態」 東京経済大学人文自然科学論集 66 ; p.1-38
品川 博 「親子心中防止について—地域福祉の現場から—」 公衆衛生 48 (11) ; p.58-61
内山 絢子, 山岡 一信 「子殺し・配偶者殺しの男女別犯行特性」 科学警察研究所報告 防犯少年編 25 (1) ; p.82-87

1985

一門 恵子, 浦野 エイミ, 勝俣 暎史 「障害児を包含した親子心中」 熊本大学教育学部紀要 人文科学 34 ; p.171-179
伊藤 わらび 「母子心中の一考察—母子心中をみる国民の意識と未遂者への刑量の問題を中心に」 月刊福祉 68 (12) ; p.78-85
伊藤 わらび 「戦後日本における母子心中の一考察」 武蔵野短期大学研究紀要 2
栗栖 瑛子, 中村 陽子 「東京における子殺しならびに虐待について—昭和 46 ~昭和 55 年の推移—」 社会精神医学 8 ; p.135-143
山内 春夫, 本間 尚子, 茂野 録良 「ディーゼルエンジンの排気ガスによる車内変死」 法医学の実際と研究 28 ; p.115-118

1986

稲村 博 「親子心中・えい児殺しの精神病理」 ペリネイタルケア増刊号 5 (夏季増刊) ; p.106-111
品川 信良, 野村 雪光, 平岡 友良, 北林 静子, 奈良月 光, 大坂 弥生 「産科および母子医療担当者の立場から『母子心中』を考える」 日本医事新報 3250 ; p.31-34
米満 孝聖, 井島 左恵, 神田 瑞穂 「ある心中事件における毒物検査結果からの犯行順序の推定」 法医学の実際と研究 29 ; p.113-117

1987

飯塚 進 「親子心中の国際的比較による研究—文部科学省研究費補助金研究成果報告書」 桃山学院大学
影山 任佐 「大量殺人について—地検の起訴前鑑定 6 年間の事例および統計的研究」 犯罪学雑誌 53 (4) ; p.170-183
大原 健士郎, 大原 浩一 「心中・殺人に関する精神医学的絞殺」 精神科 MOOK 17 ; p.119-124
大野 曜吉, 内間 栄行, 梶原 正弘, 向井 敏二, 大城 尚伸, 永盛 肇 「感電による他殺の一例」 法医学の実際と研究 30 ; p.185-189
野村 雪光, 藤井 俊策, 後藤 高志, 品川 信良 「育児ノイローゼから親子心中」 ペリネイタルケア 6 (5) ; p.27-34

1989

- 熊谷 久代, 大橋 裕, 川口 浩司, 星野 良一, 大原 浩一
「父子心中を企て実子を殺害した大うつ病の1例」 臨床精神医学 18 (11) ; p.1699-1705
- 作田 勉 「心中の研究」 犯罪学雑誌 55 (2) ; p.54-61

1990

- 小林 一弘, 大原 健士郎
「母子心中の1例—所有対象喪失を中心に—」 臨牀と研究 67 (9) ; p.146-150
- 奥村 雄介 「拡大自殺を行った女性例 3 例について(うつ病と拡大自殺—その精神医学的考察)」 犯罪学雑誌 56; p.281-290
- 尾崎 尚子 「次男出産を機に長男と母子心中を遂げたうつ病の1例」 臨床精神医学 19 (11) ; p.1707-1713

1991

- 鈴木 喜八郎, 渡辺 俊三, 小山内 隆生, 山下 清次, 佐藤 時次郎
「女性の犯罪—司法精神鑑定例の検討—」 弘大医短紀要 15 ; p.87-95

1992

- 早川 直実, 影山 任佐, 榎本 稔
「躁うつ病者の犯罪特徴 地検起訴前鑑定 9 年間の分析」 精神医学 34 (2) ; p.153-161
- 鶴岡 茂實, 土屋 ゆひ子, 湯座 義一, 青木 利彦
「中毒による急死の研究」 宇宙航空環境医学 29 ; p.81-89
- 小西 聖子, 佐藤 親次, 薩美 由貴, 小田 晋
「母親による新生児殺と乳児殺」 アルコール依存とアディクション 9 (3) ; p.190-196
- 中田 修 「内因性うつ病の殺人とその責任能力」 犯罪学雑誌 25 (2) ; p.49-57

1993

- 稲村 博 「わが国における心中の最近の傾向および危険の予測と対策」 精神科診断学 4 (2) ; p.173-184
- 小西 聖子 他 「実子殺における母子関係」 犯罪学雑誌 59 (6) ; p.260-271
- 宮石 智, 守屋 文夫, 山本 雄二, 高田 真吾, 鈴木 茂, 重田 佳昭, 石津 日出雄
「民家火災後に死体で発見された一家 6 人についての法医学的考察」 法医学の実際と研究 36 ; p.115-121

1994

- 薩美 由貴, 小田 晋
「成人実子殺への精神保健学的考察」 日本社会精神医学会雑誌 3 (1) ; p.17-24
- 米里 誠司, 田村 雅幸
「最近 10 年間の心中自殺の特徴」 科学警察研究所報告 防犯少年編 35 (1) ; p.73-87
- 吉田 学, 赤根 敦, 綿引 利充, 沖井 裕, 吉村 澄孝, 時安 太久磨, 千代 孝夫
「異なった経過を示した一酸化炭素中毒症例」 法医学の実際と研究 37 ; p.203-210

1995

- 中田 修 「心気性支配概念による実子殺の一例について」 犯罪学雑誌 61 (2) ; p.52-59
- 甘楽 昌子 「棄児, 親子心中」 小児内科 27 (11) ; p.1647-1650

1996

- 作田 勉 「近年の犯罪動向と原因別分類の試み」 日本社会精神医学会雑誌 4 (2) ; p.213

1997

- 加藤 英世, 松村 弓彦
「日本の母子心中の実態と, その家族社会学的研究」 杏林医会誌 28 (4) ; p.567-568

1998

- 高濱 桂一, 瀬尾 泰久, 松田 洋和, 鎌田 秀一, 中川 孝久
「事故死か心中かが争点となった自動車転落入水事故の一例」 法医学の実際と研究 41 ; p.319-322

1999

- 石塚 千秋, 村上 千鶴子, 蓑下 成子 他
「診断が困難であった実子殺しの鑑定事例」 犯罪学雑誌 65 ; p.202-206

- 中谷 陽二 「うつ病者の破壊的行動—子殺し再考—」 臨床精神医学 28 ; p.833-838
- 苗村 育郎, 武村 尊生, 菅原 純哉
「前頭・側頭障害後に嬰兒殺害に至った事例—高次脳機能障害者の長期ケアの視点から—」 臨床精神医学 28 (11) ; p.1549-1560
- 祖父江 文宏, 安藤 明夫, 加藤 悦子 他
「子ども虐待死に関する統計的基礎研究—過去 5 年間に新聞報道された事件から読み取れる傾向と課題—」 安田生命社会事業団 研究助成論文集 35 ; p.135-142

2000

- 石塚 千秋, 蓑下 成子, 佐藤 親次
「うつ病患者の拡大自殺未遂後の経過—精神鑑定事例 2 例の考察—」 臨床精神医学 29 ; p.761-768
- 田口 寿子, 菊池 道子, 中谷 陽二
「妄想型うつ病の女性による子殺しの一鑑定例」 法と精神科臨床 3 ; p.74-81

2001

- 加藤 悦子 「子どもの虐待死事件はどんなときに起きているか—統計調査結果にみる虐待リスク要因—」 へるす出版生活教育 45 (7) ; p.34-39
- 加藤 悦子, 安藤 明夫
「過去 5 年間に新聞報道された子ども虐待死事件の傾向と課題」 子どもの虐待とネグレクト 3 (1) ; p.204-210
- 加藤 英, 永井 昌子, 高塩 彩, 松田 博雄
「日本における母子心中の実態とその推移」 小児保健研究 60 (2) ; p.268

2002

- 風祭 元 「精神医学の立場から—育児不安の究極的破綻：子殺し—」 こころの科学 103 ; p.44-49

2003

- 藤田 義彦, 徳永 逸夫, 後藤田 貴子, 石上 安希子, 久保 真一
「事例報告 失踪約 1 年後に海中から発見された母子心中の親子鑑定例」 犯罪学雑誌 69 (3) ; p.75-79
- 福原 泰平 「PTSD の視点からの加害者の特徴と処遇」 矯正医学 第 52 巻第 50 回総合記念号 ; p.152-157
- 相模 あゆみ, 小林 登, 谷村 雅子
「児童虐待による死亡の実態—平成 12 年度児童虐待全国実態調査より—」 子どもの虐待とネグレクト 5 (1) ; p.141-150

2004

- 小宮 純一 「子どもを守る社会資源と精神の貧困—公的機関が関与した虐待死亡ケース取材から—」 子どもの虐待とネグレクト 6 (2) ; p.196-204

2005

- 片岡 康夫 「心中を決意した母親による子どもに対する殺人・殺人未遂事件」 研修 686 ; p.95-102
- 田口 寿子 「近年の母親による子殺しに関する犯罪精神医学的研究」 文部科学省科学研究補助金平成 14 ~ 16 年度基盤研究 (C) 「家庭内暴力の実態と対策に関する研究—殺人・傷害致死事例の分析から—」 (代表：岩井宜子) 研究成果報告書 ; p.39-46
- 田口 寿子 「産後うつ病により子殺しを行った女性患者の治療をめぐって」 心と社会 36 (2) ; p.66-72

2006

- 保科 光紀 「司法解剖例における心中の検討」 慶応医学 83 (1) ; p.37-45

2007

- 能勢 ゆかり 「養護学校寄宿舎をなくさないで！—滋賀・父娘心中事件の背景にあるもの—」 福祉のひろば 86 ; p.30-32
- 田口 寿子 「わが国における Maternal Filicide の現状と防止対策—96 例の分析から—」 精神神経学雑誌 109 (2) ; p.110-127

2008

- 赤崎 安昭, 森岡 洋史, 畑 幸宏, 筒井 順子, 三好 順子, 佐野 輝
「拡大自殺により実子を殺害したうつ病者に関する考察」 臨床精神医学 37 (9) ; p.1201-1212
- 岩井 宜子 「平成の親族間殺人」 現代の社会病理 23 ; p.47-57
- 黒田 学 「滋賀県日野町・父娘 (障害児家族) 心中事件から 1 年—「いのち・くらし」を励ます地域福祉のあり方を考えるシンポジウム—」 障害者教育科学 56 ; p.75-78

平成22年度研究報告書

「親子心中」に関する研究(1)

—先行研究の検討—

平成24年 3月30日発行

発行 社会福祉法人 横浜博萌会
子どもの虹情報研修センター
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

編集 子どもの虹情報研修センター
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091
mail : info@crc-japan.net
URL : http://www.crc-japan.net

編集 研究代表者 川崎二三彦
共同研究者 松本 俊彦
高橋 温
上野 昌江
長尾真理子

印刷 株ガリバー TEL. 045-510-1341代